





〇政府委員(尾崎護君)　租税特別措置につきまし  
　　の見直しと余り違ひのない同様な改正のような氣  
　　がいたしますけれども、検討の経過をお伺いした  
　　いと思います。また、今後の見直しについて新た  
　　な見直しの方針があるのかどうかも、お伺いした  
　　いと思います。

○政府委員(尾崎謹君) 租税特別措置につきましては、御指摘がございましたように特定の政策目的を達成するということで大変意義があるものでございますけれども、その反面におきまして、税負担の公平性でございますとか制度の簡素性といふもの犠牲にしながらそういう政策目的を達成しようという面もございます。したがいまして、その個々の政策目的と税負担の公平性などの調和を図るという見地から、あり方について吟味を続けていたところでございまして、御指摘のようないくつかの税制改正の要求がござります時期に各省庁に抜本的に検討してくれということをお願いしているわけでございます。

平成三年度の税制改正に当たりましても、企業関係の租税特別措置につきましてはそのようなお願いをいたしまして、また各省庁と十分に検討を続けました。そして、三項目廃止、「二十六項目」について整理合理化ということをいたしたわけでございます。

租特の整理合理化は、昭和五十一年度以来連年にわたり厳しい見直しということで行つてきていたるわけでござりますけれども、今後とも税負担の公平確保の観点から、社会経済情勢の変化に即応して見直しを進めてまいりたいと考えております。

○前畠幸子君 今回の改正の最も大きなものとして土地税制改革がありますけれども、この土地税制改革の考え方についてお聞きしたいと思いま

が随分上昇し、そしておくればせながら平成元年十二月二十二日に土地基本法がやつと成立したということでござりますけれども、この土地基本法にうたわれている四つの理念、一つは公共の福祉の優先、二つ目が土地の適正かつ計画的利用、三番目に投機的取引を抑制する、そして四番目が受益に応じた負担、こうした理念を実現していくための政策として土地税制が重要な役割を果たす必要があると思いますし、政府税制調査会の答申に今回の土地税制改革でこうした目的が達成されるのでしょうか。そしてまた、税制の全体的な流れをお考えになつてはいるのか。資産、消費、所得のバランスをとる必要があると思いますけれども、その中でどのようにこの目的を達せられていくのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今委員からも御指摘がありましたように、地価高騰という状況に対応して土地政策全体が非常に大きな問題に今なつておることは御指摘のとおりであります。

そうした中におきまして、今般の土地税制の見直しといいますものは、地価高騰を背景として、土地を持つおられる方と土地を持つおられない方との間の格差が拡大をし、土地利用の不均衡非効率というものが深刻化するなどさまざまな問題が生じております。本当にこの解決が急務となりました。また、土地が有限で公共的性格を有する資産であることなど、土地に関する基本理念を定めました土地基本法がおかげさまで成立をいたしました。その趣旨を踏まえた土地税制の総合的な見直しが求められていたことがござります。そして、御指摘のように先般の税制改革が目指しました所得、消費、資産などの間に均衡のとれた税体系を確保するというためにも、土地という資産に対する課税のあり方について総合的な見直しが求められておりました。こうした中で、私どもとしては土地税制の抜本的な改革を図るといううえの方で今日これに取り組んでおるわけであります。

その際には、土地という資産につき、保有や譲渡にかかる格差の拡大に適切に対応するためには、土地に対する税負担の適正公平を図るという観点で、同時に、土地ほど有利な資産がないという人々の意識、すなわち土地神話が形成をされ土地の利用価値よりも資産価値が重視されている現状の中で土地の資産の有利性というものを縮減するという観点、これらを基本的な考え方として踏まえながら、土地の保有、譲渡、取得の各段階にわたり総合的かつ抜本的な見直しを行おうとしたものでござります。

こうした考え方の中で、具体的には国民のための有限で公共的性格を有する土地と、いう資産に対する負担を求める国税としての地価税を導入します。税負担の公平性の観点と土地の資産としての有利性縮減という土地政策上の観点から、個人、法人の土地譲渡に対する税負担の適正化を図りますとともに、優良住宅地の供給や公共用地の確保、多極分散などに配慮した土地政策を推進する観点から、この目的にかなう土地の譲渡については優遇措置を拡充する、三大都市圏の特定市の市街化区域内の農地について土地に対する負担の適正化を図る見地から農地にかかる相続税と固定資産税の特例について見直しを行う、そういういた措置を講ずるものであります。

もとより税制だけで地価問題が解決をするわけではないことは、もう委員も御承知のとおりであります。我々は過去二回、地価が上昇いたしました時期におきまして、土地神話を破壊するということなしにこの問題の解決を図つておりました。これが今日私どもを非常に厳しい状況に追い込んでいる最大の原因であると私は思います。金融政策その他の施策等、私どもの役所の中だけにおきましてもこの税制改革とあわせて進めていかなければならぬ努力の分野がございます。また、関係各省庁におかれても払われる努力というものがいるわけであります。今これらが総合されて目的を達成することを心から願っておる次第であり

○前田幸子君 今おっしゃつたように、土地税制改革の役割とその効果、目的を、私たちが願っているように、税負担の公平ということと、それからほのかの資産を持っているよりも土地を持ついれば有利であるというようなことはいけないわけで、土地が将来必ず上がるというものであつてはならないと私も思いますので、この税制が土地税話の打破という目的を達せられるように、施策の目的をきちっとしていただきたいと思います。

それから、今回の改正の中で大きな改正の一つに事業用資産の買いいかえの特例があります。その買いいかえ特例の改正の中で法人の特例、いわゆる十五号特例というものがありまして、その適用期限が平成三年の三月三十一日までとなつていただけですが、今回の提出法案によりますと、その適用期限を平成三年十二月三十一日まで延長するという事になつております。十五号特例は適用期限をもつて廃止になるのではないかといったまだのうわさで、その対応に際して不動産業界、建築業界、そして土地を持っている人たちの間で大変関心が寄せられていた法案でありますけれども、どういう意味でこの特例がこういうふうになつたかを御説明いただきたいと思います。

○政府委員(尾崎謙君) 特定の事業用資産の買いかえのうちいわゆるその十五号買いいかえというのは、長期に十年以上にわたりまして土地を保有いたしました場合それを減価償却資産に買いかえることができる。その際生じた利益というのは利益の八割まで課税の繰り延べができる。この制度を利用いたしまして、値上がりをした土地を売り、そして例えば大都市におきまして建物を買ったりしている国土利用政策、土地政策の見直しという課題から考えますとこれは問題が多いということ、いろいろなことから、今回、现在我々が与えられている国土利用政策、土地政策の見直しといふ課題から考えますとこれは問題が多いということ、で、廃止することにいたしたわけございません。

まして土地を売り、そしてそれによって工場を建てるわけでございます。何といいましても、この制度を廃止するということは企業経営にとりましては大変大きな問題でございますので、現在計画を立てているようなそういう買いかえにつきましてはいわば経過的な措置が要るということで、附則によりまして平成三年十二月三十一日まで期限を延ばして、それまでに長期所有土地等を譲渡した場合には従来どおりの買いかえを認めるということにいたしたわけでございます。

もうちょっとと詳しく申し上げさせていただきたいのですが、平成三年十二月三十一日までに長期所有土地を譲渡した場合、長期所有土地などにつきまして平成三年十二月三十一日までに契約ができるて譲渡代価の二〇%以上の受け取りがあるというような場合につきましても、平成四年一月一日から平成五年十二月三十一日までに譲渡、取得が行われた場合にはやはり買いかえを適用するということにいたしております。

逆に、買いかえでござりますから売る方じやなくて今度は買う方の話がありますが、平成三年十二月三十一日までに買いかえる資産を先行取得した場合につきましても従来どおりの制度を適用することにいたしておりますし、また平成三年十二月三十一日までに買いかえ資産となる減価償却資産の取得に係る契約が締結されておりまして、かつ購入代価の二〇%以上の支払いが行われていいる、あるいは建設の着手が行われているというような場合につきましても、平成四年一月一日から平成五年十二月三十一日までその取得、譲渡が行われた場合には買いかえを認めるということになつております。

ただし、このような場合につきましては税務署長に対しまして所定の届け出が必要になるわけでございますが、そういう経過措置を講じました上

○前畠幸子君 土地が大都市を中心にして近郊都市でも非常にね上がったというのはこの買いかえが原因だということも言われているわけですので、大幅に縮減したり廃止されたり見直しが行なわれるということは私どもとしてはいいと思いますけれども、今お聞きしたように、長期所有土地等から減価償却資産への買いかえについての意図というものがそういうことを原点にしてあると思います。しかし、数ある買いかえ特例の中でもこの特例というのは群を抜いてその事案が大変多く、利用されている圧縮額というのも平成元年では全体の七〇%を超えているようあります。この改正によってあらわれる効果と影響をどのように考えられているか、伺いたいと思います。

といいますのは、私どもの見ております中小零細事業者、とりわけ構造的な制約要因のある産業等にとりましては、構造要因による損失、そうしたもの自身で補てんしながら体質改善の設備投資を行なってきているわけです。それは事業上にも社会的にも、それから従業員に対しても寄与していると考えるものなんですが、企業にとつて自分の土地に手をつけることなくそういう設備ができるはそれにこしたことはないわけです。しかし、事業環境がよくなく体力の弱い企業におきましては、自分の身を削る思いで必要やむを得ない行為として行ななければならぬことであることもわかつていただきたいと思うんです。そういうのを利用してよからぬことをする一部の人たためにこうしたことが見落とされるのではないかということを懸念いたしますが、その辺をお聞きしたいと思います。

○政府委員(尾崎謙君) 確かに企業経営の面から申しますと、委員御指摘のとおり、企業の経営に問題が生じましたときに、含み益を持っている土地があつてその土地を売ることによつて赤字を補てんしたりあるいは新しい設備に買いかえるとい

當上の一種の物の考え方がございまして、土地の手当てをするときはできるだけ広く手当てをしておく、そして値上がりを待つて、機械設備が古くなつて更新するころになつたらその土地の一部を売つて新たな投資に充てるというようなことがよく考えられるわけでございますけれども、実はそういう考え方方がいわば土地神話を作り出しているのではないかというふうに考えるわけでございまして、

つまり、企業が土地を買つて工場を建てますと、先ほど委員が御指摘になりました土地基本法的な土地の利用という点からいいますと、必要にして十分なものだけではなくてそれ以上に土地の手当てをしておいて将来に備えるというのは、これはやっぱり一つの土地のスペキュレーションでございます。いろいろなところでそのような手当てが講じられますと、国全体としては土地の利用という点からいいますと非常に不効率なことになるわけでございます。

土地などには余り投資をせずに必要最低限にしておいて、設備にお金をかけ一生懸命汗水垂らして働いて、その設備の利用によって付加価値を生み出していく。そういう努力よりも、土地を余計に買っておいた方が将来の頼りになるというような風潮こそが土地神話ではないか。かかるがゆえに、企業に土地が集まっていくというようなことになるのではないか。そういうことを考えてみますと、土地政策という観点からはこの十五号買いかえといふのは問題があつたと考ざるを得ません。

私ども、実はこの改正をやりましたと同時に、例えば騒音規制地域の内から外に買いかえをする、事業用の買いかえ特例の一項目としてこういうことが認められてくるわけでございますが、そういう場合には、從来ですと、外へ出していくと

あると嬉しいが、それが読めなかったために、それでこましまして、でも、騒音規制地域の内から外へ出していくといふような、そういう目的のはつきりしているものにつきましては、従来以上に広く認めるという考え方をとりまして、そのような改正をお願いしているわけでござります。

今までの十五号買いかえというのは、土地利用の目的、移転促進のための買いかえであるとか、あるいは誘導しているところに行くための買いかえであるとか、そういう土地政策を離れてただ買いかえるということが認められたものですから、それに伴う土地政策上の先ほど申しましたいろいろな問題点、土地神話に絡んでくる点、それからむしろ既成の市街化区域内で買いかえが行われる点、そういうような問題点を考えまして、今回廃止をお願いしているわけでございます。そして、先ほど申しましたように、事業の経営にとりましては現在計画がござりますと大きな問題になつてゐるわけでござりますから、そこは考慮措置を設けまして、その経過措置の間に現在考えておられる計画を達成していただきたいというよう配慮したところでございます。

○前畠幸子君 今御説明にあつた、企業がいいときたものを充てて償却資産にかえた場合のこと、これは私は廃止になつていいと思うんですけれども、私は愛知県の一宮というところがすぐそばでござりますので、戦後、機屋さんが大変だつた二階建てになり平家建ての木造の工場を設備を整えて三階、四階建てにする、そのため自分の庭の一部を売却して償却資産にかかるのを見ており

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

抱えている企業もあるわけで、自分の庭先を売つてかえるという人もあるわけです。お年寄りなどが例えは自分の庭先を半分売つてマンションを建てて、それで自分の老後の収益にしていくというような場合もあるわけですので、一概に全部が今おっしゃるようなふうにはならないと思います。それはそれとしまして、そうしますと、今おっしゃったような「買いかえ資産となる建物、構築物等について、土地等の取得に伴い取得する場合に限る」という要件を廃止する。」とここにあります。ですが、その理由をお聞きしたいと思います。

それから、市街地内の土地を売却し償却資産を市街地の外に買った場合、買いかえ特例はそうしますと効くということになるのでしょうか。もしそうなると、実質的に償却資産の買いかえというものが残つたような気がいたしますけれども、その辺の御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(尾崎謹君) 特定の事業用資産の買いかえは、実は一号から今御指摘の十五号までいろいろあるわけでござりますけれども、それは土地政策上の目的に沿うように、例えば移転促進のための買いかえについてその特例を認めるとか、先ほど私、騒音規制地域の内から外の例を申し上げましたが、そのほかに例えば大気汚染規制区域の内から外でありますとか、それから航空機騒音障害区域の内から外でございますとか、逆に誘致促進からいいますと農村地域工業等導入地区への買いかえでございますとか、そういう望ましい、来てほしいというところへの買いかえ、それから今回新たに認めましたのは工業再配置促進法の移転促進地域、これは既市街地などとほぼ同じ概念でございますが、その移転促進地域から誘導地域等に工場を移転する場合、そういうようなことを新たに認めまして、これは圧縮割合が通常八割でござりますけれども、それを九割まで圧縮できるこという優遇までいたしました。これは移転促進でありかつ誘導地域であるのですから、そういう優遇をするというようなことにいたしております。

それから、既成市街地内におきましても、例え建物を高層化して高度利用にする場合、その土地を売りまして高層の建物の一つのフロアに移ると、いうようなものにつきましても事業用の資産の買いかえを認めるというようなことをいたしております。まして、いわば土地政策に沿つて望ましい方向に動くというか目的がはつきりしているケースにつきましては、先ほど申しましたように、土地と結びつかない償却資産でありまして買いかえを認めることにいたしているわけでございます。

したがいまして、十五号買いかえは、ただ単に長期に所有した土地を償却資産に買いかえると、うだけのことのございまして、土地政策とのつながり、望ましい方向への誘導といつながらりがはつきりしていなかつたものですから、非常に利便しやすい制度ではあったわけでござりますが、土地政策上は問題があつたということございま

域を言うわけでござりますか、その内から外へ貢  
いかれる場合にはこの制度が適用されるというこ  
とになつておるわけでございます。

ところが、既成市街地等の内から、いわゆる近  
郊整備地帯と言つておりますが、首都圏でござい  
ますと例えば調布市でありますとか市川市であり  
ますとか、大宮市でありますとか、そういうよう  
なところにも買いかえができるということになつ  
ておりますと、ちょっと出ていくだけで買いかえ  
を適用する、それがむしろ都心の値上がり、地価  
の上昇を周辺に振りまいたと言われている一つの  
原因になつておるわけでござります。

したがいまして、この制度を廃止したらどうか  
という意見もございまして随分検討を重ねたわけ  
でござりますけれども、やはり既成市街地等から  
外へ出ていくという制度は残したいということと  
て、近郊の整備地帯に行くようなものにつきまし  
ては圧縮割合を現行の八〇%から六〇%にすると  
いうことによりまして、いわば課税の繰り延べの  
範囲を小さくするということとそれを規制するこ  
とにしたわけでござります。

その際には、御指摘のようなこと、つまり買いか  
える資産につきましては、実際に事務所として  
使っておりましたもの、あるいは工場とか作業場  
とか研究所、店舗、倉庫、そういうような営業に直  
接用いらされているものを売つて出していく、そういう  
ケースだけに限つたわけでござります。他人に  
貸している施設でございますとか福利厚生施設の  
ようなものは、この適用対象から除外すということ  
にしたわけでござります。

○前畠幸子君 そうしますと、福利厚生施設とか  
駐車場というのも、これを営業に使つておられた場  
合はどうなるんでしょうか。福利厚生施設という  
ものは営業ということには見られないわけなんで  
すね。

○政府委員(尾崎護君) 直接営業に用いていたも  
のであれば、営業所の一部でございましょうから、  
多分該当することになると思ひます。

○前畠幸子君 わかりました。

それから国土の方はここでお聞きしたいんで  
すけれども、こうして税制上はとにかく土地の値  
を下げるという方に努力をしているわけですけれ  
ども、国土におかれましても、規制監視区域と  
いうものができまして、私ども名古屋でも随分下  
がった金額で取引を指導されているわけでござい  
ますけれども、その反面、例えば今まで一億で  
売つていたものが七千万でしか売れないのでし  
て、どうしても売り主の方が渋る場合に、この一、  
三年、景気のいい中で土地を取得される方たちが  
広告費、宅地造成費、補償費などといういろいろ  
な名目のものとに別のお金を出していらっしゃるん  
ですね。しかしこれは、本人同士の取引でありま  
すし、土地の譲渡価格として取引をされているわ  
けではないので罰則が与えられないと思います。  
しかし実体は土地価格とみなさなければならない  
のではないかと思います。そうしたものに関して  
国土はどれだけ実情をおわかりいただいている  
か、ちょっとお聞きしたいと思います。

するといふことを聞いておりましたけれども、現実にはそういうことを私どもまだ聞いておりません。

ところが、私はもう三件ほど事例を見ておりま  
す。市の指導価格で契約書もでき仲介手数料も払  
われておりますので、市の指導価格と契約書の価

○説明員(伊藤威彦君)　運用の実情におきまして、すべての土地取引について実態を把握するといふことは、確かに御指摘のとおり困難が伴うこともあります。否めないわけでございますけれども、先ほど申しましたように、私どもいたしましては、届け出どおり実際の取引が行なわれているかどうかについては今後とも把握に努めるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

（原作等子著）　土地賃酒に終わ取引がアリーナリー  
ツーということで、大変悲しいことなんですかけれども、そうした陰にそういう取引があるのでではなく

いかなどいう気がいたします。土地の単価を直す  
ということはできないわけで、脱税行為の  
温床となるものがあるのでないかなという気が

いたしますけれども、今までの脱税行為から上がつてくる事案としてそうした譲渡価格を見られると、さういふ名目で入つて、金額と、うらみに付

する国税庁と国土庁との話し合いというか、そういうことはきょうまでに一回もないんですね。

○説明員(伊藤威彦君) 税務情報の活用といふことだと思いますけれども、税務当局においては徹底した課税事務上の問題等もあるということでなかなか困

難であるというふうに考えられますので、先ほども申しましたように、私どもとしては、届け出どおり実際の取引が行われてはいるかどうかと、いうこ

○前畠幸子君 私は名古屋市名東区というところで把握の努力をしているところでございます。

に住んでいたわけですが、名古屋市で一番  
二束三文の土地と言つては言い方は悪いんですけど  
れども、その土地が大変に上昇した。そこはイン

ターチェンジも控えておりますので、大変に大企業が求める地域で、そうしたことが往々に、実際にされているところまでは私も確認はできません

けれども、例えは十億の取引ですと一億近いもの、それからことしの春におきましては、五千万ほど

の取引の中で宅地造成費といふ名目のもとに五百萬の別契約書が取り交わされているんですね。ですから、私どもとしては税務署に対してもだけはきちっと対応をなして内訳をさせて

いるわけですねけれども、国土庁がそうした指導をしている以上、やはりきちっとそういう不正な行為が取り交わされているものを挙げていただかなことがあります。まじめな者がばかりを見てしまうようなことでは困ると思いますので、これからきちっと把握していただきたいと思います。今、土地が大変下がっておりますので、売らなくなっているわけです。ですから、もう少し値上がりするのを待つという売り側の態度に対しても少しでも欲しい場合にそつうことなのが現実に行われております。そしてもう一つ、不動産業者というのは売り手と買い手から三%ずつ仲介手数料がいただけるわけですね。それが、売り手が惜しむ場合に、そういう価格を要求するために、買い主の方が六%の手数料を負担をして売り主の方は一切手数料を払わない。それは経済供与を三%分受けたということがになるわけですので、取引上は片方だけからもらっても悪くはないんだそうですねけれども、そういう形で片方を有利にさせているというのが土地価格に反映しているんではないかなという気がいたします。今後はそういうことも含めて取引の形態というものをきちっと把握していただいて、一括して金銭が授受されている場合には手付として違う名目のものが払われているという形態もあるような気がいたしますので、今後気をつけていただきたいと思います。

それからもう一つ、土地に関連する節税策の問題をお聞きしたいと思います。

一時、ワールームマンションの購入というのが随分行われました。この不動産所得の金額の計算上生じた損失をほかの所得と通算するとか、借入金の利子によって給与所得に対する源泉所得税を返してもらうというようなうたい文句で、大変もてはやされた税制でござりますけれども、これが今度はその不動産所得の金額の計算上生じた損失を土地等の取得に係る借入金利子の額は通算できませんということになりました。これによつてマシンション投資が節税対策とならないということですので、大変私どもはいいことだと思います。

昨年の税制改正でもこの問題は大変持ち上がったのですけれども、今回のこの措置は土地等に限定されて、建物は除外されているわけです。そこに私どもはちょっと悲観をして実効性に疑問を持つのですけれども、その辺のいきさつをお聞きしたいと思います。

それから、マンション取得価格に占める土地の割合が大きい東京とか名古屋、そういうところは今回の効果が余り期待できないわけですけれども、取得価格に占める土地の割合が少ない地方の都市におきましては、まだこのワンルームマンション投資というものは投資対象として成り立つのではないかなという気がいたします。地域によって節税封じの効果が異なってくるということはよくないのではないかという気がいたしますので、今回の措置によってどの程度効果が期待されておりますか、業者に対してどんな影響が出てくるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○政府委員(尾崎謙君) 不動産所得の損失の通算ということで節税が図られている、それが問題であるということでいろいろ議論が行われてきた経緯につきましては、委員御指摘のとおりでござります。

ただ、議論を進めてまいりますと、すべての不動産所得の損失について他の所得からの控除を認めないと、いうことといたしますと、一番それが厳しいわけでございますが、このような節税策あるいはワンルームマンション等に対する仮需を防ぐという点からいきますとそれが一番いいと考えられるわけでございますけれども、自分が持っている土地を活用いたしましてそこに借家を建てて貯蓄するというようなケースを考えていたらと一番よろしいわけでございますが、それはいわば優良な賃貸住宅をふやすという意味で非常に望ましい行動であるのですが、これも損益通算を認めないということになってしまいますので、そういうわけでございまして、住宅政策上望ましい行為がこの損益通算制度の見直しのために阻害されてしまうというおそれも、他にあるわけでございます。

今回の土地税制の見直しは不要不急の投資的な土地需要を抑制するという点が一つの大きな目的であつたわけでござりますから、そういう見地からいいたしますと、土地の取得に係る借入金の利子を制限すればいいのではないかという結論に至つた

ンションの需要が大変多くなっているんですね。 東京に転勤、名古屋に転勤、なかなか家族を連れて動くわけにはいかないということでワンルームマンションの需要が大変、こんなところでここにあるのかというような状況になりつつある中で、急にこういう厳しいことができてきてその計画に戸惑いを持ついらっしゃる方もあるわけですが、それとも、それは仕方のないことだと私も思って

と、農業以外のことにおける場合につきましては、そのまま納税猶予を継続するというような措置で講じておりますが、そういうことによりまして他方でインセンティブを与えていたりということでござります。

その内容についてのお尋ねでございますけれども、具体的に申しますと、特例の適用を受けていられる所在地の異なる農地ごとの各年における農業に係る生産、出荷の状況、それから収入金額を記載して税務署長に提出していただくということになります。

10.000-10.000

占めます土地部分の割合というのは相当程度のものになつておりますので、相当の抑制効果が期待できるというふうに考えております。

○前畠幸子君　今、土地を持つていても建築費が大変高くなりまして、一つマンションを建てますと三億、五億という時代になつてきましたので、その利回りを考えますと、金利の安いときはいいんですけれども、今のように金利が高くなりますとマンション経営も余りメリットがなくなつて、最近建てる人が少なくなつております。その反面

それから次に、三大都市圏の特定市の市街化区域農地について、一定の経過措置を講じた上で保全すべき農地については明確に位置づけ、そして二十年の営農による相続税の免除要件を廃止する、農業継続要件は強化する方向で見直すといふことでござりますが、果たしてこうしたことによつてどれだけ宅地に変わつて宅地問題の解消につながるかなという私は疑問を持つてゐるわけですがれども、その辺をどうお考えになつてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員尾崎謹君　市街化区域内農地の問題につきましては、いわば都市における土地問題の典型的な例として議論をされてきてゐるわけでござります。

は、たたいま申し上げましたよな新しくてさうした制度を利用して住宅等特定の目的のためにその土地を供給するということをお選びになるのか、今の段階では何とも私ども判断つきかねます。しかし、このような措置を講ずることによりまして、従来大きな問題として社会的に指摘をされておりました市街化区域内農地の問題が一つ解決されしていくものと期待をいたしておりますし、また当然のことながら宅地に転用されてくるわけでござりますから、都市対策、住宅対策上もいい効果を持つであろうというように期待をいたしているところでございます。

○前畠幸子君 農地を放出していただき、そういう公共的なものに貸すなり住宅を建てるということにどんどん使っていただくように指導していただきたいと思います。

そして、「ここにこの特例の適用を受ける農地

金収入にこれがなければどうぞといふのを名古屋「税務署」の場合は農協が数字を出して証明してくれるわけです。それによって青色申告なり白色申告なりほのかの所得と通算して申告をされているんですけども、本人が記帳をしている状況ではない。農協が要するにその人の土地、農地を全部管理し、そこで上がる収益からいろいろな固定資産税、ガソリン代、種代、そういう費用を引いて、そしてあなたの所得はこれだけですという証明を出してくるんです。

その証明を見ますと、土地に対しまして七万二千五百円だと十万四千円だとか、ちょっとと考えられないような大変低い数字の所得金額を出してまいりますけれども、その辺に対して大蔵省はどうんなお考えを持つていらつしやるでしようか。  
○政府委員(尾崎謹君) 国税庁の分野のお話でございまして必ずしも正確じやないかもしれません

もありまして、民間に住宅を建てるというのを奨励していられたと思います。

ところが最近では、土地がどんどん上がるということもありますけれども、大変採算が合わない商売になつてきましたのでだんだん少なくなつてゐるわけです。このワンルームマンションといふのは、不動産業者が、お金のある方に持つていた大だいて、そして損益通算ができるよということをうたい文句にしてここ数年来大変伸びた業種の一つなんですねけれども、今、ワンルームマンションを建てる業者もそしてまた買う人も少なくなつたということがあります。特にワンルームマンションを建てるというと近隣の非難も出てなかなか建てられないという状況の中で、今逆にワンルームマ

計画法上位置づけられる生産緑地法に規定する生産緑地区内にある農地を除きまして、相続税の納稅猶予の特例を廃止するということにしたたわけをございます。あわせまして、御承知のとおり、地主税の方では固定資産税につきまして、長期営農地続農地制度を廃止するというようなこともいたしております。

他面また、その納稅猶予を既に受けております者につきまして一定の、例えば昭和六十年一月日以前に相続をしたようなケースにつきましては、農地としてではなくて、例えは住都公団に売し付ける、あるいは住都公団の建てました建物を自分が買いつつそれを貰す、あるいは公園等を提供する、そういうような特定の目的に限りません。

に係る農業収入等に関する書類の提出を求める。『このことが書いてありますけれども、この「書類の提出」というのはどのような程度のものを考えていいられるのでしょうか。』

○政府委員(尾崎謙君) ただいま申し上げたところより、三大都市圏の特定市にあります農地につきまして、生産緑地地区といたしまして農業を継続するということを選択いたしますと、従来どおりの納税猶予の制度の適用があるわけでござります。しかし、本当に目的どおりに利用しているかどうか、その特例の適用者につきまして、三年ごとに特例の適用を受ける農地等につきまして農業経営に関する事項を記載した届出書を提出していくなどということにいたしております。

けれども、農業収入が非常に低いというのは、一つは単位当たりの土地の収入の問題もございますし、大部分の方は大槻規模が小さいということがあろうかと思います。また、所得率も比較的低いものでござりますから、所得を計算いたしますと、そういう低いことになつてゐるのではないかとうように今思ひます。

農業所得者というのには非常に限られた数になつてゐるところから椎察いたしますとそういうことでありますと存じますが、ちよと実務の問題でございまして、国税庁ただいま参つておりますんで、もし御必要でございましたら後刻国税庁の方から御連絡をさせたいと存じます。

○前畠幸子君 ちょっと細かいことをお聞きして

申しわけないんですけれども、実は申告者がそういう農業所得の明細書を持つてあることがあります。例えば名古屋市の中村区と名のつくところでも千坪から千二百坪くらいの土地で、例えば今申し上げたような十万四千二百円とかそういう所で金額を持つてくるわけです。それをほかの給料と合算申告するわけなんですねけれども、どの程度で生産綠地として営農をしていると認めるのかというその基準が知りたかったんです。

例えば一生懸命つくってお金にしなくとも、現実につくつておればそれでいいものなのか、それとも出荷をして何かしかの収益を上げることを業としていなければいけないのか。「収入等に関する書類の提出」ということになりますと、多少自分で年間どれだけの売り上げをした、それに対し経費がどれだけかかったという決算書を添付するものなのか、私はこれこれの所得を上げましたといふその農協の証明でいいのか、それによつてちょっと違つてくるような気がしたものですから、どの程度の書類を頭に描いていらっしゃるのかなと思ってお聞きしたかったんです。

○政府委員(尾崎謹君) 政令上手当てをしたいと考えておりますのは、生産及び出荷の状況並びに収入金額ということをございまして、先ほど申し上げたとおりでございます。

出荷の状況等につきまして農協の証明などといふことも考えられることでございますが、基本的にはその生産綠地におきます農業経営を選択なさ届け出を税務署にしていただくということでございます。

○前畠幸子君 そつしますと、これは地方税の固定資産税も絡んできますので、そんなに甘いものではないと思います。

それからもう一つ、今回商法の一部改正に伴いまして、平成三年四月一日から五年間、八年の三月三十一日までに株式会社の利益または利益準備金の資本組み入れという問題が出てくるわけですけれども、これが最低資本金の額一千万に達する

までの部分に相当する金額にかかる配当所得については所得税を課さないという特例措置が設けられたことは、中小零細企業にとりましては大変ありがたいことだと思います。

最低資本金制度が適用されて一千万円にどうしてもしなければならないわけですから、このことに関しては私どもとしてはありがたいと思いますが、株式会社の増資の登記にかかる税率というんですか、法務局に登記するときの印紙に関しては私どもとしてはあります。組織変更とかの場合もそういう措置は受けられるんですね。

○政府委員(尾崎謹君) 例えば株式会社から有限会社に組織変更するというよな例でございましょうか。

○前畠幸子君 はい。

○政府委員(尾崎謹君) その例で申し上げますと、有限会社の設立登記につきましては、本則千分の一・五の登録免許税をいたぐことになつておりますけれども、それを千分の〇・七にするというよな軽減措置を講じております。

それから、例え解散登記につきましても、本則三万円でございますが、それを千円にするといふように、組織変更につきましても今回特例措置の対象といたしております。

○前畠幸子君 そうしますと、株式会社をやめるという解散も、一千万にできないからという理由があれば全部これはできるということですね。

○政府委員(尾崎謹君) さようでございます。株式会社を解散いたしまして、今有限会社の例を申し上げましたが、例え合名会社にするあるいは合資会社にするという場合には、その合名会社、合資会社の設立登記は、現在本則六万円でございますけれども、それを特例で千円にする、その際の解散登記の方は先ほど申しましたように三万円を千円にするというように、それぞれの組織変更につきまして特例を設けているところでございました。

○前畠幸子君 ありがとうございました。

もつ法になつて全部歩いていく税制をお聞きするので、何かもう変えることができない税制ばかりのような気がいたしますけれども、今度の長期は四〇%ぐらいまでという率も一時あります。税率を上げれば早く今のうちに売った方がいいんではないかというようなこと

で土地供給が早まるのではないかという気がしました。今回同じように軽減されるということですが、組織変更とかの場合もそういう措置は受けられるんですね。

○政府委員(尾崎謹君) 譲渡所得につきましては四〇%ぐらいまでという率もあつたようにお聞きしておりますけれども、その辺のいきさつはどんなふうで下がつたのでしょうか。

○政府委員(尾崎謹君) 譲渡所得につきましては、現行制度は非常に軽減をされている形になつております。

この譲渡所得の取り扱いはかなりいろいろな経緯を経てきているわけでございますけれども、基本的に現行制度がかなり低い税率になつておりますのは、やはり供給面のことを考えてきているわけでございます。それが最近の土地高騰におきましては一つの土地電話をつくり出している要因になつてゐる。つまり、土地を買っておけばそれを売りましたときには得た利益にかかる税率が低いということが、いわば土地に対する仮需要をつくり出している。供給面の配慮だけでなく需要面の方を重く見ていくことによりまして、今回の譲渡所得の税率を上げてきているわけでござります。また、それと同時に、額に汗をして働いて得た労働所得等とのバランスから考えまして、労所得等は最高税率が所得税で言いまして五〇%

になるわけでございますが、それに対しまして土地を売つて得た利益の方は二億三億というような利益が上がりましても最高税率二五%というふうな

いろいろの点でござりますので、そのバランス、公平の確保という点もあつたわけでござります。

しかばど辺のところまでこれを上げていらいいのか、このことについてはいろいろ議論がございました。段階的に上げていくことによつて

かえつて土地の供給を促進するのではないかといふ委員御指摘のような議論もございました。しかし、現行最高二五%の税率を三〇%にするといふことで税額といたしましては二割ふえてくるわけでございますから、やはり相当な影響を与えるわけでございまして、いろいろと議論のあつた末、今回この段階にしようということになつたわけでございます。

それから、超短期、短期、長期、同じ税率でいいのではないかというような議論も確かにございました。しかしながら、現在までのところ、土地を売つたり買つたりといいますか、土地転がしといふようなものに對して重い負担を求めていくといふ方が現状に合つてゐるのではないかということでおこなつては從来どおりの制度をとつておこなつてはいるわけでございます。

○前畠幸子君 もう一つ、特定市街化区域の農地を譲渡した場合の特例がありましたんですが、これが五年から廃止になるわけですから、これととなりますが、長期農地制度が廃止されたわけでございます。これまでございました制度は長期農地制度以外のものを売つた場合に適用されていた制度なのでござりますが、そのもれも今後は、十年たつたものはみんなだめになる年齢で十年以上過ぎてゐるものは、今は続い

て認められるわけなんですね。そうしますと、それが今後は、十年たつたものはみんなだめになるということですね。今回、例えは農地二十年の許可を受けていて今十年たつたものに対しては、そのまま認めていくことですね。

○政府委員(尾崎謹君) 先ほど申し上げましたように、固定資産税の長期農地制度というのがございまして、その長期農地制度に乗らないものは宅地並み課税されたわけでござります。その宅地並み課税されたものを売つた場合につきまして軽減税率を適用するという制度で

あつたわけでござりますから、今委員が御指摘の話とちよつと逆になるわけでござりますけれども、今回その対象となります長期営農継続農地制度そのものが廃止になつてしまひましたので、そこで長期営農継続農地制度以外の宅地並み課税を受けていた農地というような存在、その両方の区別が固定資産税の上でなくなつてくるわけでござります。

をいただいておりますことにまずお礼を申し上げ  
ます。

私どもは、今後御審議をいただこうといたして  
おります地価税法案を含め、土地税制全体の見直  
しが土地の有効利用、ひいては宅地の供給の方向  
に全体を動かしていく効果というものに心から期  
待をいたしております。しかし、これは他の施策  
と相まって効果を生ずるものでありまして、税制  
のみにおいてどれだけの新たな宅地を供給できる  
かといつたことについて定量的な数字がお示しで  
きるものではないことも御理解いただけるとこ  
ろであると思います。

良い宅地の供給や公的な土地取得を促進するという観点からいたしますと、優良住宅地等のための軽減税率の特例というのが今度一五%ということがで大きいに軽減されたものがあるわけでござりますから、そういう制度に乗つていただきたいということで廃止をすることにいたしたわけでございまます。

○前畠幸子君 ちょっと私も勘違いしているました。地方税じゃなくて、相続税の方のものを受けている土地のことと思つたんですけども、ちょっとと私も自信がありませんので、ありがとうございます。

今回の税制改革では住宅地の供給を促進するというために大変厳しい土地に対する措置が講じられていましたけれども、この税制改革による土地供給の措置と効果について最後に橋本大蔵大臣にお聞きしたいと思います。

課税強化されたことによって土地供給が促進されるのでしょうか。税だけではいけないと思いますが、それとも、今後の税制と土地の供給をどのように組み合わせていくのか、今後の方針をお聞きたいと思います。

私たちもは、今後御審議をいただこうといたしておられます地価税法案を含め、土地税制全体の見直しが土地の有効利用、ひいては宅地の供給の方に向に全体を動かしていく効果というものに心から期待をいたしております。しかし、これは他の施策と相まって効果を生ずるものでありまして、税制のみにおいてどれだけの新たな宅地を供給できるかといつたことについて定量的な数字がお示できるものではないことも御理解のいただけるところであると思います。

私どももいたしましては、今後、この御審議をいただいておりますものを含め、土地税制全体の根本的な見直しの効果、そして我々の守備範囲で申しますならば金融政策、さらに国有地の有効利用といった施策に努めてまいりますと同時に、各省庁におけるそれぞれの立場からの土地政策といふものの推進の効果が近い将来に出でてくることを心から願っております。

今日、市場におきましては、そろそろ緩むのではないかといった期待が高まっているといった声でも出でております。私どもはあくまでも今回土地政策というものを破壊するというところまでこの政策のそれぞれの分野における努力を傾注してまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力をお心からお願いを申し上げる次第であります。

○前畠幸子君 ありがとうございました。

○峯山昭範君 私は、非常に短い時間でございまので、端的にお伺いをしたいと思います。

まず、租特のきょうの趣旨説明の中の第二番目の住宅取得促進税制の問題について初めにお伺いしたいと思います。

これは、本当は建設大臣に、我が国の住宅政策というのはどういうふうになつてゐるのか、そのことをお伺いしなければいけないんですけれども、これは建設大臣じやございませんから結構です。

いずれにいたしましても、従来私どもが国会の中で議論をし質問してきた範囲内で申し上げます

と、少なくとも持ち家制度というのをずっと推進をしてきた、したがって住宅取得促進税制というのも、サラリーマンの皆さん方がマンションを買つたり自宅を取得したときの税制上の優遇措置、そういうふうな面で国としてはそれなりの対応をしてきたわけです。住宅を取得するための住宅金融公庫とか、住宅を取得するための資金を借りるとか、それなりの役目を果たしてきたことは私も十分承知をいたしております。

ねる持家率が六・三%ということになるわけ  
でございます。

それから住宅政策についての御質問でございま  
すが、住宅政策の基本いたしましては、国民の  
住宅に対します需要を踏まえまして、持家対策  
と借家対策をバランスよく総合的に展開していく  
というのが基本的な考え方でございます。しかし、  
委員が今御指摘になられましたように、特に大都  
市等におきましては地価の高騰によりまして賃貸  
住宅へのニーズが非常に高まっているというよう  
なこと、それからストックの方を見てまいります  
と三人ないし五人ぐらいの標準世帯用の借家のス  
トックが不足しているというような実情にござい

しかししながら、最近の土地の高騰によりまして住宅を取得したくても取得できない人たちが多い。そういう人たちのために何かできることはないのか。マンションあるいは自宅を買える人たちに対する国がそれなりの支援をしておる。ところが、貰えないでマンションに賃貸で入っている人たちには一体どういう税制上の優遇措置があるのか。それは税制上の優遇措置があるというのを私も知っておりますが、それとは別にやはり何らかの措置を考えるべきではないのかということですか。

私どもは昨年から住宅控除とか住宅補助とかいろいろな名前をつけて一生懸命今やっているわけであります。

らつしゃいますので、実情がどういうふうになつてゐるのかということをお伺いしてみたいと思ひます。

○説明員（五十嵐健之君） 住宅と持ち家の割合が大体どういうふうになつてゐるのか、概要を御説明いただけますか。  
お答え申し上げます。

第一点の方から最初にお答え申し上げます。  
賃貸と持ち家の関係でございますけれども、昭和六十三年に住宅統計調査が出ております。これ

によりますと、持ち家が一千二百九十五万戸であります。それから借家が一千四百一戸で、いわ

ねる持ち家率が六・三%ということになるわけ  
でございます。

具体的には、最初に申し上げました地力公團住宅が直接供給いたしますものにつきましては公營住宅、都道府県営とか市町村営がございまして、また一種、二種というのがございますけれども、そういう公営住宅、住環境の整備を行います改良住宅、それから公営住宅を補完するものといいたしましての地域特別賃貸住宅等があるわけでござい

地方住宅供給公社につきましても、直接公庫の融資を受けた供給会社は十箇所住宅地なり

ておられますか。

○国務大臣（橋本龍太郎君） 委員がよく御記憶でありますように、昭和四十年代から五十年代の前

をいたしておりました。私自身も勉強させていた  
ございま、そのようござ次第であります。

ますとか、あるいは先ほど申し上げました地域特徴等がつづけてある。

賃貸住宅につきましても当然住宅金融公庫の融資の対象になつて、三二七二三七、まことに、先

ほど申し上げましたように賃貸住宅のストック、

特に家族向けの賃貸住宅が不足しているといふことから、平成三年度予算におきましても、

は六十五平米以上の世帯向けの賃貸住宅という、

一戸当たりの融資限度額を五〇%以上ふやしてい

わざりあらう事や。

は思うんですけども、今課長がおっしゃったの

は住三金融公庫の貸付枠を超過して融資を受けた  
る融資ですね。私が言う貸貸部門というのは、庶

且が眞實住宅を借りる場合は 現在は格和金とか  
敷金とかいうのが非常に高くなつてまいりました

度自体を枠を広げたらどうなのか、そういうふう

に私は思っているわけなんですが、後で御答弁いただきますので、こういうことも頭へ入れておいて

いたたきたいと思います。

に対する税制上の措置はどういうふうに現在なっているのか。これは局長の方から御答弁いただけ

○政府委員(尾崎謹君) 貸賃住宅の建設の方に

きまして割り増し償却制度があることは御承知だ  
と存じますが、借家人の方について税制上の特例

の措置というのはございません。

て、我々はそういうふうな面にも目を向けてこれかう施策を施していかなければならぬのである。

いかな、こういうふうに思つてゐるわけでございまして、これは大藏大臣の所轄でな、部分もありま

ますけれども、感想としてこの点についての御答  
弁を、どうぞお聞かせください。

○峯山昭蔵君 我々も今大臣がおっしゃいましたように良好ないい住宅を安い家賃で提供するそういうふうな方向に、また賃貸の皆さんに対するものも何らかの方法ができるように、全国レベルですつと今やつておりますし、全国レベルでの家賃補助とか、これはまだまだ福祉の部門を出ていないと私は思つておりますけれども、例えばお年寄りの皆さんとか新婚世帯とかそういう人たちに幾らかの補助をするというような話がどんどん出てきておりますし、そういうふうな面から何らかの補助ができないかということをぜひお考えいただきたいとも思つております。

そこで、もう時間ございませんので端的に申し上げますが、今回のこの租特は地価税と一緒になった部分がある、そういうふうに私は考えております。したがつて、今度地価税の審議のときにはいろいろとお伺いしたいと思うのですが、大臣に一つだけぜひわかつていただきたいことがあります。

それは、当委員会とか国会の審議で疑問点とかいろんな問題が出されますね。そうした場合に、そういうふうないろんな意見をぜひ政府税調とかあるいは新しい法律をつくるときの参考にしていただきたい。そのことをぜひお願いしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、過去においても恐らく事務当局は院における御論議の主要な御指摘等につきましては、それぞれの機関に的確に反映をしておつたと思います。

今後におきましても、私は国会での御論議といふものは政府の諮問機関における審議の際においても重要な参考として取り上げられるべきものであると思いますし、御意見等について、政府税制調査会と今御指定がありましたが、税制論議のみならず、他の分野におきましても我々がなるほどと思いました御意見そのままに税制調査会等に反映をしてまいりたい、少なくともそうした御意見

があるということをお伝えをする努力はいたしました」といいます。

○喜山昭範君 今回の趣旨説明の中でも小さな字でしか書いていませんが、買いかえ特例の問題、これはいろんなところから陳情もあり、いろんな御意見をお伺いしておるわけであります。今回地価高騰の一つの大きな原因の中にこの買いかえ特例の悪用という問題があつたのも事実であります。したがつて、こういうような買いかえ特例は廃止すべきである、私どもとしては從来そういう主張をしてきたわけです。

ところが、実際問題として具体的にいろんな陳情をお伺いしてみると、一概に悪い人だけではない。まじめに一生懸命やつた人たちもいるというのも事実なんですね。そういう人たちのためにこなれはどうしたらいのかという問題がやっぱり出てくるわけです。前々から、この買いかえ特例を悪用して、いわゆる市街地の中心部から周辺地域の地価の高騰をおおつて地価の高騰が周辺地域へ波及した、こういう事実は具体的にあるわけです。あるから、私どもはこういうようなものは早く廃止した方がいいと言つてきたわけです。

しかしながら、土地があるから銀行やいろんなところも安心して融資をする。そういう部面があるのも事実なんですね。そういうようなことを考えますと、この買いかえ特例の問題につきましては、非常に重要な問題でありますし、これは何とかしなきやいかぬなということをしみじみ感じています。

私は具体的に経過措置の話もお伺いしました。それで、もう時間がなくなりましたから最後まで全部言つてしまひます。

要するに、平成三年度中に契約をしたりあるいは納付をしたりすれば平成五年度までいい、そういう経過措置の話も全部お伺いをいたしましたが、これでしか書いていませんが、買いかえ特例の問題、これはなかなかわらすまだいろいろ問題がありそうなんですね。そういうようなことを考えますと、この問題についてはどこかでもう一回しっかり見直す必要があるのではないか、あるいはまたまじめにこつこつとやつてきた皆さんの方の対応をどこかで考えてあげる必要があるのではないか、そういうふうな気がしているわけあります。そこら辺のところを、多少抽象的に申し上げましたが、大臣の御答弁をお伺いして、私の質問は終わりたいく思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど前畠委員が一宮の例を引かれてお話をされましたときにも感じておりますが、私はもともと織維の労働者であります。そして織維産業の実態というものをちょうど日米織維交渉の開始された時期に体験をいたしました。

これはたまたま自分の土地カンがありますので織維に例を引かせていただきわけであります。私は今委員が御指摘になりましたよなケースが払つてまいるつもりでありますし、具体的な業種償却を認めるといった工夫もいたしております。こうした努力は、我々は当然のことながら今後も払つてまいるつもりでありますし、具体的な業種償却を認めるといった工夫もいたしております。

私は今まで御指摘になりましたよなケースが払つてまいるつもりでありますし、具体的な業種償却を認めるといった工夫もいたしております。しかし、土地といふ資産におばれ結果としてチャンスをられたが、土地があつたがためにその土地といふ存拡など大変大事な問題が含まれておりますが、私はきょうは土地税制に絞ります。しかも、土地税制のうち、問題点の指摘だけに終わります。○近藤忠孝君 本法案には大企業の優遇税制の温存拡など大変大事な問題が含まれておりますが、私はきょうは土地税制に絞ります。しかも、土地税制のうち、問題点の指摘だけに終わります。本当はその一つについて私の持ち分だけ全部質問をしますと大分深まつた議論になるんだけれども、残念ながらわざか十二分ですので、問題点の指摘、しかもそれも全部終わるかどうかわからぬ、こういう状況であります。

まず土地問題につきましては、土地神話の打破という答弁が先ほどもありました。そして、持つ者と持たざる者との資産格差のは正、もう一つが土地の有効利用の促進、こういうことが期待されておりたわけあります。このため、保有段階での新土地保有税の導入を目玉にして保有と譲渡益課税の両面での課税強化、これが政府税調でも提言されておつたわけですね。ところが、実際でき上がつた土地税制の姿はどうであつたか。土地税制小委員長の石教授も、かなり不満がある、虚弱児童になつてしまつた、特に保有税については、今回御審議をいただいております内容でせ

ひ進ませていただきたいと思います。

同時に、たまたま私は織維を例にとりましたけれども、例えば構造不況業種の業種転換でありますとか、あるいは中小企業に対していかなる対策をとるかということ、これは別途の施策をもつてですね。そういうようなことを考えますと、この問題についてはどこかでもう一回しっかり見直す必要があるのではないか、あるいはまたまじめにこつこつとやつてきた皆さんの方の対応をどこかで考えてあげる必要があるのではないか、そういうふうな気がしているわけあります。そこら辺のところを、多少抽象的に申し上げましたが、大臣の御答弁をお伺いして、私の質問は終わりたいく思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど前畠委員が一宮の例を引かれてお話をされましたときにも感じておりますが、私はもともと織維の労働者であります。そして織維産業の実態というものをちょうど日米織維交渉の開始されたときに体験をいたしました。

これはたまたま自分の土地カンがありますので織維に例を引かせていただきわけであります。私は今まで御指摘になりましたよなケースが払つてまいるつもりでありますし、具体的な業種償却を認めるといった工夫もいたしております。こうした努力は、我々は当然のことながら今後も払つてまいるつもりでありますし、具体的な業種償却を認めるといった工夫もいたしております。

私は今まで御指摘になりましたよなケースが払つてまいるつもりでありますし、具体的な業種償却を認めるといった工夫もいたしております。しかし、土地といふ資産におばれ結果としてチャンスをられたが、土地があつたがためにその土地といふ存拡など大変大事な問題が含まれておりますが、私はきょうは土地税制に絞ります。しかも、土地税制のうち、問題点の指摘だけに終わります。○近藤忠孝君 本法案には大企業の優遇税制の温存拡など大変大事な問題が含まれておりますが、私はきょうは土地税制に絞ります。しかも、土地税制のうち、問題点の指摘だけに終わります。本当はその一つについて私の持ち分だけ全部質問をしますと大分深まつた議論になるんだけれども、残念ながらわざか十二分ですので、問題点の指摘、しかもそれも全部終わるかどうかわからぬ、こういう状況であります。

まず土地問題につきましては、土地神話の打破という答弁が先ほどもありました。そして、持つ者と持たざる者との資産格差のは正、もう一つが土地の有効利用の促進、こういうことが期待されておりたわけあります。このため、保有段階での新土地保有税の導入を目玉にして保有と譲渡益課税の両面での課税強化、これが政府税調でも提言されておつたわけですね。ところが、実際でき上がつた土地税制の姿はどうであつたか。土地税制小委員長の石教授も、かなり不満がある、虚弱児童になつてしまつた、特に保有税については、今回御審議をいただいております内容でせ

質問の第一は、地価税も含めた今回の土地税制改

革によって地価引き下げ効果がどの程度なのか。幾つか試算があります。一橋の野口教授、それから建設経済研究所の試算、三井銀行総合研究所の試算、あるいは岩田上智大学教授などの試算がありますが、大体共通しております。この試算によると、地価引き下げ効果は、一定の仮定のもとですが、大体大きっぽ見て税率1%ならば二〇%以下の引き下げ効果ということではほぼ共通していますね。

これを本法案に当てはめますと、○・三%の税率でおおむね四から六%程度の地価引き下げ効果ということになると、いざれにしても初年度○・二%、平年度○・三%だとかなり小さくなります。ですから、これも石教授が言つておりますけれども、大山鳴動してネズミ一匹といふことになるんじゃないいかと思うんですが、大蔵省としてはこの地価引き下げ効果はどの程度と見てますか。

○政府委員(尾崎謙君) ただいまお示しになられましたようないろいろ計算モデルを用いての試算を学者の方々がなさつておられますことは私どもよく承知しておりますし、またそのような学者の方々とお話をさせていただいたりしているわけですが、私はきょうは土地税制に絞ります。しかも、土地税制のうち、問題点の指摘だけに終わります。本当はその一つについて私の持ち分だけ全部質問をしますと大分深まつた議論になるんだけれども、残念ながらわざか十二分ですので、問題点の指摘、しかもそれも全部終わるかどうかわからぬ、こういう状況であります。

まず土地問題につきましては、土地神話の打破という答弁が先ほどもありました。そして、持つ者と持たざる者との資産格差のは正、もう一つが土地の有効利用の促進、こういうことが期待されておりたわけあります。このため、保有段階での新土地保有税の導入を目玉にして保有と譲渡益課

税の両面での課税強化、これが政府税調でも提言されておつたわけですね。ところが、実際でき上がつた土地税制の姿はどうであつたか。土地税制小委員長の石教授も、かなり不満がある、虚弱児童になつてしまつた、特に保有税については、今回御審議をいただいております内容でせ

いろいろな措置を講じております。したがいまして、私どもは今最も望まれている地価の抑制、低下、それから土地の供給促進、有効利用の促進等に今回の土地税制がかなりの効果を持っているものと期待いたしているところでございます。

○近藤忠孝君 議論はできません。

次に、三大都市圏の市街化区域農地の相続税の納税猶予特例の廃止の問題であります。

中身は省略しますけれども、先ほど議論があつたように、これによつて土地の供給増が期待されるというのですが、ただ、土地の供給がふえれば地価が下がるというものじやない。この間ずっと農地が随分つぶされてきたけれども、逆に地価は上がつてしまつたということであります。問題は私は、この特例の廃止は逆の意味のマイナス効果が大きいんじやないかと思つ。というのは、現在の十年間という期間要件ならまだ見通しがありますけれども、三十年間の長期となると見通しが立たないということで、生産綠地指定を申請したいけれども実際は断念せざるを得ないということ。こういった点で、近郊農家の大変強い反対の声が上がつております。

こうした不當に厳しい指定要件をつけた上での納稅猶予特例の廃止は、農地の半強制的な放出策になるんじやないのか。となりますが、近郊農業は新鮮な野菜等の供給、あるいは緑の保全等いろんな意味でプラスの面を持っているんですが、こういう営農意思を無視したやり方というのは、そういう面で効果よりマイナスが大きいんじやないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(尾崎謙君) 端的にお答え申し上げます。

土地基本法にござりますように適正な利用、計画に従つた利用ということが重要性を考えますと、三大都市圏内の特定市の市街化区域内農地というのはつまり市街化区域でございまして、もともと宅地として利用すべきところに農地として残す話でございますから、そこは、御本人の意思もさることながら、計画的な利用という点

からいいましてある程度の制限を強めていくといふことは必要なことではないかというふうに考えております。そのような考え方で沿つて相続税の扱いも変えているということございます。

○近藤忠孝君 ちょっと議論がかみ合つていませんが、残念ながら次に入ります。何しろ問題点を指摘しないとかねのものですから。

次に、既成市街地の内から外への買いかえ特例

がさつきから議論になつております。これは政府税調基本答申では廃止の方向が出たに若干の縮減で存続となつたのであります。この点について、山本さんといつて税理士がこう言つていますね。この場合の買い換え土地は「譲渡した土地の面積の五倍までと制限されている。このため、都内の土地を譲渡した法人や個人は、最も効率のよい買い換えを志向して、譲渡した土地の一平方メートル当たり単価が五分の一程度の土地を買ひ漁つた。この結果、福岡、広島、名古屋、仙台、札幌等の地方都市の地価を引き上げてしまつたのである」と指摘しています。

この既成市街地等の内から外への買いかえ特例

による波及する際の原因の一つになつた」と

この既成市街地等の内から外への買いかえ特例

が、繰り延べ割合の八〇%から六〇%への引き下げ、それから対象を事務所または事業所用建物及びその敷地に縮減、取得時期による適用除外と

いつた一定の縮減の上存続されたといふのは問題だということを専門の立場から指摘していますね。廃止しなかつた理由は何か、これが改めて問われるんじやないかと思つんですが、いかがですか。

○政府委員(尾崎謙君) 御指摘のよき議論がございまして、私どもこの一号買いかえにつきましては随分と議論を重ねたわけでござりますけれども、既成市街地等の内から外への買いかえという考え方は過密の解消対策として引き続き必要なものではないかというふうに思いますが、御指摘の棚卸資産につきましては、これは例えは山林であります

ほど申しましたように大宮とかそういうところへ移るわけでござりますから、それにつきましては課税繰り延べ割合を厳しくして六〇%に引き下げることでござります。それはただ単に土地を買っておいてそれを売つて外に移るというようなものはもうダメですというような制限を加えまして、制度そのものは残したわけでございます。

ただ、一番問題となりました近郊地域、大宮でございますとか市川でございますとか、そういう

ような東京の周りに出ていくというようなケースにつきましては、ただいま申し上げましたような制限をいたしましたから、従来以上に過密の解消のために過密じゃない地域へ出ていく率は高くなっているということでございます。

○近藤忠孝君 残念ながら、これも議論できませんでした。そのため、都内に過密の解消のために過密じゃない地域へ出ていく率は高くなっているために、この結果、福岡、広島、名古屋、仙台、札幌等の地方都市の地価を引き上げてしまつたのであります。これは政府税調答申でも、と指摘していますね。これは政府税調答申でも、

○%追加課税の問題がありますね。

問題は、この措置の適用対象から住宅、造成宅地等の継続供給事業の棚卸資産を除外したのは問題だと思つうんです。端的に言いますと、結局これによつて八五年、八六年ごろの地上げ分がすべて適用除外になつちやうんじやないか、一番課税すべきところが除外になつてしまふんじやないかということ、これはどうお答えになりますか。

もう時間がないので、もう一つあつたけれども残念ながら問題点の指摘されできなかつた、極めて残念だということを申し上げて、お答えをいただいて質問を終ります。

○政府委員(尾崎謙君) その一〇%新たに上乗せをいたしますのは、短期所有土地、それから超短期の所有土地に係ります譲渡益の重課制度の対象とならないものでござりますから、最近の地上げのケースのようなものはむしろこの超短期なりあるいは短期の重課制度の対象になつてくるのではなくいかというふうに思いますが、御指摘の棚卸資産につきましては、これは例えは山林であります

とか荒れ地でありますとか、そういうようなところを造成いたしまして付加価値をつけまして住宅地とか工場用地にしていくわけでございますので、そういういわば通常の生産と非常に似ているわけでございます。それはただ単に土地を買っておいてそれが地盤の範囲と違つわけでございますので、これは通常の事業と違つわけでございますので、これは通常の事業所得より重い法人税負担を求めるのは適當ではな

いというふうに考えたわけでございます。

ただその際、棚卸資産というふうなことで扱われておりますと、一度自分のところの事業用地、つまり固定資産として利用したことのあるような土地につきましては、これは例外として適用除外としないというような措置も講じておりますし、またその棚卸資産の実体につきまして、例えば見せかけだけの建物が乗つてゐるようなものはだめだとか、それから造成のためのかけた費用が非常に少ないものはだめだとか、制度をぐり抜けるような例を防ぐための措置を政令上講じてきました

と考へております。

○古川太三郎君 先ほども峯山委員からの御指摘がありましたが、貨貸の方に向かつての税制

上の優遇措置も余りないし、また財政的な方策も余り講じられていないというふうな中で、住宅取引得促進税制は余りにも優遇をし過ぎてゐるんじやないかという気持ちがありますので、その点についてお聞きしたいと思うんです。

先ほど大臣は、日本は持ち家志向だ、そういう政策から來たんだというふうなこともおっしゃつたと思いますけれども、日本は土地政策がございませんでしたから、それだけに土地の値上がりと

かそいつた不動産の値上がりを見込んで持ち家志向になるのは当然なことなんですね。そうだからといって、日本人の勤労者がほとんどが持ち家志向だ、これは私は当たらないんじやないかと

思つてゐるんです。

この住宅取得促進税制と云うのは今本当にその目的がまだあるのかどうか、本当にサラリーマンのためになつてゐるのかどうか、これほどまでの

約四千億円ぐらいの減収の見込み、これは試算ですけれども、そういうお金を使うというか減税してまでこういった政策を推進しなければならない必要性が本当にあるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣（根本清太郎君） 住吉取引係の税制と  
いうものが適用されます六年間を通じました減収  
規模が五千八百億円程度となっておりますことは  
事実でありますし、現下の厳しい財政事情のもと  
での税制上の優遇措置として最大級のものだとい  
う点については、私自身も十分認識をしておるつ  
もりでござります。

れども、確かにもう一世代前の時代の日本というのは、さまざまな文献等を見ましても、例えば戸の庶民において賃貸というのは全く通常のケースであったといったこともあるわけでありますて、私も日本人がもともと持ち家志向だったと必ずしも申し上げるつもりはありません。

ただ、先ほど申し上げましたように、昭和四十年代から五十年代の初めにかけまして勤労者財産形成制度というものがなぜ論議をされ、そしてその結果出てきた財形貯蓄というものの拡大になぜ本院におきましてもしばしば非常に厳しい御論議が重ねられ拡大の方向に進んできたかといえば、少なくともこしばらくの間の国民の志向といふものが持ち家志向であったという事実は私は否定できませんと 思います。そしてその原因の中に、委員が述べられたような部分がなかったとは私は決して申しません。しかし、現実のその持ち家志向というものが否定できない状況の中におきましてこうした税制もいわば国民のニーズに合わせた形で生まれてきたものと、私はそう承知をいたしております。

今後住宅促進税制がどうあるべきかということにつきましては、その政策目的と効果、あるいは税負担の公平といった観点に加えまして、今委員御指摘されましたような点も含めて今後引き続き検討していくべき課題である、そのように考

○古川太三郎君　この政策を進めていきますと、  
なおお土地の値上がりをむしろ促進するのでは  
ております。

果も含めて大事なことかもしませんけれども、本当に取得しなければならないような状態に追いつかなければなりませんけれども、決して労働者のためにはならないと私は思っています。これはむしろ建設会社の販売促進に寄与するような方策であるならば真っ当な政策かもしれないけれども、労働者の持ち家の考え方からすれば余りに意味がない、むしろ賃貸の方を優遇すべきだ、こう思うんです。よく引い合いに出されますけれども、三十歳代で家を買って借金している人と買わないで賃貸していた人、資産を預金とかそういうものにかえっていた人、こういった人の間の格差が非常に大きい。ということは、今までの過去の経験から皆知っているから、早く家を買いたい、こういう要求に駆られる。これが、本当にいい家がいつでもあるんだ、恒久的なもので良質な家があるんだということであれば、必ずしも一生を棒に振つてしまふことがありますけれども、反面これはインフレ志向、インフレになつても大丈夫だ、あるいはインフレの方がいいんだ、余計に借金すればするほどいいんだ、そういう感覚も出てくるわけなんですね。

だから、四千億、五千億も使ってこういう政策をするよりも賃貸の方をもつと考へるべきだ、こう思うんですけども、そういう意味から、これらあたりで方向転換する気持ちはございませんか、どうかをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 労働省の大先輩の三治さんがおられるお隣で大変言いくらいのありますけれども、労働省として労働政策の中から、その時点における労働組合との協議等の中から、

私はさまざまなもので施策が生まれてきたと考へております。そして労働者財産形成制度、財形貯蓄といふものはまさに私はそうした施策の典型であったと考えております。となりますが、私はその国民のニーズ、この原因について私は委員の意見を全く否定するというのではありませんけれども、しかし、こうしたニーズが非常に強かつたという事実は、これは私はお認めいただきたいと思うのであります。

そして、先ほど峯山委員が建設当局にお尋ねになり出てきた数字、持ち家率六一・何%であります。したが、言いかえれば四〇%に近い賃貸住宅の需要が現に生まれている、私はこの事実も否定をいたすつもりはございません。ですから、国として公的な住宅の建設の中に賃貸住宅というものに大きなウエートを置いて今その建設を進めておりますのも、またさまざまな助成措置を講じておりますのも、こうした考え方であるという御理解を賜りたいと思います。

○古川太三郎君 最後に、家を建てる人、供給する方じやなくて、賃貸する側の人、この人たちに税制的な優遇を考えられる余地があるのかどうか。先ほどの所得控除制度ですか、それが税制上少々無理だとすれば、財政的にこれならば、今まで二十五万まで最高できるとすれば約月二万円ぐらいの補助になるんですね、賃貸する人にそのぐらいの補助ができるかどうか。むしろその方が気が楽に豊かな生活ができるんじやないかとう思っています。また、供給する方も良質な賃貸家屋を建設する意欲もわいてくるんじやないかと思うんですけれども、そちら辺をお聞きして終わります。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 国家資金の使途とすれば、委員がお述べになりましたように、現に賃貸住宅に居住しておられる方の所得控除といつた方向にその資金を誘導するよりはむしろ公的な賃貸住宅の建設、公のものも含めまして、民間も含めてもよろしいでしょ、むしろ賃貸住宅の建設を促進する方向にその費用を投ずることによって結果的には個々の家賃というものが下がっていく

方向に、言いかえれば賃貸住宅の建設を拡大していく方にその資金は投入すべきであると私は思います。

しかし、今日、私は国民の中には依然として持ち家志向は強いと考えておりますし、住宅取得促進税制というものの意味をそこに見出しておりましたが、私は委員の御指摘を全く否定するのではありません。しかし、国家資金を仮に投入するところならば、私は現在の賃貸住宅に居住される方に対する配りよりも、むしろ賃貸住宅の建設を促進しその結果として家賃全体が下がる方向に施策誘導をしていくのが国の役割である、そのように思います。

○三治重信君 土地税制と関連で基本的な土地評価の問題については、これは何年かにわたって議論されてきておったところでございますが、今年度の土地評価のいろいろの資料を見ると非常に前進があったような気がして、それでひとつ考え方をまとめてみたいと思っております。

これはいつも言われてゐるよしに、実際の実質価格と公示価格、それから相続税評価額、固定資産評価額、こういうふうに土地評価がいろいろの段階で金額が決まる。したがつて、法律上、時価だとか評価額とかこう言つてみても、その中身がえらい違つたために大変それが土地の価格について影響するところが違う、こういうふうに思うわけをごさいまして、それで今回の措置なんかの考え方を見ると相続税評価額なんかも公示価格に近づけよう、こういうような考え方方が、しかも二、三年後ですか、そこまで持っていく、こういうようになことが注として書いてあるわけなんですが、これは大蔵省としては、何といううですか、自治省の固定資産評価額とも関連して考えておられるのか、それとも相続税評価額だけでああいう目標を書いておられるのか、その点は自治、大蔵、また国税庁の三省が相当相談をした上で公示価格の方へこの税制上の価格を決めるようには意をした、こういうふうに理解していくのか。

相続税における土地の評価に当たりましては、従来から地価公示価格との均衡を保つよう努めてまいりましたところでござりますけれども、実際問題として土地の価格には相当の値幅がございます。

それからまた、課税上のものであるということ、これが非常に大事でありますので、こういうことを考慮いたしまして地価公示価格と同水準の価格の七〇%程度を目指としてかた目の評価を行つております。

また、平成四年度以降の評価につきましては、評価水準が低下していたため逐年評価額の引き上げを行ってきたところ、平成三年分の評価において目途としている七〇%をほぼ達成する見込みでございます。

御承知のようすに本年一月二十五日の総合土地政策推進要綱におきまして、土地の相続税評価については、地価公示価格を基準として評定する考え方にして、平成四年分の土地の課税から評価時点に立つて、これまで前年の七月一日でございましたけれど

も、これを地価公示定価格の評価時点、つまり毎年一月一日に合わせるとともに、評価割合を引き上げその適正化、均衡化を図る。これに伴う相続税負担の調整等については平成四年度税制改正において検討する。こういうことが閣議決定されたと

ころでございまして、その趣旨に沿つて評価割合の引き上げ等を図つていくこととしております。

委員御指摘のように、その評価額を地価公示額格と同一とするということにつきましては、地価公示額は、一つに上一級の地又は二つ、三つ

公示価格は一般の土地取引に依りての取引価格の指標を与えること、さらには公共用地取得の補償基準とすることを目的としておりま

取扱の本件基準にて、公示地は都市計画区域内に限定されておりません。その地点数も約一万七千点にすぎません。

ない。こういうことでございまして、それぞれの評価の目的とかあるいは性格、方法、考え方等に相当な隔たりがあることから、容易ではないと考えております。

○三治重信君 今ちょっと御答弁の中になかつた  
ような気がするんですが、自治省の固定資産評価  
額との関連については、おたくの方は指導的な地  
位というんですか、関連のそういう公示価格に近  
づけるという固定資産税の評価額の決定について  
は非常に僕は前進だと思うんですが、固定資産税  
との関連は議論はなつていらないんですか。  
○政府委員(山口厚生君) 委員御指摘の点につき  
ましては、相続税評価と地価公示と固定資産税評  
価額、それぞれの間に何は目的、性格の違いといふ  
のが相當ござります。しかも、その評価方法に相  
当の隔たりがあるものでござりますから、それの  
公示評価を直ちに一元化することは容易ではな  
い、こういうふうに考えております。  
御承知のように、相続税評価額というのは相続  
税の課税標準の形成のためのものでござりますか  
ら、そういうことで運用しておる次第でございま  
す。  
○三治重信君 そこで、自治省にお伺いするんで  
すが、今度地価税に伴つて自治省が固定資産税を  
上げるということで、その目標とするところは固  
定資産評価を、現在は全国平均で公示価格の三  
六・三%であるけれども、公示価格の七割程度ま  
で引き上げる計画だというふうに聞いておるんで  
すが、相続税評価額の方は大体平成四年度で公示  
価格に近づけるような具体的な計画ができるとい  
わけです。固定資産税の評価額を公示価格の七割  
程度には引き上げるというが、またそれが限度で  
あって、またいつごろまで七割に引き上げるのが、  
その後さらに行くべきであるという計画はあるのかな  
いのか。  
○説明員(成瀬重信君) お答えを申し上げます。  
固定資産におきます今後の土地評価に当たりま  
しては、公的 土地評価相互間の均衡と適正化が図  
られるよう努めるべきであるという土地基本法  
その後さらに行くべきであるという計画はあるのかな  
いのか。

第十六条の規定の趣旨を踏まえまして、相続税評価との均衡にも配慮しつつ、地価公示制度の改善とともに相まって、その一定割合を目標に平成六年度以降の評価がえにおいて速やかに評価の均衡化、適正化を推進しなければいけないというふうに考えております。

うことをこの関連でずっと言ってきたんですねが、これも今回初めて自治省が、六千億ですか、この評価額の改正とともに所得税、住民税を減らすという政策をとられたのは非常にいいと思うんであります。

さらには七割まで上げるということのためにはやはりさらに住民税、法人住民税を相当引き下げるということでやらぬと、何というのですか、土地を持つっている人が一方的な負担になっていく。地価税と非常に違うわけですよね。固定資産税は零

経営者も全部人できて、競争者はみんないか  
かってくるわけです。また中小企業もかかってく  
るわけです。ですから、ぜひそれを上げる引き金  
としてことしと同じように住民税、法人住民税と  
引きかえに上げるという方針をしつかり徹底して  
もらいたいと思うんですが、どうでしようか。

○説明員(成瀬宣孝君)　ただいま申し上げました  
ように、平成六年度以降の土地の評価がえにおき  
ましては、公示価格の一定割合を目標に評価の均  
衡化、適正化を行うことといたしておりますけれ  
ども、その際には税負担の急激な増加をもたらす

ことのないよう、特に個人の住宅用地につきましては納税者の負担に配慮しつつ適切な調整措置を講ずることが必要と考えております。

たように、平成六年度以降の課税方法におきましては、評価の均衡化、適正化により土地保有コストの適正化を図るとともに、税負担が急増すると見込まれます場合には負担調整措置、住宅用地の特例措置などを初めといいたしまして、個人住民税の減税を含め地方税体系全体における適切な課税の方につきまして総合的に検討を加える必要があるものというふうに考えております。

○下村泰君 まず最初に、消費税論議のときに盛んに言われましたことで、高齢社会において望まれる税制についてここで幾つか確認させていただきたいたいと思います。

「そういう視点からも、私はまだ論議が」「もつと  
深められることを期待をいたしております。」中  
を抜きまして、「公共福祉サービスに分けられる  
財源というものはこれからどう考えていかれるべ  
きものなのか、こうした視点からも私は議論が  
もつと深められるべきものと思います。」といふ  
ふうにお答えをいただいております。

す。ことを否定はいたしません。しかし同時に、先般の税制改革なかりせばその比率がどうなつていたかということも御想起をいただきたいと存じます。

○下村泰君 それから、いわゆる法人負担と個人負担の比率の問題なんですねけれども、欧米諸国に比べて法人税収の比率が大変高いわけです。ヨーロッパでは社会保険料の法人負担の比率が非常に高くて、結局大差はないのではないかと思うのですが、さて、こうした議論はこの一年政府内での程度なされてきたのか。無論これは国会でなされるべきことなんですが、大臣が議論を深めるべきものであるというふうにおっしゃつ

した温泉利用型健康増進施設の利用料金について伺います。

これは厚生省と国税庁が協力してやったとのことですけれども、今まで大変おかしいことばかり

しか考えない役所にしてはすばらしいなと思つます。されども、この一年のこの制度の利用状況はどうなつていて、わかる範囲で結構ですが教えてください。

ないかと、いうお話をござりますが、実は温泉利用型健康増進施設の認定の開始が昨年二月でございました。さらに、現在まで全国にその対象施設というものは八施設と、いふことでござります。また、

これらの施設の利用料に係る医療費控除制度も昨年四月に開始されたものでございます。そういうことから、私どもといたしましてはテレビ等を通じましてPRはいたしたわけでございますが、ただいま御指摘がございましたように、大変低いという状況ではございます。

いずれにいたしましても、私ども、今後ともこの制度の趣旨や仕組み、利用方法などにつきまして十分国民の皆さんに知つていただけるよう努力

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今委員の御指摘になつました問題の前に、これから日本が北歐型の高福祉高負担の国づくりを目指されるのか、あるいは程度の自助努力というものを前提にされた社会形成を望まれるのか、これによつても私は将来の展望は変わつてくると思います。その点におきまして、今委員が御指摘になりましたが、私どもはある意味では日本型の体系ということを今日申し上げるべきであろうと思ひます。

○下村泰君 そうすると、ややその中間といふところになりますね、おおむね。

消費税導入によって若干間接税収は上がってますが、基本的に直間の税収比は変わっていません。消費税導入は税収構造の質の面で大きな変化をえたと思いますけれども、量的変化は小さいと言えます。どうでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、今委員がお述べになりましたような論議というものが成立するべになります。

○國務大臣(橋本龍太郎君) これは、本当に私自身、この問題ばかりではなく他の閣僚と御相談をしたいことが随分ございます。しかし、なかなか現実には国会が動いております間はそれだけの時間をおかないという事実は否定できません。  
そうした意味におきまして、むしろ国会における御論議そのままが、私は、それぞれの省庁がどうさせそのときには呼ばれておりますので、各省庁の事務方を通じてファードバックされ論議の対象となつていく、そのように理解をいたしておりますとして、国会の御論議そのものがそれぞれの問題に対する回答を導き出すいわばその糸口を引き出させていただいておる、そのようになっております。

○下村泰君 ありがとうございました。

次に、昨年四月から医療費控除の対象となりま

○國務大臣(橋本龍太郎君) これは、本当に私自身、この問題ばかりではなく他の閣僚と御相談をしたいことが随分ございます。しかし、なかなか現実には国会が動いております間はそれだけの時間を持つないという事実は否定できません。

そつした意味におきまして、むしろ国会における御論議そのままが、私は、それぞれの省庁がどうせそのときには呼ばれておりますので、各省庁の事務方を通じてフィードバックされ論議の対象となっていく、そのよう理解をいたしております。して、国会の御論議そのものがそれぞれの問題に對する回答を導き出すいわばその糸口を引き出していただいている、そのように考えております。

○説明員(田中喜代史君) ただいま温泉利用型健  
康増進施設の医療費控除の利用状況が低いんじや  
か。  
○下村泰君 昨年十二月二十五日のある新聞に  
ては、この制度の利用状況が余りよくないという報道が  
あつたんです。まだできて日も浅いことでございま  
すから、見込みとの差はあると思いますし、目  
だけのいい制度ができると利用数が少ない、これを  
厚生省はどういうふうにお考えになつています。  
それでござりますから、細かい手作業によらなければ  
なりませんので、相当の事務量を要します  
とから、限られた事務量のもとにある税務当局と  
しましてはその分析、検討までは行つていないと  
御理解願いたいと存じます。

か。 厚生省はどういうふうにお考えになつていま  
○下村泰君 昨年十二月二十五日のある新聞に  
の制度の利用状況が余りよくない、という報道があ  
つたんです。まだできて日も浅いことでございま  
すから、見込みとの差はあると思いますし、目  
込みとの差も大きいと思いますが、せつかくこわ  
だけのいい制度ができると利用数が少ない、これな  
ればなりませんので、相当の事務量を要します  
とから、限られた事務量のもとにある税務当局と  
しましてはその分析、検討までは行つてないとい  
とを御理解願いたいと存じます。

はこれこれこういうものに効くんだというふうに  
発表はされておりますけれども、人間には個人  
的な差があって同じ泉質だからといって必ずしも  
その病気に効くということはないんだそうで、で  
すから自分の持っている病にぴったり合う温泉の  
質を探るために日本全国の温泉を探さなきゃいか  
ぬ。これが本当の湯治の仕方なんだそうです。  
そういうことからいきますと、これは数も少の  
うございまして、それから医療質の控除の仕方も、  
一週間以上でなければだめ、一週間以上というと  
滞在費の方が控除してもらいたい、そのため利益  
用客も少ないというようなことが今問題にされて  
いる。厚生省もおわかりのことだと思いますけれど  
ども、行く行くはそういうことも対象にするよう  
なお考えありますかどうか、それをお聞かせてください

はこれこれこういうものに効くんだというふうに発表はされておりますけれども、人間には個人的な差があって同じ泉質だからといって必ずしもその病気に効くということはないんだそうですが、ですから自分の持っている病にぴったり合う温泉の質を探るために日本全国の温泉を探さなきゃいかぬ。これが本当の湯治の仕方なんだそうです。

そういうことからいきますと、これは数も少のうございまして、それから医療費の控除の仕方も、一週間以上でなければだめ、一週間以上というと滞在費の方が控除してもらいたい、そのため利益を客も少ないというようなことが今問題にされてる。厚生省もおわかりのことだと思いますけれ

さい。

○説明員(田中喜代史君) ただいま始まつたばかりでございますし、また通常温泉治療の効果が期待されるものにつきましては連続して一週間以上の療養であるというようなことも言われておることでございまして、いずれにいたしましても、今後とも制度の普及に努めていただきたいし、今後これがどういう形で利用されていくかというのを見ても、どういふうに考えておるところでござります。

○下村泰君 もう時間が一分しか残つておりますので、一つだけお伺いします。

今回の租税特別措置法の中で、医療保健業を営む法人が取得する老人保健施設用建物について、五年間百分の十の割り増し償却が創設されました。その理由、背景と、それによってかかる法人がどの程度負担軽減となりますのか、ちょっと御説明ください。

○政府委員(尾崎謙君) 制度の内容は、ただいま委員から御指摘がございましたように、新たに医療法人が取得する老人保健施設に対しまして五年間百分の十の割り増し償却を認めるというものです。これは、今後寝たきり老人等の要介護老人が相当数増加するものと見込まれておりますし、医療サービスや生活サービスなどの提供を行う老人保健施設の充実を図ることが緊急の課題とされておりますところから、税制面において支援することとしたものでございます。しかし、何分にもこれから制度が始まるわけでございまして、その適用がどのような効果を持つかということはまだ十分に把握しかねております。

○委員長(大河原太一郎君) 以上で質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、土地税制の見直しが、譲渡、特別控除、買いかえによる課税繰り延べ制度などについて、今日の地価高騰をもたらした元凶である大企業、大不動産会社などに対し甘く、優遇措置が温存されていることあります。

その反面、地価高騰の被害者である庶民、中小企業、農家などの居住用、生産用の土地などに対する配慮が不十分であります。特に、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地に対する相続税の納稅猶予特例の廃止、二十年營農による相続税免除の特例の廃止などの措置に対し、都市近郊の農家から批判の声が上がっています。

政府は、生産綠地法改正で転用制限を強化した上で、生産綠地として指定された當農地に生産綠地は五百平方メートル以上の面積要件のほか、指定後三十年間経過でなければ市町村長へ時の買い取り申し出ができるとの期間要件が設定されており、問題であります。都市にとって、緑と防災、生鮮野菜の供給基地の役割を果たしている都市農家の経営を守るために、このようないくつかの課題が急務であります。

第二に、大企業優遇の特別措置は縮減、廃止がねずかで、温存、拡大さえ含まれていることであります。

電波有効利用促進設備に関する特別償却の対象設備拡大のほか、特定電気通信設備やスーパーのスプリンクラー設置への特別償却の新設、地下式または立体式駐車場建設に対する割り増し償却の新設などは、主として大企業向けの特別措置であり、その対策の必要はあっても、あえて優遇措置を講ずる必要はないと言わなければなりません。

このほか、大企業優遇の各種準備金、引当金、特

別償却制度などは、ほとんどが軽微な見直しかそまでの延長となつております。

第三は、国鉄清算事業団の土地処分等のための対策税制の新設であります。

国鉄の分割・民営化を契機に進められている国鉄清算事業団の土地処分は、地価を頭在化させないとして一時期とは違つた方式を採用していますが、結局のところ、国民の貴重な財産である莫大な旧国鉄用地を大企業に安値で売り渡すことにななり、こうした土地処分にかかる登録免許税の非課税措置や、新幹線鉄道施設のJR本州三社への売却にかかる登録免許税免除、さらには国鉄清算事業団の行うJR各社の株式売却についての有価証券取引税の非課税などは、いろいろ理由はあるにせよ問題であります。

本法案には、法人等の土地の譲渡益課税の強化、国際課税の強化、農業、中小企業保護措置などの評価できる内容も含まれておりますが、以上のようないくつかの課題を表明し、討論を終わります。

○委員長(大河原太一郎君) 他に御意見もないようですが、以上のような理由により反対の態度を表明し、討論を終わります。

○委員長(大河原太一郎君) 他に御意見もないようですが、以上のような理由により反対の態度を表明し、討論を終わります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大河原太一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

鈴木君から発言を求められておりますので、これを許します。鈴木君。

○鈴木和美君 私は、ただいま可決されました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民會議、連合参議院、民社党、スポーツ・国民連合及び参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出されました。

案文を朗読いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきであります。

一 國民の信頼と理解に基づく税制の確立のための税制の改定です。

一 土地税制については、税負担の公平確保及び土地政策との整合性に配慮しつつ、今後とも特段の努力を行うこと。

一 不公平税制の是正、資産課税の一層の適正化に特段の努力を行うこと。

一 貸倒引当金、賃与引当金等のあり方についても適宜見直しを行うこと。

一 賃与引当金、賃与引当金等のあり方についても適宜見直しを行うこと。

ても御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

○委員長(大河原太一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

欧洲復興銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び航空運送貨物の税關手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を便宜一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は前回聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○本岡昭次君 まず初めに、関税定率法等改正の問題についてお伺いをいたします。

その一つは、牛肉の輸入自由化に伴う問題であります。

平成三年四月から牛肉の輸入自由化が始まります。この自由化の国内対策として、牛肉等の関税率を、現行の二五%を平成三年度に七〇%，その後四年度に六〇%，五年度五〇%と段階的に引き下げていくことになります。問題は平成五年度以降の関税率がどうなるかということになりますが、五〇%を維持していくことになるのか、それともさらに引き下げていくことになるのか、そのあたりについての見解を聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(伊藤博行君) 牛肉の関税につきましては、ただいま先生からお話をございましたよう

に、平成元年度の改正におきまして、自由化を行うに伴ういわば移行措置ということで、平成三年度、四年度、五年度と各七〇、六〇、五〇という三段階での移行税率というものを定めております。

御質問の六年度以降はどうかという点でござりますけれども、現在の考え方は、平成五年度の関税水準を超えて引き上げることはなく、またその水準でウルグアイ・ラウンドにおける関税交渉の対象にするというところまでが決められております。実際の自由化はこれから話でございまして、その段階でどういう形になつていくのかと考へております。

○本岡昭次君 その段階でどういう性格のものであろうかと考へております。

○本岡昭次君 オーストラリアやアメリカの食肉関係団体が相次いで来日して、牛肉の関税の引き下げの中身の問題についていろいろ不満を表明しております。そして、将来は四ないし五%程度でなければいけないんじやないかということを言つておりますが、これについてはどうなんですか。

○政府委員(伊藤博行君) オーストラリアあるいはアメリカの業界関係の方々がそういつた趣旨の発言をしておられるということは私どもも承知しております。

ただ、先ほど申し上げております税率の推移等につきましては、我が国の国内産業の問題、あるいは片や我が国の消費者問題等々を総合勘案しております。この特別対策事業の財源に全部なつていくのかどうか、そのあたりについて説明をしていただきたい。

○政府委員(伊藤博行君) 歳出面につきましては、あるいは主計局の方からお答えいただけるかと思ひますけれども、まず歳入面につきましては、先生お話しのように、牛肉等に係る関税収入につきましてはそれを先ほど来た牛対策に用いるといふことが決められております。その裏といいたしましては、平成三年度では約千十億円というふうに見込んでおりまして、歳出面でもほぼ同額が予算計上されるというふうに承知しております。

○政府委員(田波耕治君) 平成三年度における肉用子牛等対策の予算面について若干御説明をさせていただきたいと思います。

この対策は畜産振興事業団による施設と国による施設の両方からできておりまして、若干数字を交えて御説明申し上げますと、まず畜産振興事業団による施設といつしましては、肉用子牛生産の

シンドの多国間の貿易協定、そういうところでやつていくと、うんですか、その基本的な方針はどうですか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は今日までの経緯を振り返ってみましても、二国間の交渉においていうよりはむしろウルグアイ・ラウンドのような多国間の話し合いの場で将来ともに議論をされにくべき性格ではなかろうか、そのように考えております。

○本岡昭次君 私もそういう方向で進められていくべきだというふうに思っております。

それで、結局、関税をこういう形でかけていくのですが、自由化対策として肉用子牛生産安定等特別措置法というのが既に制定されて、畜産振興事業団による肉用子牛等の対策を講じることになっておりますが、その財源は関税收入、牛

肉等に七〇%かけていくこの収入によるというふうになると思うんですが、この関税をかけることによってどういう収入があり、そしてその収入がこの特別対策事業の財源に全部なつていくのかどうか、そのあたりについて説明をしていただきたい。

○本岡昭次君 問題はそうした対策で牛肉の自由化に伴う国内の畜産農家というものが十分保護されるかどうかということだろうと思います。

私の地元の兵庫県でも、四月以降に大規模な肉の冷凍庫をつくって牛肉の自由化に対応するんだといふようなことが始まっておりますけれども、全国的に見て今の対策で十分なのかどうか。これは農水省に聞かなければわからないのかもしませんが、大蔵省としてこれだけの対策をやればいいわゆる関税というものが持つていてる一つの性格、国内産業の保護という面では大丈夫だろうというふうな感触を持っているのかどうか、そのあたりはどうですか。

○政府委員(田波耕治君) 牛肉の輸入自由化に伴う国内対策といたしましては、六十三年に自由化決定がされたわけでございますけれども、それ以後既にいろいろな対策を講じてきているところでございます。それに加えまして、先ほど申しました肉用子牛等対策ということで、畜産振興事業団あるいは国による助成ということをもちまして私どもとしては十分な対策ができるものと考えておりますところです。

○本岡昭次君 私は素人なのでよくわからぬのですが、信頼することにします。そして、これから経緯を見ていくことにします。

○政府委員(伊藤博行君) 牛肉の関税についての見解を聞かせていただきたいと思います。

この対策は畜産振興事業団による施設と国による施設の両方からできておりまして、若干数字を交えて御説明申し上げますと、まず畜産振興事業団による施設といつしましては、肉用子牛生産の

安定を図るための肉用子牛生産者補給交付金等の交付で三百六十五億円、それから指定食肉の価格安定期を図るために価格低落時における買い入れあるいは調整保管のための経費として七十四億円、

さらに食肉等の生産、流通の合理化等を図るために指定助成対象事業に対する助成として三百五十五億円等によって八百二十億円を計上しております。また、国による施策といたしましては、肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等に係る畜産の振興に資する施策等が含まれております。また、国による施策といたしましては、肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等に係る畜産の振興に資する施策等が含まれております。

○本岡昭次君 問題はそうした対策で牛肉の自由化に伴う国内の畜産農家というものが十分保護されるかどうかということだろうと思います。

私の地元の兵庫県でも、四月以降に大規模な肉の冷凍庫をつくって牛肉の自由化に対応するんだといふようなことが始まっておりますけれども、全国的に見て今の対策で十分なのかどうか。これは農水省に聞かなければわからないのかもしませんが、大蔵省としてこれだけの対策をやればいいわゆる関税というものが持つていてる一つの性格、国内産業の保護という面では大丈夫だろうというふうな感触を持っているのかどうか、そのあたりはどうですか。

○政府委員(田波耕治君) 牛肉の輸入自由化に伴う国内対策といたしましては、六十三年に自由化決定がされたわけでございますけれども、それ以後既にいろいろな対策を講じてきているところでございます。それに加えまして、先ほど申しました肉用子牛等対策ということで、畜産振興事業団あるいは国による助成ということをもちまして私どもとしては十分な対策ができるものと考えておりますところです。

○本岡昭次君 私は素人なのでよくわからぬのですが、信頼することにします。そして、これから経緯を見ていくことにします。

○政府委員(伊藤博行君) 牛肉の関税についての見解を聞かせていただきたいと思います。

この対策は畜産振興事業団による施設と国による施設の両方からできておりまして、若干数字を交えて御説明申し上げますと、まず畜産振興事業団による施設といつしましては、肉用子牛生産の

卷之三

一  
五

措置法の中に牛肉等に係る関税緊急措置第七条の規定がござりますが、この規定の効力を

方の規定がござりますがこの規定の発動条件と  
いうんですか、それを明らかにしておきま  
す。

○政府委員(伊藤博行君) 治指摘の暫定措置法七  
条の六で、いわゆる緊急措置を定めております。  
これは、牛肉の輸入量が急増いたしました場合に  
關税を二・五%引き上げることをその内容と  
しております。

具体的な発動要件といたしましては二つほどあります。一つ目、論議性(論議性)の有無

まして、一時は輸入量が急増し年度ごとに設定されます輸入基準数量を超えるおそれがある場

合に、牛肉輸出国と協議を行いました、その協議

か調べればその調つたところによるわけですけれど

その協議が三十日以内に合意に達しなかつた場合、二ヶが第一の要件がござります。以上、

これが第一の要件でございます。それから一つは、実際の輸入数量が輸入数量基準を留

ること、いわば実績の方の要件。この二つが満

たされるということが発動要件になつております

この要件が満たされた場合には、牛肉輸出国に協議を要請いたしました日から四十五日を経過し

た日、あるいは実際の輸入数量が輸入基準数量を

越えた日の翌々日、このいずれかの遅い日から当

該年度の末日、これは三月末でございますけれど

要するにその日から当該年度いつぱいまで二

の開港を上乗せしたことなどで関税をかける。

本國昭次君 そうすると、例えばアメリカとの

係で今おっしゃつたような事態が生じたとしま

と、それはアメリカとの関係だけにおいて現行

七〇%に一五%を加えて九五%の関税を今年度

は取る、こういうふうになると理解していくん

支那の政治 / 支那銀行の歴史

政府委員(伊藤博行君) 仰せのとおり、それぞれの年度の基本税率にて、(まへようか、たゞ二)

適用されます実効開税率二一五%整才ノする七

二〇〇二年三月三十日

を足して九五%の関税を適用するということに

卷之三

○本岡昭次君 今条件をおつしやいましたが、二番目のUNCTADですか、国連貿易開発会議でこの加盟国に朝鮮民主主義人民共和国は入っていますか、入っていないのですか。

○本岡昭次君 今条件をおつしやいましたが、二番目のUNCTADですか、国連貿易開発会議でこの加盟国に朝鮮民主主義人民共和国は入っていますか、入っていないのですか。

○本岡昭次君 入っております。それで一つの要件を満たしているわけですが、しかし、朝鮮民主主義人民共和国はこの特恵制度の対象になつているんですか、いないのですか。

○政府委員(伊藤博行君) 現行なつております。○本岡昭次君 入っておりますね。それで一つの要件を満たしているわけですが、しかし、朝鮮民主主義人民共和国はこの特恵制度の対象になつているんですか、いないのですか。

○政府委員(伊藤博行君) それは、朝鮮民主主義人民共和国が希望しないから特恵制度を供与してもらえないんですか。

○政府委員(伊藤博行君) これはこれまでのいろいろな経緯等もあるうかと思いますけれども、基本的にはまだ国交等が開かれていらないというようなこと、それから先方からの本問題についての関心の度合い等々も含めまして、総体としてこの特恵対象にはしていいないということをございます。

○本岡昭次君 もう少しはつきり言つてください。説明をもう少し丁寧にお願いします。

○政府委員(伊藤博行君) 北朝鮮との関係の御質問でございますけれども、まだ国交が開かれていらないというよつなことが基本的にござります。そういうふたもとで、先方のいわば諸制度等も必ずしも十分明らかにされていない、また先方の意向も必ずしも十分我々に伝わっていないというようなことがございまして、現在のところこの制度の対象にはなつております。

○本岡昭次君 今、国交樹立の日朝交渉が行われているわけであります。その進展ぐあいによつて国交が樹立されれば、そして朝鮮民主主義人民共和国がこの特恵制度の受益国となることを希望

すれば、特段のことについての問題はないといふうに理解していいですか。

○政府委員(伊藤博行君) 基本的には、国交が回復されまして、また先方の希望がそういうことであり、先方の制度も十分我々が知るところになる必要があるううと思いますけれども、そういった諸条件、いわば客観条件が満たされれば検討の対象になり得るとは思います。

○本岡昭次君 検討の対象になり得るというようなそういうのじやなくて、受益国になる条件の問題については問題はありませんかと聞いていますんであります。

○政府委員(伊藤博行君) 法律上の要件は先ほど申し上げましたように三つプラスアルファと言つていいかと思いますけれども、それらの要件の前提といたしまして、それぞれの問題となる相手国における制度、それから我が国との各種の関係等々を総合勘案して決める、その結果認めることが適当であるという場合に対象にするということをございます。

現時点では、いろいろ想像はできますけれども、必ずしも客観的な情報を十分熟知しているわけじゃございませんので確定的なことを申し上げる段階ではない、そういう意味で検討の対象足り得るという言葉を使わせていただいた次第でござります。

○本岡昭次君 大蔵大臣、政府の立場からすれば、特段その条件が整えば問題にするといふうなことはございませんね。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今日、国交正常化交渉が始まっています、その進展の過程にござります。その途中において、その結論の出ました後のことについていすれの立場からであれ意見を申し述べるということは必ずしもはタイミング的に適切ではないと思いますので、この点については答弁を御遠慮させていただきたいと思います。

○本岡昭次君 たくさん質問したいことがありますので、ちょっとこだわりがありますが、そういうことにしておきます。

それで、ベトナムなんですが、これは対象国になつてゐるんですか。

○政府委員(伊藤博行君) ちょっと調べます。

○本岡昭次君 なつてゐるんですが、何か、南だけが対象国だとか。昔は北ベトナム、南ベトナムがあつたんですが、今はベトナムということで統一されているんです。それなのに、なお從来の北、南といふのは地域的に制限されて特惠関税供与の問題が行わっているのですか。

○政府委員(伊藤博行君) 現時点では、ベトナムということで両方含んだところで対象にしております。

○本岡昭次君 細かいことを次々と聞いてなんですが、シンガポール、韓国も、それから香港周辺というふうなことも表記しております。そこで、第一義的な条件から見ると、韓国もシンガポールも香港も開発途上国といふに日本はみなしでいるんですか。

○政府委員(伊藤博行君) 開発途上国の定義はそれぞれの国で定めるべきものではございませんけれども、法律上は特別に途上国の定義はしておりません。先ほど申しましたような言い方に使っておられるんですが、世界的な基準として一つの目安になつておりますものにD A Cにおける開発途上国の定義といふのがございます。そこでアジア地区について見ますと、今お話しになりましたようなところも含めまして開発途上国の中に入れておるということをございます。

○本岡昭次君 開発途上国の中に入れているといふのはいいんですが、実際に開発途上国といふうに日本は見ていくんですか。

○政府委員(伊藤博行君) 開発途上国の中で比較的の経済成長率が高い國をどう考えるかというお話をかと思ひますが、私どもいたしましては、途上国は世界の中での定義に従いながら我々の國、日本としてどう考えるかという問題かと思ひます。

世界における途上国の定義は、今申しましたように、比較的広くございます。しかば、そういうた途上国の中でも相対的に見てより経済成長が進

んだ國をどう考えるかという問題がござります。

我が國の特惠関税の適用上の運用といたしましては、途上國である中で比較的そつた成長の進んでおる國をどう考えるかという点でございま

すけれども、これはやはりそれの國の成長度合いのほかに、それぞの國の我が國との関係、あるいは貿易収支の動向、そつたものを総合勘案して考えていくべきではないだろうかといふことでいろいろ御議論はござりますけれども、今お話のありました國々の我が國とのいわば関係の深さ、またそれぞの國々の我が國に対する各種の希望の程度、特惠適用の希望の程度、あるいは我が國とそれぞの國との貿易収支の状況、そういったものからいきまして、これらの國々を引き続き特惠受益國の中に加えるのが適当ではないかということを考えております。

○本岡昭次君 私はシンガポール、韓国を外せといふ立場じゃなくて、大蔵省としても政府としても、やはり日本とアジアという関係をしっかりと将来のことも考えながら、日本の経済関係というのをヨーロッパ、アメリカというところに今非常に重点を置かれておりますが、当然それは今後も続けられるであります。しかししながら、アジアという問題に対しても軸足をしつかり置いて、そしてアジアの一員として日本がこれから発展をしていく、国際的にもアジアの一員として、ある場合にはアジアの代表として発言していくけるような、そういうひとつ戦略展望を持つてアジアの問題についてしっかりとこういった経済協力のできる部分はしていつたらしいと私は思ひます。消極的ではなくて、そういう積極的な発言をむしろ私は期待しておつたということがございましたので、念のために申し上げておきます。

今私が言いましたこと、大蔵大臣、いかがでござりますか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 発展途上国というものの定義をD A Cの定義によるということについて

それはそれとして、軸足をアジアにしつかりと置くべきであるという御指摘については、私自身もそう考ひます。そう思ひましたからこそ、私は

ことし正月に中国にも参ったわけでありますし、任を持つべき地域という視点については変わらないもの、そのように考えております。

○本岡昭次君 しかしながら、アジアの諸國というのは大変いろいろな國がございます。それは宗敎的な問題とか文化的な問題、あるいはまた豊かな土地、貧しい土地、いろいろあります。しかし、この特惠制度の問題を发展途上国に対する経済支援の一つだというふうにとらまえていくときに、私は、先ほど三つの条件がありましたが、それにもう一つつけ加えて、それぞの国がより民主主義的な國になつてもらわなければならぬ。逆の意味では、人権抑圧、非人道的な行為が政府の手によって行われているようなそういう問題を持つたけであります。

戦争が起るるというのも、言つてみれば、そういう民主主義というものが非常に不十分な國あるいはまた人権抑圧、人権侵害が権力の手によつて行われるというふうなところに発生するわけだ、したがつて、そうしたことから特恵供与をしていく政府の判断の一つとして私はやつていくことも大事じやないかと思うんです。大臣、いかがでござりますか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 委員が御指摘になりましたような視点、あるいは以前に本院におきましたように、私は思ひますか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま先生からお話をございましたように、現在既に航空貨物について行つております電算システムを海の貨物、海貨にも適用したいということで今回法案の成立方を

義のあることであると思います。

ただ、この特惠関税という世界にそれを当てはめました場合に、果たして私はそうした原則がU N C T A Dにおける合意の精神というものと背馳する結果を生じないであろうかという懸念を現実の問題として持ちます。そして、当該国との貿易状況、また我が国に対する差別的な取り扱い、あるいは国内産業への影響など幅広い観点から考えていかなければならぬものであり、同時に貿易上の制度として関税体系は安定していることが望ましいということも判断の視点として大切なものである、そのように考ひます。

○本岡昭次君 また、今の問題は総合的な議論をするところで私の意見もさらに述べさせていただきたいと思います。

それでは、次の問題の海上貨物通関システムを改正するという問題について若干お伺いしてまいります。

これまで、海上貨物通関システムを改正するといふことになります。しかし、このシステムの運営をより効率的に行なうためには、関係業界はもとより、シス

テムに加えて海上運送貨物にもこの通関システムを適用する、すなわちコンピューター化するということがあります。しかし、このシステムの円滑な導入を図るために、関係業界はもとより、税關職員の研修や実地訓練等十分な期間を必要とすると思います。だから今法律を改正してことしの十月というふうに六ヶ月の期限を置いてあるんだと私は思つておりますが、どういうふうな準備を今考えておられますか。

○政府委員(伊藤博行君) ただいま先生からお話をございましたように、現在既に航空貨物について行つております電算システムを海の貨物、海貨にも適用したいということで今回法案の成立方をお願いしておるわけでござりますけれども、これの段取りといたしましては、ただいまお話をありましたが、ようやく、本年の十月にはスタートしたい、そのためにはシステムの設定と同時にいろいろな訓練等も要ります。私どもの中の職員の訓練、そして関係する業界への説明といましようか、そ

いうことでやつてしまいりたいというようになります。

○本岡昭次君 具体的に今どういうことを考えておられますか。

○政府委員(伊藤博行君) 一つはシステムを開発するということですけれども、いろいろ勉強してきております。それから、空の方のシステムの経験がございますので、それを海の方にも適用するということでこれは比較的従来の路線の延長という格好でいくと思います。

問題は、それを実際に運用する際の職員の訓練、それから業者サイドの端末あるいはシステム全体の理解を求めることが一番肝心でござります。言うなれば、システムを利用した業務処理方法についての訓練と端末機の操作、この二つを重点にいたしまして、五月から七月にかけて、一つは私どもの中の職員に対する研修、それからいま一つは関連する業者への研修、二本立てでやってまいりたいというふうに考えております。

○本岡昭次君 今おっしゃつたことと、もう一つ問題があると思うんです。

海上貨物の通関システムの導入をする場合に、從来港湾労働者というのがいたわけでありまして、その港湾労働者全体に対して大きな影響を及ぼすんじゃないかと思います。その雇用問題とか、働く場所の職域の問題とか、あるいはまた労働条件というようななところに何か大きな変化があるんじゃないかと思うんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(伊藤博行君) 海上貨物の電算化は、言葉をかえて申し上げますと、いわば税関手続の部分を電算化することです。基本的には私どもの業務の合理化、効率化という点がベースにあるわけですから、全体として非常に貨物量がふえてきている、それをどう効率的にやっていくかということで、私どもの方のいわば仕事の増に伴う要請ではあるわけですが、同時に、そのことは関係業界にとっても大変な仕事量になってしまっている、それを機械ができるところを

機械にし、そうでなく人手が要るところは人手でやるという意味で、先生がおっしゃるようななぞいう意味のメリットは、私どもだけではなくてあります。

しかし、基本的には通関手続、税関手続のところの機械化ということですので、物流全体の大きな流れの中からいえば全体をそう大きく左右するような話ではないというふうに考えております。その意味で、全く労働環境に影響ないとは申しませんけれども、従来の労働関係が基本的に変わることで、それが労働者の性格のものではないというふうに理解しております。

○本岡昭次君 今おっしゃるようなことであれば問題ないんですが、しかし、これから具体的に調整段階に入っていく、また準備作業に入していく中で、港湾関係の労働者、またそこに関係するそれぞの組織といろいろなかかわり合いが出てきます。そうした団体あるいは労働組合等々と事前意見調整をやるような事前協議、そうしたことも念頭に置いて、なければいけないのですが、そういうことが起つたときは十分そういう事前協議をして事に当たるというふうにすべきであると思いません。いかがですか。

○本岡昭次君 新しいシステムを円滑に導入できるように関係団体との十分なる調整、また各事業者との準備、問題のないようにやっていたといったことがあります。いかがですか。

○政府委員(伊藤博行君) そもそもこのシステムを開発していくにつきましては、システム開発協議会というのを設けております。これは私ども税関だけではなくて、このシステムに参加いたしました通関業界、それから振りかえという問題がありまますので銀行も入つてしまっています。この三者での協議会というものを設けまして、そこでどういうシステムにするのが最もお互いのためにとっていいだろうかということですと勉強してきております。今後もこの協議会で議論していくことになります。

それから、先生のお話にございました労働組合からの御意見という点ですが、これはいわゆる協議というたぐいのものではないと思いますけれども、いろいろの御要望等がある場合にはそれぞれ

のところから御意見を承るべくこれまでもやつてまいりましたし、今後とも意見があれば伺つてみたいというふうに思つております。

○本岡昭次君 それから先ほど端末機のことを見つめました。それで、私も資料をずっと見ていますが、小規模の通関業者が端末機をそれぞれ独自に持つてということは大変何か難しいような状況も書いてあります。それで、共同でそういう端末機を零細の小規模の通関業者は持つて通関業務に当たるというふうなことはできるのですか、また、そういうふうになつていくんですか。

○政府委員(伊藤博行君) これは、できるだけ多くの方に利用していただくということがシステム全体を意味あるものにしていくことになります。

か、また、そういうふうになつていくんですか。命頑張っているんだということであろうかと思ひます。が、税関の業務処理体制という将来の問題も当たる税関職員の定数は減少しているという問題は非常に矛盾をしているというふうに思ひます。果たしてこれで十分な税関業務なり社会悪商品の水際取り締まりができるのかという不安を感じますが、大蔵大臣、どうですか。一生懸命頑張っているんだということであろうかと思ひます。が、税関の業務処理体制という将来の問題も含めて現状をどういうふうに認識しておられますか。

○本岡昭次君 新しいシステムを円滑に導入できるように附帯決議というものがござります。そのときには、最近の税関関係の法案を処理するときに附帯決議というものがござります。そのときは次に、最も税関職員の要員問題が出てまいります。若干その問題についてお伺いをしていきたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私の立場から申しますと、できますならば、税關を代表として大蔵省づいて定員増というのも積極的にしていただきなければならぬのじやないかと思ひますが、政府の基本的な考え方を改めてことしも聞いておきたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私の立場から申しますと、できますならば、税關を代表として大蔵省づいて定員増というのも積極的にしていただきなければならぬのじやないかと思ひますが、政府の基本的な考え方を改めてことしも聞いておきたいと思います。

それでは次に、最も税関職員の要員問題が出てまいりますので、若干その問題についてお伺いをしていきたいと思います。

もうここでとりたてて言うまでもなく、国際化がどんどんと進行していつておりますから、近年の貿易量は著しい伸びを示しております。また一方、統計を見ましても、コカインとか大麻とかヘロイン、そうしたいたわゆる社会悪商品というものの密輸を摘発していくという数値も相当高まっております。それが高まるということは、水際で完全に撲滅をしているということになるのか、あるいは密輸をやろうとするその量が非常にふえたために検挙もふえているのか、両方あると思いますが、いずれにしても問題があり非常に懸念される

状況も一方あるわけであります。

しかし、毎年この時期、そうした状況に対しても税関職員が果たして十分対応できるのかということが問題になるわけでありまして、昭和五十六年の定員八千三十六人に対して平成二年度は七千八百七十五人ですか、こういうふうに一方その衝にまかりました。それで、私も資料をずっと見つめました。それで、私も資料をずっと見つめます。が、税関の業務処理体制という将来の問題は非常に矛盾をしているというふうに思ひます。果たしてこれで十分な税関業務なり社会悪商品の水際取り締まりができるのかという問題は非常に矛盾をしているというふうに思ひます。が、税関の業務処理体制という将来の問題も含めて現状をどういうふうに認識しておられますか。

定員需要が発生することも事実であります。そして、これを少しでも補うために機械化の努力等も進めてまいりました。しかし現実に、特に今御指摘の税関を例にとりますならば、社会悪物、さらにはワシントン条約、海外渡航者そのものの増、そして商品の流れも海港から空港へと高額商品の流れが変化していくといった状況の中におきまして、税関業務に非常に大きな影響が生じておるという事実を私は率直に認めます。そして、我々なりに努力をしてまいつたつもりでありますけれども、それが十分であると私は申し上げる自信は持つおりません。

ただ、職員にも理解を求めるいと思いますのが、二つの性格を持つ大蔵省として、その中でも税関業務といつものに対するだけの努力はしてまいつたということでありまして、これから先もその努力を怠つつもりはないということとともに、どうぞ税関のみならず他の分野にも当委員会の御支援を賜りたいと心から願うものであります。

○本岡昭次君 さらに具体的な問題をお尋ねします。成田空港の第二期工事がこれから進んで、これがやがて完成するでしょう。それから、おくれておりますけれども関西新国際空港もやがて完成をして、定員問題、要員問題をもう少し詰めておきたいと思います。

成田空港の第二期工事がこれから進んで、これがやがて完成するでしょう。それから、おくれて

おりますけれども関西新国際空港もやがて完成をして、定員問題、要員問題をもう少し詰めておきたいと思います。

○本岡昭次君 さらに具体的な問題をお尋ねします。

○政府委員(伊藤博行君) お話をうけに、成田空港それから関西新空港の完成が数年先には予定さ

れておりました。したがいまして、その開港に伴

う所要人員がふえるであろうということは仰せの

とおりだと思います。

ただ、それぞれの空港につきましての具体的な

必要人数につきましては、空港が開港しました後

の飛行機等の離着陸の数がどの程度になるのか、

乗客数あるいは貨物数量がどうなるのか、いろいろ

な推計は行つておりますが、率直に申し上げま

して、まだ確定的な数字としてこの程度というこ

とを申し上げ得る段階ではございません。現時点

におきましてそれぞれの空港における今後の需要

動向等を観察検討しておるというところでござい

ます。

こういった明らかに将来予想される人員所要増

に対してもどう対処しておるのかという点が第二の

問題かと思いますけれども、私どもいたしまし

ては、基本的には我々の仕事のやり方自身の効率

化ということも同時にあわせやつていきながら、

空港には伊丹空港をこのまま現存させておくとい

うことで見ると五百人ぐらゐの要員が必要のでは

ないかというようなことが、数字として私たちの耳にも入ってきます。今大蔵大臣がおっしゃった

ように、全体の国家公務員の定数を削減していく

いるという現実の中でこれは増加要因として大

変なものであると思ひますが、しかし、これ

はやはりそうした人員を張りつけなければ対応で

きないわけでありまして、またそれは、その空港

ができるから直ちに要員を張りつけても物の役に立たない、これは常識であると思ひます。少なくとも二年前、三年前ぐらいから、そうした新しい

空港ができる、あるいは拡張するときの要員を訓

練し研修して、そして万全の体制を開港に對して備えていくというのが常識であろうと思ひます。

そうした事柄についてどういうふうに今取り組み

を進めておられますか。関西空港と成田の第二期

工事、その問題に絞つてひとつお尋ねをしておき

たいと思います。

○政府委員(伊藤博行君)

お話をうけに、成田空港それから関西新空港の完成が数年先には予定さ

れておりました。したがいまして、その開港に伴

う所要人員がふえるであろうということは仰せの

とおりだと思います。

ただ、それぞれの空港につきましての具体的な

必要人数につきましては、空港が開港しました後

の飛行機等の離着陸の数がどの程度になるのか、

乗客数あるいは貨物数量がどうなるのか、いろいろ

な推計は行つておりますが、率直に申し上げま

して、まだ確定的な数字としてこの程度というこ

とを申し上げ得る段階ではございません。現時点

におきましてそれぞれの空港における今後の需要

動向等を観察検討しておるというところでござい

ます。

こういった明らかに将来予想される人員所要増

に対してもどう対処しておるのかという点が第二の

問題かと思いますけれども、私どもいたしまし

ては、基本的には我々の仕事のやり方自身の効率

化ということも同時にあわせやつていきながら、

空港には伊丹空港をこのまま現存させておくとい

うことで見ると五百人ぐらゐの要員が必要のでは

ないかというようなことが、数字として私たちの耳にも入ってきます。今大蔵大臣がおっしゃった

ように、全体の国家公務員の定数を削減していく

いるという現実の中でこれは増加要因として大

変なものであると思ひますが、しかし、これ

はやはりそうした人員を張りつけなければ対応で

きないわけでありまして、またそれは、その空港

ができるから直ちに要員を張りつけても物の役に立たない、これは常識であると思ひます。少なくとも二年前、三年前ぐらいから、そうした新しい

空港ができる、あるいは拡張するときの要員を訓

練し研修して、そして万全の体制を開港に對して備えていくというのが常識であろうと思ひます。

そうした事柄についてどういうふうに今取り組み

を進めておられますか。関西空港と成田の第二期

工事、その問題に絞つてひとつお尋ねをしておき

たいと思います。

○政府委員(伊藤博行君)

お話をうけに、成田空港それから関西新空港の完成が数年先には予定さ

れておりました。したがいまして、その開港に伴

う所要人員がふえるであろうということは仰せの

とおりだと思います。

ただ、それぞれの空港につきましての具体的な

必要人数につきましては、空港が開港しました後

の飛行機等の離着陸の数がどの程度になるのか、

乗客数あるいは貨物数量がどうなるのか、いろいろ

な推計は行つておりますが、率直に申し上げま

して、まだ確定的な数字としてこの程度というこ

とを申し上げ得る段階ではございません。現時点

におきましてそれぞれの空港における今後の需要

動向等を観察検討しておるというところでござい

ます。

こういった明らかに将来予想される人員所要増

に対してもどう対処しておるのかという点が第二の

問題かと思いますけれども、私どもいたしまし

ては、基本的には我々の仕事のやり方自身の効率

化ということも同時にあわせやつていきながら、

空港には伊丹空港をこのまま現存させておくとい

うことで見ると五百人ぐらゐの要員が必要のでは

ないかというようなことが、数字として私たちの耳にも入ってきます。今大蔵大臣がおっしゃった

ように、全体の国家公務員の定数を削減していく

いるという現実の中でこれは増加要因として大

変なものであると思ひますが、しかし、これ

はやはりそうした人員を張りつけなければ対応で

きないわけでありまして、またそれは、その空港

ができるから直ちに要員を張りつけても物の役に立たない、これは常識であると思ひます。少なくとも二年前、三年前ぐらいから、そうした新しい

空港ができる、あるいは拡張するときの要員を訓

練し研修して、そして万全の体制を開港に對して備えていくというのが常識であろうと思ひます。

そうした事柄についてどういうふうに今取り組み

を進めておられますか。関西空港と成田の第二期

工事、その問題に絞つてひとつお尋ねをしておき

たいと思います。

○政府委員(伊藤博行君)

お話をうけに、成田空港それから関西新空港の完成が数年先には予定さ

れておりました。したがいまして、その開港に伴

う所要人員がふえるであろうことは仰せの

とおりだと思います。

ただ、それぞれの空港につきましての具体的な

必要人数につきましては、空港が開港しました後

の飛行機等の離着陸の数がどの程度になるのか、

乗客数あるいは貨物数量がどうなるのか、いろいろ

な推計は行つておりますが、率直に申し上げま

して、まだ確定的な数字としてこの程度というこ

とを申し上げ得る段階ではございません。現時点

におきましてそれぞれの空港における今後の需要

動向等を観察検討しておるというところでござい

ます。

こういった明らかに将来予想される人員所要増

に対してもどう対処しておるのかという点が第二の

問題かと思いますけれども、私どもいたしまし

ては、基本的には我々の仕事のやり方自身の効率

化ということも同時にあわせやつていきながら、

空港には伊丹空港をこのまま現存させておくとい

うことで見ると五百人ぐらゐの要員が必要のでは

ないかというようなことが、数字として私たちの耳にも入ってきます。今大蔵大臣がおっしゃった

ように、全体の国家公務員の定数を削減していく

いるという現実の中でこれは増加要因として大

変なものであると思ひますが、しかし、これ

はやはりそうした人員を張りつけなければ対応で

きないわけでありまして、またそれは、その空港

ができるから直ちに要員を張りつけても物の役に立たない、これは常識であると思ひます。少なくとも二年前、三年前ぐらいから、そうした新しい

空港ができる、あるいは拡張するときの要員を訓

練し研修して、そして万全の体制を開港に對して備えていくというのが常識であろうと思ひます。

そうした事柄についてどういうふうに今取り組み

を進めておられますか。関西空港と成田の第二期

工事、その問題に絞つてひとつお尋ねをしておき

たいと思います。

○政府委員(伊藤博行君)

お話をうけに、成田空港それから関西新空港の完成が数年先には予定さ

れておりました。したがいまして、その開港に伴

う所要人員がふえるであろうことは仰せの

とおりだと思います。

ただ、それぞれの空港につきましての具体的な

必要人数につきましては、空港が開港しました後

の飛行機等の離着陸の数がどの程度になるのか、

乗客数あるいは貨物数量がどうなるのか、いろいろ

な推計は行つておりますが、率直に申し上げま

して、まだ確定的な数字としてこの程度というこ

とを申し上げ得る段階ではございません。現時点

におきましてそれぞれの空港における今後の需要

動向等を観察検討しておるというところでござい

ます。

こういった明らかに将来予想される人員所要増

に対してもどう対処しておるのかという点が第二の

問題かと思いますけれども、私どもいたしまし

ては、基本的には我々の仕事のやり方自身の効率

化ということも同時にあわせやつていきながら、

空港には伊丹空港をこのまま現存させておくとい

うことで見ると五百人ぐらゐの要員が必要のでは

ないかというようなことが、数字として私たちの耳にも入ってきます。今大蔵大臣がおっしゃった

ように、全体の国家公務員の定数を削減していく

いるという現実の中でこれは増加要因として大

変なものであると思ひますが、しかし、これ

はやはりそうした人員を張りつけなければ対応で

きないわけでありまして、またそれは、その空港

ができるから直ちに要員を張りつけても物の役に立たない、これは常識であると思ひます。少なくとも二年前、三年前ぐらいから、そうした新しい

空港ができる、あるいは拡張するときの要員を訓

練し研修して、そして万全の体制を開港に對して備えていくというのが常識であろうと思ひます。

そうした事柄についてどういうふうに今取り組み

を進めておられますか。関西空港と成田の第二期

工事、その問題に絞つてひとつお尋ねをしておき

たいと思います。

○政府委員(伊藤博行君)

お話をうけに、成田空港それから関西新空港の完成が数年先には予定さ

れておりました。したがいまして、その開港に伴

う所要人員がふえるであろうことは仰せの

とおりだと思います。

ただ、それぞれの空港につきましての具体的な

必要人数につきましては、空港が開港しました後

の飛行機等の離着陸の数がどの程度になるのか、

乗客数あるいは貨物数量がどうなるのか、いろいろ

な推計は行つておりますが、率直に申し上げま

して、まだ確定的な数字としてこの程度というこ

とを申し上げ得る段階ではございません。現時点

におきましてそれぞれの空港における今後の需要

動向等を観察検討しておるというところでござい

ます。

こういった明らかに将来予想される人員所要増

に対してもどう対処しておるのかという点が第二の

問題かと思いますけれども、私どもいたしまし

ては、基本的には我々の仕事のやり方自身の効率

化ということも同時にあわせやつていきながら、

空港には伊丹空港をこのまま現存させておくとい

うことで見ると五百人ぐらゐの要員が必要のでは

ないかというようなことが、数字として私たちの耳にも入ってきます。今大蔵大臣がおっしゃった

ように、全体の国家公務員の定数を削減していく

いるという現実の中でこれは増加要因として大

変なものであると思ひますが、しかし、これ

はやはりそうした人員を張りつけなければ対応で

きないわけでありまして、またそれは、その空港

ができるから直ちに要員を張りつけても物の役に立たない、これは常識であると思ひます。少なくとも二年前、三年前ぐらいから、そうした新しい

空港ができる、あるいは拡張するときの要員を訓

練し研修して、そして万全の体制を開港に對して備えていくというのが常識であろうと思ひます。

そうした事柄についてどういうふうに今取り組み

を進めておられますか。関西空港と成田の第二期

工事、その問題に絞つてひとつお尋ねをしておき

たいと思います。

○政府委員(伊藤博行君)

お話をうけに、成田空港それから関西新空港の完成が数年先には予定さ

れておりました。したがいまして、その開港に伴

う所要人員がふえるであろうことは仰せの

とおりだと思います。

本大蔵大臣、ひとつ御容赦を願いたいと思います。

今言いましたように、チャーター便、外国航空便がローカル空港にどんどんとこのごろ離着をしているんです。そのときに、それは臨時便でありますから、税関業務が通常以上に膨れ上がる、あるいはほとんど日常ないところに通関業務が発生するということで、恐らく周辺の空港に業務しておられる方が、あるいはまた土曜、日曜に集中するということもあって休みの方が、臨時にそこに応援として駆けつけて税関処理をしておられるのではないかといふふうに思うんです。

今そうした問題が主要空港だけではなくてローカル空港にも拡大をしてきているわけですが、こういう問題についてはどういう対応をしておられるのか、ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(上杉光弘君) ただいまの質問は、定期便でも大変なのにチャーター便が来たらなお大変じゃないか、こういうことだと思います。

地方空港における国際定期便及び国際チャーター便の運航に係る税関業務につきましては、特定の曜日、特定の時間帯に業務が発生をいたしましたから、各地方空港の行政需要等を十分勘案いたしまして近隣署所からの応援を得て円滑迅速な業務処理に支障のないように対応を図つておるところです。

現在、国際便の土曜、日曜の乗り入れがござりますのは成田、伊丹、名古屋、福岡などのかなり利用客が多い国際空港でございまして、特にCIQの受け入れ体制が十分整備をされましたが、空港に限られておるわけでござります。地方空港におきましては、土曜日及び日曜日の国際便につきましては近隣署所からの応援を得て円滑迅速な業務処理に支障のないように対応を図つておるところでございまして、今後国際便が増加いたしますれば、応援官署における処理体制の見直しなどの問題について検討する必要があると考えております。

○本岡昭次君 現在は税関職員の大変な協力体制があつて今次官もおっしゃるように田舎迅速に応

援してもらっているから無難に済んでいるという

ことであります。最近の特に麻薬とかいう社会悪商品の問題を見ますと、主要空港がだめなわけではないかといふふうに思うんです。

ローカル空港というふうに広がっていく可能性もありますし、総合的な対策というものをとつていかなければならぬわけで、またこの問題も定員、要員の問題に戻つてきますけれども、結局現在の税関職員の職員としての責務、あるいはまた自分たちのやらなければならない社会的責任、使命感、そうしたものに依拠して、土曜、日曜の休日も自分のいろいろあるものをキャンセルして応援に行つておるということに結局なつてくるんじやないかと思います。

全体的な総合的な対応というものを迅速に早急につくり上げていくことが、これから万一何か不測の事態が起つたときにあしまつたということにならないために必要ではないかというふうに私は思いますが、そういう点についてもう一度お考えを聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(上杉光弘君) 実は空港関係だけから署所からの応援ではなくて港湾関係の署所からも応援もあるわけでございまして、そのような意味も含めて極めて機動的に総合的に判断をいたしまして支障のないようにしたい、こういうことでございます。

○本岡昭次君 最後に、時短、完全週休二日という問題を伺つておきたいんですが、政府の方針では平成四年に週四十時間、年千八百時間を目指に取り組むようになっております。税関においてもそのような方針で時間短縮を行うということであれば、これを一体どういうふうに現状を考えておられるのか、このことをお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(伊藤博行君) 御案内のように、週休二日制の問題につきましては、既に四週のうちの二回は閉店になつておりますが、平均していまして四回のうちの残り二回部分についてどうするかということで、現在トライアルの最中でござい

ます。これは、このトライアル期間を通じてそれとのところでの問題点を把握し、それに対してもどういう対応をするかの手立てを考えるという趣旨で行われておるわけでございまして、税関もこのトライアルに参加しております。現在それが最中でございますので、まだあらゆる問題を把握し切つておるわけではございません。

今時で私どもの考え方をとりますと、とりあえずの考え方を申しますのは、基本的には政府全体の方針が決まればそいつた方針にのつとりながら対応していくべきであります。同時に、各種の公務所の中での税関の特殊性をも十分念頭に置きながらサービスの仕方、提供の仕方に工夫の余地はないかどうか、これからトライアルをやっております各署所から出てくるであろういろいろな問題点を十分分析しながら、克服できる問題は可能な限り克服して、政府の方針が出たときに可能な限り前向きに対応できるようにしたいという気持ちでありますけれども、現時点で確定的なことを申し上げ得る段階ではないということだけつけ加えさせていただきたいと思います。

○本岡昭次君 これは非常に重要な関心をもつておると思うんですね。だから、税関関係においてもこれが取り残されるというようなことのないように万全の体制を強く要望しておきたいと思ひます。

それから、ちょっと時間がありますので大蔵大臣に、この法案と直接関係ありませんが、渡岸平和基金拠出問題について、私も予算委員会でいろいろやりましたが、最近何か嫌な感じがしますのでちょっとお考えを聞いておきたいと思うんです。

私は予算委員会で、九十億ドルを提出することについては社会党は賛成だから反対だというふうにこう言つきました。しかし、これは国会で承認されて九十億ドルを出した。ところが、ドル高円安になつて目減りして四億ドル足らぬからドル建てでよこせとか、何か不当なことをアメリカが

今、せつかく私たちが苦労して九十億ドルを出しているにもかかわらず、その神経を逆なでするようなことを言つているのにどうも我慢がならぬのです。

また戦費の問題も、五百三十億ドルとか四十億ドル要るというようなことを予算計上して、そして議会の中に入つてくるとそれが四百五十億ドルといいんじやないかといつて百億ドル余りここで削られる。実にすさんなことなんですね。さらにまた、実際に戦争が早く終わつたから百億ドルほど少なくして済むんじやないか。ドイツはドイツで、まだ七〇%しか出してないから決算が済んでからCOCに出しているんだけれども、アメリカへ振り込むのはきつと本当にどれだけ要るんやということが決まってからにせよ、もし余つたら返してもらわなくともいいけれどもGCCのところでも、GCCはこれは中東の復興のところに出すと言ふたんだからそちらの方へこれを出すように配分をもう一遍再検討したいとか、もう少し日本としても我慢がならないじやないですか。

しかも、最近になつてくると、幕張メッセのところで米を出したとか出さぬとかやつていて、それから木材やビールなどの関税率をさらに引き下げよとか、もう何というんですか、言いたいほどいいを今言われているような気がして仕方がないんですね。

日本間といふものは、私は大事にせないかねと思います。これは国際的な物事を進めていく基調でありたいと私も思うんですね。けれども、最近の状況といふのはちょっと我慢ならぬ、私はこういう気がして仕方がないわけであります。大蔵大臣の所見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は以前から、何回か本院においても御質問がございましたけれども、補正予算で御審議をいただきました一兆一千七百億円というものを円建で渡岸平和基金に拠

出するということを申し上げております。そして例えば、それが為替レートの変動により金額、拠出額を追加するのではないかというようなお尋ねがありましたときにも、そういう意思がないことを本院で明確にお答えを申し上げてまいりました。

私は委員がお触れになりましたのは先日來の報道等の関係であろうと存じます。先日、中山外務大臣が訪米をされ帰国をされました後、この点につきまして、米側との一連の会談で先方から日本国内における困難にもかかわらず寛大な貢献があつたとしてブッシュ大統領以下関係者から謝意の表明があつたと同時に、為替変動に起因するドル建て拠出額を云々する議論は種々報道されていることは承知しているが米側との会談の中では取り上げられていないという報告を受けております。

○本岡昭次君 時間がございませんので、また改めて……  
○村田誠醇君 私は、歐州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案についてお尋ねをいたします。

私、大蔵委員になりまして、なかなかこの委員会は守備範囲が広いんだなと思いましたのは、この法律に基づいて出資国債を発行する権限を政府に与えているわけですね。それで、いろいろ国債に関して勉強をさせていただきましたが、どういうふうに分けるか、国債の分類の仕方によっていろいろな種類があるんですねけれども、普通、内国債と呼ばれるもの、これは財源債と借換債とに分かれてくるわけです。そのほかに、沿岸で問題になりました特例公債、そして出資国債、それに交付国債等々、いろいろ性格の違う国債がいっぱい出ている。

そこで、まず最初にお尋ねしたいのは、国の借金として出している広い意味での国債というのは一体どのような種類のものが現実に出ているのか、ちょっと簡単に制度の概略を御説明をしていただければと思うんですが。

○政府委員(千野忠男君) メキシコ政府が、これは後ほど必要があれば御説明申し上げますが、新規戦略の適用に必要な円建ての担保の保有を必要としたということで、メキシコ政府向けに期間三十年の割引国債を発行したわけでございます。これは先ほどの分類で言いますと、平成元年度の国債発行計画上予定されておりました借換債十五兆余りの一部になり、かつその形式は割引国債という商品の形になるところでございます。

○村田誠醇君 国債の発行は根拠法から見てもいろいろな法律に基づいて出されるわけですから、その種別や目的から見ると、同じ国債と名が付國債などは昔の、何ですか、農地を買収した費用だとかその支払いに充てたとか物の本にはそう書いてあるわけですけれども、そういう意味では、国債と名がついているけれども一つ一つの性格は皆違うものが出ておる。借金といえばそういう意味では借金なんですか、そういうものがすべて国債整理基金に一本になって出てくる。  
しかも、予算書を見きしていただきますと、内閣の平成三年度末見込み額として載っている残高が百七十兆と出ているわけです。国債整理基金の方で見ると、通常政府が国債残高と表現をしているのは百六十八兆で、この数字の落差は、注がくついておりまして、出資国債がこれに入つてないんだということなんですね。そういうことで、国債整理基金という中に数字が計上されているのもあれば、あるいは償還額の中に全部が入つちゃつていて残高の方の計算をするときにはこれが入つてないとか、非常にわかりづらいんですけども、国債整理基金をもつときれいに整理して勘定科目を分けるなり、あるいは別途何か工夫する必要性がないんでしょうか。

○政府委員(千野忠男君) 確かに私どもも国債の種類がいろいろ異なり性格が異なるということは認識をしているわけでございますけれども、ただ、例えば今御指摘の出資国債といえどもやはり同じ国の借金であり、そして国の債務の償還あるいは返済状況というものをばらばらではなく一元的に管理をするということは必要ではないだろうか。そういう観点から、確かにわかりよさわかり悪さという問題はござりますけれども、できるだけ一元的に全体を見取れる形で管理をしたいということで国債整理基金特別会計ですべてを管理するといふことにはなつてゐるのであろうかと思ひます。

資料の出し方がばらばらでございまして、確かに必ずしも一覧性がないということは御指摘のとおりでございますが、公表されております資料、提出をさせていただいております資料を総合的にご覧いただきますと、全体がわかつてくるよう

な仕組みになつてゐると思います。

○村田誠醇君 確かに、総合的に見てみればわかるということと、説明を聞けば、国債統計の方に載つてあるこの資料を見て、こここの数字を見て、それからこの数字を見ればわかるとかということになつてゐるようですね。だけれども、これからこういう国際機関への協力のための出資、援助等々が多額にふえてくるだろうということが予想されるわけでござりますので、そいつた部門が一覧でわかるような資料なり統計のとり方等ができるないものか。  
それをなぜ聞くかというと、出資国債に関してだけ国債整理基金に一部出てくる、償還の方も出されます。同時に、外為特会においても出資国債という項目が出てくるわけですね。だから、二つ会計にまたがつて出てくるというのは何か特點にあるのか。もし出資国債ということであれば、別にあります。と同時に、外為特会においても出資国債という項目が出てくるわけですね。だから、二つ会計にまたがつて出てくるのは何か特點があるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはどうかということと、さつき言いましたように、外為に持つていくのかあるいは独立させるかは別としまして、何かまとめる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはどうかということと、さつき言いましたように、一本化した資料が出てこないかどうかということがあります。  
○政府委員(千野忠男君) 例えばIMFの出資などの場合には、外為特会から払つておるわけでござります。IMFに出資をしたもののがこの外為特会の資産として残るという形になるわけでござります。他のものについては、一般会計のものは一般会計に計上しているわけでございますが、そこは私どもは、こういうのをいつも見ておりまます。他のものについては、一般会計のものは一般会計に計上しているわけでございますが、それはそれなりにわかるという感じがするのですが、御指摘のような御趣旨もよくわかりますので、この辺はまたひとつ何か工夫がないものかどうか、担当の局の方にもお伝えしておきたいと思っております。

○村田誠醇君 わかりました。ぜひわかりやすいようにお願いをしたいと思います。  
それから、法律案としては欧州の部分が出ていているんですが、当然中東の復興についても予想

されるわけでございます。一説によるとクウェートだけでも二千億ドルかかるだろと言われているわけですし、イラクに関しては、援助するかどうかは別としましても、これ以上の金がかかるだろうと想定されているわけですね。そういうときに日本が、要するにお金の出し手というか援助の扱い手としての立場からするとお金をたくさん負担をすることが予想されるのでありますから、何かそれをまとめる会計処理といふんですか経理処理といふんですか、そういうことをする必要性があるんじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがでございましょうか。

○政府委員(千野忠男君) 確かにいろいろな種類の資金が必要とされますけれども、結局資金の出でているところは、例えば無償資金あるいは技術協力資金であれば一般会計から出していく、そして有償資金のうちODAに当たる譲許的な条件による融資であれば海外経済協力基金から出でていく、そしてまたコマーシャルベースのものに準ずる条件での融資であれば輸出入銀行から出していくということで、いろいろございます。資金の種類が違いますので、いろいろな場合に便宜それらを集めめて御説明をすることは間々やることでございますけれども、一般的にそういう何か表現のルールをつくるということになるとそのときの事情によりますのでなかなか難しいかと思いますが、必  
○村田誠醇君 大蔵大臣にお聞きしたいんですけども、新聞報道によりますと、ボーランドにおける公的債務の削減について、アメリカを始めとして五〇%削減とか七〇%カットしてくれとかそういう要請がきているという報道がなされておりますけれども、これについてお聞きしたいのと、あるいはボーランド以外にその国からじやなくて他の国からこういう公的債務の減免の要請が来ているところがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) この点につきましては

多少の時間をちょうだいして説明をお許しいただきたいと存じます。私が自身がこの問題に最初に着いたしましたのは昨年のヒューストン・サミットの席上、蔵相が、東欧の体制改革に伴う経済改革の成功のために公的債務の削減を行う必要が大陸国たちの特定国からその席上に提起をされたわけであります。

そのときは、まさに私との間に大変な議論になりました、嘗々として非常に厳しい財政の中での債務の返済に努めておられる国が現にあり、そうした国と、いわば自助努力を断念し債務削減を求める国、一体いずれに対して手をかすべきか、これは大変激しい論議になりました。そしてこのときには、首脳レベルにおきましてもこの問題は提起されました。それは、元本削減だけではありませんで、金利の軽減でありますとか繰り延べ期間の長期化など、オプションの中から債権者が自由に選択する仕組みとなっています。ただ、これもまだ詳細は今後パリ・クラブでお詰める問題を残しております。

ところが、昨年九月のG7になりましてから、アメリカが公的債務の削減ではなくむしろ放棄に近い意見を非常に強くその場に出してまいりました。この論拠というのは、累積債務の中の公的債務を縮減するため債務削減あるいは債務放棄を先進諸国は行うべきである、その公的債務そのままにしてニューマネーを供与することはその国の経済の実態にそぐわない、言いかえれば二ユーマネーを供与するというのは悪なのかといふ私の反論を誘い出すような論議が展開をされました。

○村田誠醇君 この折、率直に申しますと私は、ニューマネーを供与することなく公的債務の削減あるいは放棄という手法をとったときに果たしてその国に追加のニユーマネーを供与する国は出てくるだろ  
うか、民間の資金供給がままならないからこそ公的支援が行われている、その公的な債務自体をも

放棄あるいは削減しなければならないような状況の国に果たしてその後民間のニューマネーは行くか、そしてニューマネーが出てない中でその国の経済復興はあり得るかという議論をいたしました。これは少々激しい議論になりましたが、結論が出ませんでした。そして、その時点におきましては、まさに元本削減一本の論議でありましたために、我々として折り合いつけようがなかつたわけであります。

しかし、その後におきまして、事務当局の諸君がパリ・クラブその他の場で非常に真摯な議論を続けてくれました中から、今回パリ・クラブで今委員が御指摘になりましたような基本合意が出てまいりました。それは、元本削減だけではありませんで、金利の軽減でありますとか繰り延べ期間の長期化など、オプションの中から債権者が自由に選択する仕組みとなっています。ただ、これもまだ詳細は今後パリ・クラブでお詰める問題を残しております。

日本といたしましては、元本削減という手法はとるところではない。これは國民のお預かりしたお金を使っておりますわけでありますから、一たん削減等の手法に踏み切りました場合にはその国に新たなマネーの供与はできません。そういう考え方から、元本削減以外にいかなるオプションを選択することが可能かということを、今回の基本合意も踏まえながら今検討いたしております。この中で出てまいりましたのは、一つは東欧の改革のいわばシンボルとしてのボーランド並びに中東のエジプトという二つの国でございます。そして、この二つの国以外にこの論議を広めるという考え方は私の知る限りにおいてパリ・クラブの中にはないと考えております。

○村田誠醇君 私が問題といたしました点の一つは、そういう債務削減という手法をとりましたときにそれが他の国に波及しない歙止めというものをどうつけるのかということでありましたので、こうした点についての一つの合意が成立いたしました。これから先におパリ・クラブで議論が詰められていく

わけであります。ですから、元本削減を前提とした報道を実は私は見逃しておりました。ただ、御質問の以前の問題として、元本削減または元本の放棄といった方法を選択する意思は我々は持っておりません。ですから、元本削減を前提としたただいまのような御懸念は根っこがないませんので御心配をいただかないで済むと私は思います。

○村田誠醇君 わかりました。  
それじゃ、国際機関として世界的なそういう開発計画を立てるのは、IMFを中心としたグローバルなものがあると同時に、今回提案されてします欧州、そのほかにも既存のアジアとアフリカ、ラテンアメリカ、いっぽいあるわけでございます。そして日本もそれぞれの地域開発機関に対して出

資しておりますけれども、ウエートをどこに置いて日本の援助というんでしようか、責任、分担を果たしていくのか。先ほど大蔵大臣は軸足をアジアに置いて、こうのことですけれども、お金が非常に有限の中につけて欧州にも出さなきやいかぬ、中東にも出さなきやいかぬ、既存のいろんな国際的な約束もしなきやいけない、こうしたことになってしまいますと、非常に日本の援助の方針のスタンスをどこに置いてどの機関を中心といいましょうか、IMFとかそういうのは別として、地域開発のそういう機関に対してはどこいら辺にウエートを置いて日本は今後経済援助を進めていくことをするのか、その点について御意見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、基本的には、それぞれの地域における歴史的なつながり、あるいは地理的な要因、さらには国交関係の親疎、さまざまなものがあろうかと存じます。そうした中におきまして、委員御承知のようにアジア開銀につきましては日本は主導的な役割を果たしておる一つであります。また今度の欧州復興開発銀行につきましては、ヨーロッパの国々と同列の負担をいたしております。これは、東ヨーロッパという地域が必ずしも地理的に歴史的に日本が十分な知識を持つておった地域ではない、そうすれば、この地域の復興、経済体制の改革に対し日本が協力ををするとするならば二国間よりはその主役はむしろ欧州復興開発銀行の設立そのものの中でも果たすべきである、そのような考え方となりました。

また、アフリカという地域についても日本自身がそれほどなじみの深かった関係ではございません。そうすればアフリカ開銀は、域外国としてはアメリカに次いで二番だそうでありますけれども、全体としても第六位の出資国ということで、こうした地域開発金融機関というものをその地域の日本の協力の主軸として組み立てておるということであります。

一方、これは外務大臣が本来ならお答えになるべきことでありましょうが、日本の経済協力、二

国間協力と申しますものは既に御承知のようになりますが、民間部門の対応としては、非常に低い。これは中南米諸国というものに対し、アメリカのイニシアチブというものをある程度尊重しながら日本としては対応してまいつた、こうした考え方を土台にして組み立てられている、そのようすが御理解をいただければ幸せであります。

○村田誠醇君 そこで、いろいろ援助するにも正直言つてお金が必要ですが、世界的な資金の流れというものを見てみたときにいろいろな学者が指摘しております。

今まで貸し手であったところの中東地区、俗に言ふオイルドラーと呼ばれるものが今度は貸し手から借り手の方に回るだろう、それからもう一つは、貸し手であったドイツは旧東地区的復興と一緒にソ連で手いっぱい、日本を見てみると、これは日米関係といえども、資金の貸し手というか供給源という意味でいけば黒字幅がどんどん減っている。アメリカは御存じのとおり双子の赤字といふことで悩んでいます。これは、東ヨーロッパの年金利の低下と世界経済の強化というものをより容易にする環境をつくり上げていく必要があるという考え方で一致をしてまいりました。しかし、その間に中東の問題が発生をしました。新たに中東における復興の資金需要というものが出てまいります。

こうした中において、一体その金額がどれぐらになるのかということにつきましては、例えば湾岸戦争後の復興需要だけでも数百億ドル単位から数千億ドル単位まで見通しが分かれています。しかし、貸し手あるいは供給先である日本、ド

イツが非常に少なくなってくることによって、果たしてこの目的とした欧州復興開発銀行のやうな事業がうまくいくんだどうか。うまくいくというのは要するに資金の供給が続くのだろうか、そういうことが懸念されるんですかね。

それは同時に、公的資金及び民間資金の両方のそれが役割といったことも考えなければならないわけありますけれども、例えばアジアあるいはアフリカなどの貧困国を考えた場合には、私は引き続き政府開発援助というものが重要な役割を果たしていくべきであると考えておりますし、恐らく外交当局のお考えもそう変化はないものだと思います。同時に、東欧諸国のように比較的所得

○國務大臣(橋本龍太郎君) しばらく前から、湾区危機というものを想定しない段階において、既に東西両ドイツの統合に伴う新たな資金需要、そして東欧諸国の経済改革、その延長線上にあるソ連の経済改革、こうしたものをつけた論拠として非常に低い。これは中南米諸国というものに対し、アメリカのイニシアチブというものをある程度尊重しながら日本としては対応してまいつた、こうした考え方を土台にして組み立てられている、そのようすが御理解をいただければ幸せであります。

○村田誠醇君 そこで、いろいろ援助するにも正直言つてお金が必要ですが、世界的な資金の流れというものを見てみたときにいろいろな学者が指摘しております。

今まで貸し手であったところの中東地区、俗に言ふオイルドラーと呼ばれるものが今度は貸し手から借り手の方に回るだろう、それからもう一つは、貸し手であったドイツは旧東地区的復興と一緒にソ連で手いっぱい、日本を見てみると、これは日米関係といえども、資金の貸し手というか供給源という意味でいけば黒字幅がどんどん減っている。アメリカは御存じのとおり双子の赤字といふことで悩んでいます。これは、東ヨーロッパの年金利の低下と世界経済の強化というものをより容易にする環境をつくり上げていく必要があるという考え方で一致をしてまいりました。しかし、その間に中東の問題が発生をしました。新たに中東における復興の資金需要というものが出てまいります。

こうした中において、一体その金額がどれぐらになるのかということにつきましては、例えば湾岸戦争後の復興需要だけでも数百億ドル単位から数千億ドル単位まで見通しが分かれています。しかし、貸し手あるいは供給先である日本、ド

イツが非常に少なくなってくることによって、果たしてこの目的とした欧州復興開発銀行のやうな事業がうまくいくんだどうか。うまくいくというのは要するに資金の供給が続くのだろうか、そういうことが懸念されるんですかね。

それは同時に、公的資金及び民間資金の両方のそれが役割といったことも考えなければならぬわけありますけれども、例えばアジアあるいはアフリカなどの貧困国を考えた場合には、私は引き続き政府開発援助というものが重要な役割を果たしていくべきであると考えておりますし、恐らく外交当局のお考えもそう変化はないものだと思います。同時に、東欧諸国のように比較的所得

水準の高い市場経済への移行が求められております。異なる国々については、むしろ民間の直接投資の促進というものが重要な役割を果たすのではなかと思います。

先日、ハンガリーの大蔵大臣が大蔵省を訪問されましたが、その際にも投資保護協定の促進といったものが一つのテーマになりまして話し合いをいたしましたけれども、私は「こうした」とを考えますと、特に東欧諸国につきまして今回民間部門の支援を中心とした欧州復興開発銀行というものが演ずる役割というものは非常に重要なものになると思つております。

また、同じように申し上げるなら、累積債務に悩んでおります中南米の中所得国につきましては、まさに新債務戦略等が適用され経済構造調整が進むことによりまして、再び国際金融市場、民間資金へのアクセスを回復する努力をどう支援していくことになるか、この辺に我々の役割を求めしていくべきではなかろうか、そのように考えております。

○村田誠醇君 それでもう一つ、いろいろな要素を考慮しなきやわかりにくい部分があるんですねけれども、一つは中東復興の金を負担する、それを民間資金で行おうじやないか。それはなぜかといえれば、民間資金は返済を前提としておりまでの、返済担保能力といふんでしようか、石油があるところが一番いいだろうといふことでどんどんと行きますし、クウェートなんかも報道によれば自分が資産を取り崩さずに担保にすることによって借り入れをして復興資金を得ようとしているわけです。そうしますと、民間資金が一番返済能力の高い中東に集まつてくることが当然想定されるわけなんです。

そうなると、先ほど大臣も言われたように、公的債務を過大に抱え込んで苦しんでいるランデン・アメリカあるいはアジアでいえばフリップン、そういうところにまさにニューヨークが行かないと、そういうおそれが非常に出てくるわけなんですね。そういうふうな観点から

見ると公的な融資というか援助をふやさなければいけないだろうということが言われるんですが、その一方で累積債務を過大に抱え込んでいる国に対してもつて新債務戦略、これいろいろな意見はあると思うんですが、非常に緊縮財政であったり、その分インフレではと上がっている各国が高いんです。

お金の流れだけ見てみると、実は先進国にどんどんと資金が流れている。返済額よりも預金という形で流入していく。それはインフレ率が高いために向こうに預けておいた方がいいといふことで、本来生産活動に行かなきやいけない部分の金が全部逃避している。こういうことが指摘されているわけなんですが、そういう意味で、IMF・世銀が行っている新債務戦略というのはちょっと厳し過ぎる策をとっているんじゃないかなというふうに私なんかは思うんですけども、その点はいかがございましょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君)

私は必ずしもその点については委員と見方を同じくいたしております。

要は、その債務を抱えておられる国々自身がみずからの意思でそれを立て直すだけの意欲をお持ちであるかどうか、私はかぎはここだと思っております。そして、その新債務戦略を志向するにつきまして、国際金融機関とそれぞれの国との間でみずからの国の経済分析を行い、いわば再建計画を立てていくプロセスにおいて確かに一時期非常に厳しい条件があることは私も否定いたしません。しかしそれは、それだけの意欲を持ちみずからその国の経済を立て直そうとするかどうかというその国の国民の選択にかかることでありまして、私は必ずしもそれが厳し過ぎることであります。むしろ問題は、前段で委員が述べられましたように、特定の有利な条件の地域に民間のより有利な資金というものがシフトしてしまった危險性をどう排除するかということであろうと私は思いました。こうした点については、私は委員の御指摘は

非常に的確なものであると思いますし、我々はそ

うした懸念に対しての対応策を講じなければなりません。まことに考えております。

○村田誠醉君 時間が参りましたので最後に一点点でございますが、一つは、要するにお金だけ出します。当然新しく上がるわけでござりますから、ここにぜひ多くの人を出して協力をしていただきたいたい。

ところが、やっぱりいろいろな問題がございまして、大蔵大臣に二、三お聞きしたいんですけども、大蔵省にお勤めの人が休職して出向するんであれば給料が高くなるらしくていいらしいんですね。しかし民間の人から行つた場合あるいは国際機関に就職をしてそのままずっと長くそこで勤めるような人は、国際機関から一定の年限が来ますと年金をもらえる形になつてゐるんですが、円高が進めば進むほど、向こうはドル建てで送つてきますので、本来このくらい自分が退職したらもう見えるはずだというのがどんどんどんどんと目減りをしていくわけですね。そうすると、受け取れる方からするとどうもそれじや日本国内にいた方がいいんじゃないかとかいろいろ難しい問題が出てくるわけなんです。

そういう意味で、国際公務員に就職する人とか

働く人に対する何らかの手当でいうのを、毎年何か外務省では国際機関に勤めている人にアンケートみたいなものをとつていてるらしいんですけども、それが具体的に施策として反映している

もうほんのわずかな時間ですから端的に伺いをしたいと思います。

○峰山昭範君 御苦労さんでございます。この日

切れ法の審議というのは、非常に短い時間で大事な問題がたくさんあるのに本当に次から次と、大臣も御苦労さんです。

きょうは私は関税一法に関連をいたしまして、もうほんのわずかな時間ですから端的に伺いをしたいと思います。

一つは、きょうは警察庁の方もお見えになつていらっしゃると思うんですが、最近、暴力団の武装化というのが進んでいるということで非常に今問題になつておりまして、今国会にも銃刀法改正案が提出をされたります。いわゆるけん銃による暴力事件、特に最近は大阪におきま

して非常に難しいと思います。と申しますのは、財政当局の立場とかそういうことではありませんで、私自身国際機関に勤めております友人を何名か持っておりますけれども、彼らの中の生存競争、かの母国との給与の差額に相当するようなもの

を仮に日本が支給をするという仕組みをつくりましたとき、これは相当な反発を恐らく受けるであります。これは私はなかなか現実には難しい問題ではなかろうか。

ただ私は、国際機関における年金、そしてそれが日本の国内の年金制度との間に通算ルールが行われているかどうかちょっと今存じませんが、協定が結ばればその部分を補正する措置をとり得る要素はあるのかな、しかし、通算協定、通算のルールができるおらない場合に、果たして現行の国内の各種年金制度というもののがうまく組み合わされるものかどうか、私はちよとそこは知識がありません。

ただ、おもしろいテーマをいたいだと言つては不謹慎な言い方でありますけれども、おもしろいテーマをいたいだと思ひますので、外交当局にその御意見を伝え、実態とあわせて検討してもらおうと思います。

○説明員(中田好昭君) ただいま平成二年度のけん銃の密輸入事業の取り締まり検挙状況についての御質問でございます。

平成二年中のけん銃密輸入事業の検挙状況でござりますが、七件十二名でございまして、真正けん銃を十六丁押収しておりますところでござります。

ただ、これは各年によりまして凹凸がござりますので、最近直近の五年間の平均で申し上げますと、ここ五年間では十四件、二十七名、押収丁数が百四十五丁、これが一年間の平均でござります。こ

ういう押収状況になつておるところでございます。

また、このけん銃密輸入の手口といったしましては、航空機利用によるいわゆる旅行者による携帯輸入というものの、それから輸入貨物を利用したものの、さらには国際郵便を利用したもの、こういうものが主なものでござります。

○説明員(鎌原俊二君) 薬物関係の昨年の検挙状況について申し上げます。

まず、覚せい剤事犯の関係につきましては、昨年一年間で一万九千七百六十五件、一万五千三十八人の検挙をいたしておりますが、このうち密輸

入の罪として検挙いたしましたのは百二十二件、百二十四人でございます。覚せい剤につきましては、押収状況を見ますと、一回に一千キログラム以上押収したケースが二十件、それで二百四十九キログラムを押収いたしておりますけれども、このうち一百一十七・六キログラム、九一・四%は台湾から密輸入したと思われるものでございます。この密輸入の手口につきましても、例えば冷凍マグロの中に隠匿して持ってきたとか、こういうふうな形でかなり巧妙化しておるもののが見られるところでございます。

また、大麻事犯につきましては、昨年一年間で検挙いたしましたのが総数千九百七十二件、千五百十一人を検挙いたしております。このうち密輸入罪といたしまして検挙いたしましたのは百三十一件、百十三人でございます。押収の状況について見ますと、乾燥大麻の押収状況につきましては、一回に一千キログラム以上押収したケースが十六件ございまして、百四・八キログラムを押収いたしておりますけれども、そのうちの九五%に当たります九十九・七七キログラムにつきましては、フィリピンあるいはタイから密輸入したと見られるものでございます。

○峯山昭範君 きょうはもう時間ございませんので、けん銃だけに絞ります。

○峯山昭範君 きょうはもう時間ございませんので、けん銃だけに絞ります。

○説明員(中田好昭君) 私ども、先ほど申しました検挙をしたもの以外に、実は平成二年中九百六十三丁のけん銃を押収いたしておりますが、そのうちわゆる真正けん銃というものが八百九十九丁でございまして、押収したものの九三・四%を占めておりまして、これが大部分が密輸によるものというふうに考えておるところでございます。

こういうものが暴力団の手に渡つておるというところでございますが、今私ども正確な数として暴力団にどれくらい渡つておるかというところは把

握いたしていないところでございます。

○峯山昭範君 これは私の手元にある新聞の社説ですけれども、これによりますと、組員一人ピストル一丁。おたくの白書にも書いてある。ですから、相当なピストル、けん銃が持ち込まれているということになるわけであります。これは新聞報道ですから私も詳しいことはわかりませんが、最近は軽機関銃まで持ち込まれている。こういうことになってくると、本当にこれは大変なことだろと私は思います。

そこで、これはやはり税関のチェック機能もきちっとしないといけないと思うし、それから人員の要求状況等もいろいろと私どもの手元にも参つておりますし、非常に大変な業務をやつていらつしゃるわけですが、税関当局はこういうふうな問題に対して、特にけん銃に絞って申し上げますが、どういうふうにお考えでございますか。

○政府委員(伊藤博行君) 私どもの仕事の中でのいわゆる社会悪物品に対する対処というのは大変重要な仕事の一つであるという認識であります。

これは先ほど来お話を伺いましたように、麻薬を中心とした税の逋脱のチエックとあわせまして、あるいはそれ以上にウエートをかけて対処しておるつもりでございます。ただ、残念ながらすべてが水際でチエックし切れているかという点になりますと、結果としていろいろ報道等されておりますように必ずしもペーフェクトではございませんけれども、水際でやることが極めて大切であるという認識のもとに、いろいろ工夫を凝らしております。

具体的には、一つは情報という問題の重要性を考えております。事柄が国内で製造されるものだけではなくて、外国で製造あるいは部品としたものが国内に輸入されるという形でのルートが相当多いというふうに想定されますので、それだけに諸外国における情報を含めまして、また先ほど来の警察当局からの情報を含めまして、できる限りの情報を得た上でのチェックをしていく。そしてまた、ハードの面では金属探知器あるいはX線の

検査器といったようなそいつた装備を充実いたしまして、できる限り水際で対処していただきたいとします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点につきまして、これは委員の御指摘を受けて、我々としていうことでやつております。するときにこの委員会で附帯決議を毎年つけさせていただいているわけでございますが、これからはなお一層努力をしなければならない点であります。それが、要員の増強だけで間に合わない部分がありますが、それから成田空港の拡張もありますし、関西国際空港もよいよ完成が近づいてくるわけでございますが、税関の職員、関税の職員の皆さん方が一朝一夕に簡単にできるわけじゃないと私は思うんですよ。それなりの技術を持つたペテランの職員を育てるのは非常に時間がかかると思うんですね。そういうふうな意味では、そういうところにはそれなりのやっぱり対応を、もうやつていらつしゃると思いますが、ぜひやつていただきたいということを税関の方からも申し上げておきたいと思います。

それから、もう時間ございませんのでもう一点だけ、これは大臣の管轄と多少違うかもしれませんのが、大臣のお考もお伺いしておきたいと思います。それは、今回の中東紛争、戦争を境にいたしまして、私どもの日本が、先ほどからいろいろ質問でございましたが、いわゆる国際支援といいまして、それ以上にウエートをかけて対処しておるつもりでございます。ただ、残念ながらすべてが水際で私非常に大事だろうと思うんです。事件が起きてから、やれ憲法だ、やれ法律だといふんではもううか、人の支援、金物等を含めましてやはり基本的な理念とかあるいは基本的なルールというのが非常に大事だろうと思うんです。事件が起きてから、やれ憲法だ、やれ法律だといふんではもう本当に間に合わない。日ごろからやつぱりきちとやっておく必要があるんじゃないのか。昔みたいに日本が小さな国のときにはそう大きな問題にならなかつたけれども、もうGNPの一〇%以上になつてしまりますとそうも言つておれない時代に入っている、そういうふうに私は思うわけです。そういうふうな意味でも、最近特に新聞報道をずっと見ておりますと、特に武器輸出という問題、軍事技術の流出、そういうふうな問題、いろんな角度から新聞報道もいっぱい出されているわけでございますが、こういうふうな面からも、日本は特に力をもつておられます。そこで、これらは既存の国際的枠組みの強化充実という点に努力をしておられるということを我々も承知をいたしております。そして、武器輸出三原則といふものを遵守しながら、武器の輸出に関しで厳しい対応をとつてまいりました日本としてもこれらの国際的な取り組みというのに応分の努力をしていくべきものと考えております。その中におきまして、いわば水際を守る役割に当たる税関におきまして、法令を遵守しながらこうした問題に全力を挙げて対応していく、そうした決意でおりますので、今後とも御支援のほどを心からお願いを申し上げます。

も含めて大臣のお考もお伺いして、私の質問は終わりたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点につきまして、これは委員の御指摘を受けて、我々として特定国に対する大量の武器輸出でありますとか、あるいは核化学生物兵器という非人道的な大量破壊兵器の使用の懸念というものが問題になります。これらの問題に適切に対応すべく外務省及び通産省が既存の国際的枠組みの強化充実という点に努力をしておられるということを我々も承知をいたしております。そして、武器輸出三原則といふものを遵守しながら、武器の輸出に関しで厳しい対応をとつてまいりました日本としてもこれらの国際的な取り組みというのに応分の努力をしていくべきものと考えております。その中におきまして、いわば水際を守る役割に当たる税関におきまして、法令を遵守しながらこうした問題に全力を挙げて対応していく、そうした決意でおりますので、今後とも御支援のほどを心からお願いを申し上げます。

○和田教美君 私は、欧州復興開発銀行法案についての質問を二、三いたします。

まず、欧州開銀ですけれども、その目的が民主化、自由化を行っている東欧諸国の市場経済への移行を支援するということでございまして、他の地域開発金融機関にはないはつきりした政治的要素が入っていると思います。そして、この民主化、自由化という概念ですけれども、それを具體化したものとして協定上は複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を挙げております。しかし、受益国つまり融資などを受ける国がこれらのために合致した事業、政策を実施しているかどうかは一体具体的にはどのような基準で判断されるのか、それが質問の第一点でございます。

それから第二点で、欧州開銀の運営でございますけれども、出資シェアはECの十二カ国アラス二機関、つまりECと欧州投資銀行、これを加えたEC関係諸国で五一%という過半数を持っております。日本もECの各國と並んで第二の出資国だということでございますけれども、実質的にはこの運営はEC諸国に向かうと左に左右されるということにならないかどうか、その点が第二点の質問でございます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今委員から御指摘になりましたように、一九八九年の十一月にパリで開催されましたEC首脳会議におきまして、当時ECの議長国でありましたフランスのミッテラン大統領から東欧諸国の改革を支援するため銀行の設立が提唱されました。

〔委員長退席 理事権原清君着席〕

以来、東欧の民主化、自由化というものを前提とした地域金融機関の設立ということで論議を進められてまいりましたものが、まさに今回御審議をいただきますEBRD、欧州復興開発銀行でございます。そしてその中におきまして、先ほど委員が御指摘になりましたような原則、目的というものが定められておりまして、EBRDの投資がこれに合致するかどうかということは、個々の融資に当たりまして理事会で審議をするなど、加盟国

間で審議をし決定するということになつております。

また、これも御指摘のとおりでありますけれども、これはEBRDの地域性を保持するための措置でありまして、他の地域開発金融機関におきましても同様な基準が設けられておる、私はそのように承知をいたしております。

○和田教美君 次に、設立に関する協定には、当初の三年間はソ連がみずから要請する国という形で、実際に払い込んだ払い込み資本の範囲内に資金供給が制限されるということになつております。そして、これを変更するのには投票権の八五%以上の特別多数決が必要だということになつております。

この対ソ融資の規制という問題は、ソ連がみずからそれを希望したということなのか、加盟各国の間でいろいろ、ソ連に余り分捕られちゃかなわないということで反対意見などが多く出て、その結果、ソ連もやむを得ずこういう態度をとつたといふことがあります。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私の承知いたしました限り、EBRDの構想が本格化をいたしました時点以来、ソ連はこの構想の相談の中に入つておりました。そして、ソ連も含めました全体の考え方の中で今委員が御指摘になりましたような内容となつております。

この中には、委員がまさにお述べになりましたように、膨大な国土の面積を持つソ連というものがいきなり全面的に借款を要請した場合に到底持たれまいといったようないふうなことはあつたかもしれません、少なくともそういう論議はあります。そしてその中におきまして、先ほど委員は実は承知をいたしておりません。そして、ソ連もこの条件について相談をされた中に入つておられたという事実を申し上げますと同時に、今後これがどう変わっていくかという点につきましては、むしろ三年たちました時点で、ソ連における

諸般の改革の進捗状況でありますとかソ連の国内情勢等、今後その時点における状況で判断をされるものになる、そのように私は理解をいたしております。

○和田教美君 次に、この法案とは直接関係ないかもしませんけれども、ソ連に対する金融支援という問題について、從来我が国は、政経不可分の見地から、北方領土問題が解決しない限りは

大々的な金融支援には踏み切らない、抑制すると

いう態度をとつてきたと思ひます。ところが、自民党的小沢幹事長が、北方四島の主権というものが日本側にあるということを認めさせることを前提として、総額二百数十億ドルに上る大々的なソシエティ協力という自民黨の腹案を固めて、モスクワに行きました、そして報道によれば、ゴルバチフに対し四島の返還ということを要求した、それが対してゴルバチフはあらゆる問題を話し合つていく用意があるといふ回答をした、こういうことがきょうの新聞に大きく出ております。経済協力問題の具体的な自民黨の案といふものを提起したかどうかは明らかでありませんけれども、その点も含めて会談の内容といふものは大体どういうふうなことであったのか。外務省の方も一緒に行つておられるわけですから外務省からでも結構です、あるいは大臣からでも結構です。から、簡潔にひとつ御説明を願いたいと思います。

○説明員(高島有終君) お答え申し上げます。

○先生御指摘のとおり、二十六日にモスクワにおきまして小沢幹事長とゴルバチフ大統領の会談が持たれたわけでございます。そして、この会談におきましては、日ソ関係の打開を目指した率直な意見交換が行われたといふに承知いたしております。特に幹事長からは、四島返還を求める我が国の立場を明確に主張されたといふに伺っております。

今回の会談を踏まえて、四月のゴルバチフ大統領訪日の際には両国首脳間でさらに突っ込んだ意見交換を行つて、ゴルバチフ大統領の訪日に伺つております。

昨日、委員会の休憩時間、総理、官房長官、外務大臣、通産大臣、農水大臣、私、中山外務大臣のアメリカから帰つてこられた報告を聞くために昼食をともにしながら席を同じくいたしました。それはちょっと私は違うと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 文句を言つたと言われるのはちょっと私は違うと思います。

昨日の席上、私が外務大臣に内容を御存じかというこ

とは確かにお尋ねをいたしました。と申しますのは、少なくとも私はかりではなく大蔵省としてそういう御相談を受けておらないからであります。ところが、外務大臣からも自分というお話をありましたし、通産大臣からも自分の方も相談を受けていないというお返事がありました。

そこで、少なくともその時点におきましてマスコミに流れおりましたのが、外務、通産、大蔵各省が了承の上の案であるということでありましたから、それは官房長官から午後の定例会見の中で訂正会見をしておいてくださいというお願ひを申し上げたという事実がございます。

○和田教美君 後半の部分はどうですか。仮にそれが具体化してきた場合にはこれをベースにやることになるのか、新たに政府部内で考えるということになるのか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 少なくとも財政当局の立場としては、外交当局から何らかの御相談があつて初めてその問題の具体的な検討がなされるものと存じます。

○和田教美君 その問題は時間がございませんからこれぐらいにいたしまして、欧州開銀の融資対象についてお尋ねをしたいと思います。

この融資対象は民間部門が主体で、公的部門は

全体の四〇%以下に制限されております。しかし、

市場経済への移行が進行中の東欧諸国には民間企

業はまだそれほど育つてないというふうにも思いま

すし、そういう状況のもとで融資対象を民間部

門主体としても果たしてどんな仕事があるのかと

いう疑問もちょっと素人には浮かんでくるわけで

ございますが、具体的にどういう部門が対象にな

るのか。

それからもう一つ、これは通知をしておりませ

んけれども、ソ連に対する資金協力という問題は、

歐州復興開発銀行ですから欧州ソ連に限るのか、

それとも極東ソ連なんかも対象になるのか、その

点もあわせてひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(千野忠男君) 御指摘のとおり、EB

R Dは東欧諸国の市場経済への移行などを支援するという目的でございまして、この公的部門への投融資はその国に対する投融資の四割を超えないということになつておるわけでござります。

ただ、もう少し中身を見ますと、協定上は民営化を計画している国有企业に対する貸し付けとか、あるいは公的金融仲介機関、例えば開発銀行のような種類のものでございますが、そういうものが民間部門に転貸を行うための資金、こういうものについては公的融資とはみなさないというふうになつております。そういうものは融資ができないということになつております。したがいまして既に民営化をしております企業が少ない当初の段階におきましても業務運営に大きな支障がなものではないかというふうに考えておるわけでござります。

○和田教美君 もう時間もなくなりましたから最後の質問ですけれども、東欧に対する資金援助のルートとしては、先ほどもちょっと話が出ておりましたけれども、今度の欧州開銀のほかに二国間のバイラテラルな協定に基づくもの、あるいはまたIMF世銀などの既設の国際機関を通ずる援助、いろいろあると思うんですね。幾つかのタイプがあると思うんだけれども、政府としては欧州開銀というものの場合には、これが設立された場合に東欧に対する支援というものはどのルートを中心にしていくのか。つまり、欧州開銀を中心回設立をされるところのEBRDを軸にして行っていくことであらうかと思いますが、そこにはEBRDとか世界銀行とかいろいろな国際機関とも協調しながら、そうして多国間援助のメリットを生かすような形でそれに追加する形で輸銀融資などの二国間資金協力も考えていく、こういうことではないかと思います。

○近藤忠孝君 開税でも随分問題がありますが、質問は欧州開銀に絞ります。またこれも問題点の指摘で五点通告しておりますけれども、全部できるかどうか、そういう事態だと思います。

まず第一点は、ソ連が出資の範囲内で融資をするという潜在的受益国の規定であります。国際機関が対象国に差別を持ち込むことは問題じゃないでしようか。内政干渉になりやしないかという問題があります。これについては、欧州各国は差別を設けるべきでない。ところがアメリカがこの態度に固執をして、日本はこれに同調したんではないのか。これは昨年四月のG7、橋本さんも出席

それから、ただいまの御質問でござりますが、まず一般論をちょっと簡単に申し上げますと、二国間援助というものは、被援助国との個別の政治関係、経済的関係というものを反映させた援助が可能になる。被援助国側から見ましても、例えればこれは日本からの援助であるということが明確になるというメリットがある。反面、国際機関を通じる多国間援助には国際金融機関の蓄積をされたところの専門知識を活用してより中立的な客観的な援助ができるという意見もあるわけでございまして、マルチ、バイラテラル、双方いずれにもそれがなりのメリットがあるわけでございます。

そこで、東欧諸国でございますが、結じて我が国にとってアジアなどに比べますと歴史的、地理的、経済的関係がやや薄い地域でござります。この地域につきましては、多国間援助を中心として国際機関の専門知識をフルに活用しながら援助を行うことが効果的ではないだろうかという感じがいたしております。

したがいまして、東欧支援につきましては、今回設立をされるところのEBRDを軸にして行っていくことであらうかと思いますが、そこにはEBRDとか世界銀行とかいろいろな国際機関とも協調しながら、そうして多国間援助のメリットを生かすような形でそれに追加する形で輸銀融資などの二国間資金協力も考えていく、こういうことではないかと思います。

○近藤忠孝君 開税でも随分問題がありますが、質問は欧州開銀に絞ります。またこれも問題点の指摘で五点通告しておりますけれども、全部でき

り入れる、競争条件を整備していくなどのことは、私は大変大事なことだと思ってます。しかし、民営化すれば何でも解決するといった考え方には違つておるんです。

この法案の中身ですが、東欧諸国が市場経済のよい面を取り入れるとともに、国営企業中心の中央指令型経済を改めて、所有形態の多様化を図つて経済活動に関する諸決定を分散し民間活力を取り入れる、競争条件を整備していくなどのことは、私は大変大事なことだと思ってます。しかし、民営化すれば何でも解決するといった考え方には違つておるんです。

この方向でやることではないし、またそうすると

これは各國それぞれ歴史的条件、経済の発展段階などで異なるでいるわけですから、これは画一的

に性急にやることではないし、またそうすると

でもない混乱に陥るのじゃないのか。もしこれ

を急に画一に進めると、東欧諸国は十分な資金

もありませんから、どうしても外資に頼らざるを得なくなってしまう。相当数の企業が外資支配に

侵されてしまう懸念があるんじゃないのか。また、

これら諸国では企業会計制度が整備されていないない面もあるて、恐らく土地の評価はほとんど適正に行われないんじゃないかということもある。

国有財産が不当に過小に評価されて外国資本に充り渡されるおそれがあるんじゃないか。こういう指摘に対しても、どうでしょうか。

○政府委員(千野忠男君) 民営化の進め方は各国がそれぞれ決めていくことでございまして、また直接投資をどのように行うか、あるいは直接投資をどのように迎え入れるかということも、これまで基本的には当該国が投資家との間で決めていく問題であろうかと思います。そういう意味で、EBRDが民営化を支援するということ自体が今御指摘のような事態をもたらすものとは、必ずしも考えられないと思うわけでございます。

○近藤忠孝君 今ハンガリーが最も民営化が進んでいるところですが、そこでやっぱり具体的に問題が起きていると思うんですね。だから私は申し上げております。例えばハンガリーのハロゲンランプを製造しているツングラムという会社の民営化で、50%がオーストリアの銀行に一億一千万ドルで売却され、残りは地銀銀行に買収されたんですが、数ヶ月後にオーストリアの銀行は一億五千万ドルでアメリカのGEに転売して四千五ドルももうけた、こういう事例があるんですね。それからまた同じハンガリーで、それから同じ旅行社のイーブス、この株式の四割が公開されました。ウェイン、アタベストの両方の株式取引所に上場されました。しかし、公募価格七十五ドルといふんですが、その三倍の初値がついた。ということは、これ過小評価されてるんじゃないかなと

いうことで与党の民主フォーラムから異議があつたとか、あるいはその他国有財産が安売りだとスキヤンダルに発展したとか、こんな例はたくさんあるんですが、こういう事実は御存じか。こういった事例を見て私がさつき指摘したようなことが起きはしないかと、こういう懸念なんですが、どうですか。

○政府委員(千野忠男君) ただいま委員がお述べになりましたような事実につきまして、私どもも把握をしております。そこで質問はこのココム規制について、つけ加えさせていただきますと、ハンガリーではおっしゃったような経験を踏まえまして、この三月一日から国有資産の安売り防止のために国家資産監査機関というものが設置され、私有化のプロセスを監視しまして、株式会社への移行に対するいわば拒否権を発動し得るような法律が発効したというふうに聞いております。

○近藤忠孝君 オランダを監視しまして、株式会社への移行に対するいわば拒否権を発動し得るような法律が発効したというふうに聞いております。

○政府委員(千野忠男君) これは相矛盾するの

なりましたような事実につきまして、私どもも

把握をしております。そんな問題たくさんあると思うのですが、そこで質問はこのココム規制についてです。

ガリーではおっしゃったような経験を踏まえまして、この三月一日から国有資産の安売り防止のために国家資産監査機関というものが設置され、私有化のプロセスを監視しまして、株式会社への移行に対するいわば拒否権を発動し得るような法律が発効したというふうに聞いております。

○近藤忠孝君 オランダを監視しまして、株式会社への移行に対するいわば拒否権を発動し得るような法律が発効したというふうに聞いております。

○近藤忠孝君 オランダを監視しまして、株式会社への移行に対するいわば拒否権を発動し得るような法律が発効したというふうに聞いております。

○近藤忠孝君 単に希望だけじゃなくて、そういうことをしっかりとチェックできるシステムがちゃんと持てるのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(千野忠男君) 東欧支援につきましては、まさに東欧諸国の市場経済移行を支援するという目的で西側諸国としてEBRDの設立に積極的に対応してきたわけでございます。他方、ココム規制につきましては、西側の安全保障の確保という基本的な役割は踏まえつつも、昨今のソ連、東欧の歴史的な大きな変化、これを踏まえまして東西関係の変化に適合するような見直しの努力、適合の努力が行われているわけでございます。東欧向けのココム規制、例えばチエコ、ハンガリー、ポーランドなどについて規制の緩和が検討され、あるいは実施されているというふうに聞いております。

○近藤忠孝君 やはり民営化が進んでいくと思うんですが、全体的に民営化が進んでいくと思うんですね。これがまさに通じて指摘できることは、いわゆる社会資本に共通して指摘できることは、いわゆる社会資本の整備が非常ににおくれていてことだと

思つたんですね。これを早急に整備しないで民営化ばかり進めると、経済が非常にゆがんだものになつてますます混乱が起きる危険があると思います。

○近藤忠孝君 いや、緩和じゃなくて、この機会に——緩和というのはあるわけですね、そうでしょう、残すわけでしょう。むろん日本政府としては、橋本さん、こんなものやめちやんといふ態度を私は示すべきだと思いますが、それについてのお答えが一つ。

○國務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点、ココムについて見ますと、例えばチエコ、ハンガリー、これは電話の普及率が非常に少ない。大体一五から二五%というおくれた状況ですよね。おくれた原因は幾つかあるかと思うんですが、それが起きたらどうかと、こういう懸念なんですが、どうですか。

○政府委員(千野忠男君) ただいま委員がお述べになりましたことがあるんじゃないかなといふ指摘

がされております。そんな問題たくさんあると思うのですが、そこで質問はこのココム規制についてです。

今、東西の緊張が緩和して西側諸国が東欧諸国に対し支援をしていくこうというこのときに、依然として時代おくれのココム規制が続けられているというのは私は大変奇異に思うんです。東欧支援とココム規制というのは、片方で規制し片方で応援しようなんというのは、これは相矛盾するのじゃないかと思うんですが、それに対する見解と

そして少なくとも我が国はこういう枠組みを解消していく方向で世界に問題を提起していくべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(千野忠男君) 東欧支援につきましては、まさに東欧諸国の市場経済移行を支援するという目的で西側諸国としてEBRDの設立に積極的に対応してきたわけでございます。他方、ココム規制につきましては、西側の安全保障の確保と

連続の資本主義化なんですよ。そしてさらに外部からの支援の基準として、改革の準備段階、この段階では技術援助、食糧援助、それからより包括的な改革が進んだ段階ではエネルギー、環境、通信、流通など、そして本格的な金融支援は大規模かつ包括的な改革計画の導入をまつて行う、段階的にやっていく。しかもこれは、もういわばソ連を資本主義化しちゃおうというんだから、大変なものですね。

○近藤忠孝君 この問題、この対ソ経済提言、これをソ連が受け入れたのか。また、ソ連のIMF加盟が問題になつてますが、加盟に当たつてこの提言を受け入れることが条件とされているのかどうか。これ、ソ連を資本主義化しちゃおうというんだから、大変なものですね。

○近藤忠孝君 いや、緩和じゃなくて、この機会に——緩和というのはあるわけですね、そうでしょう、残すわけでしょう。むろん日本政府としては、橋本さん、こんなものやめちやんといふ態度を私は示すべきだと思いますが、それについて

お答えが一つ。

○國務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点、ココムについてのお尋ねは、先ほど局長が御答弁を申し上げたとおりであります。

また、IMFなど四機関によりますソ連の経済調査、これは、昨年七月のヒューストン・サミットにおいて、この四国際機関に対し、ソ連経済に対する詳細な調査を実施して、その改革に関する勧告を行い、西側の経済援助がこれらの改革を

効果的に支援し得る基準を確立するよう要請され、それにこたえたものであります。四国際機関とが書いてあるんです。ソ連の経済の状況は非常に危機的状況にあるというこういう分析、そして末報告を発表いたしました。

それについてはもっとドラッグな改革が必要だとして具体的な改革の方針が示されています。

その中身を見てみると、例えば国有企业の民営化についてはほとんどすべての企業を民営化することが最終目的である。それから中小企業については直ちに直接に民営化することを求めて、大企業についてはとりあえず中間的段階としてコマーシャライゼーション、どう翻訳したらいいのか、ともかく中間的な段階、全くの国営企業と民営の

その報告では、ソ連経済の現状について述べた上で、旧来の計画経済システムは崩壊したが、市場経済システムがまだ確立していない状況のもとで経済改革を漸進的に進めることは困難であり、急進的なアプローチをとるべきであるとしております。さらに、具体的な改革プログラムとして、改革の初期の段階における抑制的な財政金融政策、価格の自由化など、一連の勧告を行っております。

この報告に対しソ連当局から公式な反応は特ないものと私は承知をいたしております。

また、ソ連はIMFへの加盟申請を行つております。ですから、具体的な加盟条件について議論する段階にはありません。

○近藤忠孝君 時間来たんで質問は終わりますが、五点目は指摘だけして終わります。  
コメコン体制に組み込まれているんで、今まで自体が東欧諸国はかなりいびつですよね。だからそれを直すには本当にかなり長期的展望のもとに取り組まなきゃいかぬ。その長期的展望がないまま民営化を急ぐといひつが、余計さらにいびつになつてしまふので、そういった点は十分配慮して対処すべきであるということを申し上げて、質問を終わります。

○古川太三郎君 欧州復興開発銀行についてお尋ねします。  
今、世界はグローバル時代、こう言われております。そういう中でグローバルに物を解決しなければならないというのが山積しております。そういうところで気がかりなのは、ブロック経済化が進められてるそういう中でこの欧州の開発といったものが、これは必要性は認めるんですけれども、特に今、欧州での西側の企業は相当投資をしておりますし、また今までにアジア開発銀行だとあるいは米州、それからアフリカとか、いろいろあります。そういう中で、今までの開発銀行をつくらなきやならない理由があるのかどうか、それが一つ。

それと、先ほど申しましたようにブロック経済化していくと、特にそのブロック内での親密さというのは非常にいいんですけれども、ブロック外からの排除する力が働くことによつて一番先に申しましたグローバル的な問題の解決あるいはそういう経済、IMF体制とかガットの問題、そういう問題まで響いてこないのかどうか、そちら辺のことをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今委員が述べられましたブロック化傾向といつものにいかに歯どめをかけるか、言いかえれば保護主義の防衛にいかに国際的な協力の仕組みをつくり上げるか、これは私は非常に適切な御指摘だと思いますし、まさに今ウルグアイ・ラウンドが目指しておりますものはそうした方向であろう、私はそう理解をいたしております。

ただ同時に、地域の開発のためにそれぞれの事情を持つブロック、ブロックと言いますと非常に多い方が適切であります。しかし、まさにこうした国際金融の仕組みができることは必ずしも私は否定すべきことはないと思います。殊に東欧という地域を考えますとき、日本は地理的に債務で非常に苦しんでいる国々がそこからどうしたら抜け出られるかといったよくな処方せんをつくる役割も実は果たしているわけでございます。

世界銀行は、国際資本市場で資金を調達したりいたしまして準コマーシャルベースの融資をいたしました。そして、それの国からさまざまな角度で日本にも協力を請が参つておるわけであります。そうして基礎的なインフラストラクチャーやとかいろいろな重要産業とかの開発のための仕事を世界的にやつててゐるわけでございます。

これらに加えていわゆる地域開発銀行といつもののが既に、例えば今度四月に名古屋で総会が行なれます。が、米州開発銀行、これは中南米の開発金融機関でございます。それからアフリカ開発銀行、それからこれもう二十数年前にできております。アジア開発銀行、こういったものがあり、それに加えて今回EBRDができるわけでございます。

このEBRDは、何といいますか、世界銀行などのグローバルな国際金融機関が基本的な開発の仕事をやるのに対しまして、地域の特殊性でござりますと――これはアジア開発ができるときに例え話として使われたのでございますが、非常に大きな資金を借りるときには世界銀行に行くけれども、日ごろのいろいろな政策の面倒を見てもらつたり、あるいはそれほど大きな組織ではない

ただ、それが地域主義、保護主義につながらないための努力といいうものは並行して行わなければならぬ、これは委員の御指摘のとおりであります。

○古川太三郎君 地域開発金融機関の役割分担とOIMFは、もともとは加盟国の一時的な資金繰りをつけるといったことが主目的であったと思いますが、最近では各国経済についての一番の専門家という立場から各国の経済の構造改革、債務で非常に苦しんでいる国々がそこからどうしたら抜け出されるかといったよくな処方せんをつくる役割も実は果たしているわけでございます。

世界銀行は、国際資本市場で資金を調達したりいたしまして準コマーシャルベースの融資をいたしました。そして、それの国からさまざまな角度で日本にも協力を請が参つておるわけであります。

○古川太三郎君 何か聞きますところによる最初は百五十億ECUの資本金で出発するというのが百億になったということですけれども、もしソ連も含むということになれば、資本金として非常に小さいのではないかという気持ちもするんですけれども、その辺はどういうことでそのようになつたんですか。

○政府委員(千野忠男君) それほど重要なものが、あればもつと大きなものでスタートした方がいいのですが、余裕があるといふことは大分少なくなつております。そういう中で、しかしみんなで協力をしてとにかくこういうような機関をつくつて徐々にこれを今後育てていくといふことであらうかと思います。例えば私どもが一番縁の深いアジア開発銀行にしましても、スタートは比較的小な出資金でございましたが、徐々に増資をいたしまして、銀行の必要性、役割が認識されるに従つて各國の協力のもとに増資を次々に行つて、かなり今大きなものになつてゐるんです。とにかくます生み出しがで、そして育てていくといふことかと思います。

○古川太三郎君 関税のことについてお伺いしま

す。先ほど申しましたように、一つの大きな世界を

つくっていくという意味から関税の撤廃というの

が本当は第一に考えなきやならぬことでございま

しょうけれども、その中での産業の育成というこ

ともあります、消費者あるいは生活者の考え方

からもつともつと今の関税を日本がリードしてそ

の障壁を撤廃していくこうというような気があるの

かどうか、そのあたりのことをお聞きしたいと思

います。

○政府委員(伊藤博行君) 我が国の関税の税率水準を諸外国と比べてみましても、現状は相当程度いいところについておろうかと思います。

ささらに一步進めてはどうかというお話をかと思いますけれども、現在の我が国における関税の位置づけが、かつてのようないわゆる財政関税からどちらかというと保護関税という本来の性格に戻ってきています。その中でも、かなりの年数にわたりまして諸外国に先立つてある意味では自発的に引き下げてきています。したがいまして、現状で見ますと国内産業の保護という片一方の要請をもぎりぎりのところで踏まえながら、片や消費者サイドあるいは利用者サイドといいましょうか、その両面をにらんでも相当諸外国と比べてある意味では低い水準に達しているというのが現状かと思います。

今後の動向につきましては、御案内のようにウルグアイ・ラウンドというマルチの舞台で、それぞれの国がそれぞれの国内事情を抱えながら、できる限りマルチのグローバルな世界を築いていくこうじやないかということで議論しておるわけでございますけれども、私どもいたしました基本的には、ウルグアイ・ラウンドの成功が我が国の利益にかなうという観点から、これの成功に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えておりま

す。

○三治重信君 関税関係についてちょっとお尋ねいたします。

貿易摩擦の激しかったときには非関税障壁とい

うことで日米間も新聞やマスコミも非常に騒がし

くやりとりがあつたんですが、最近はそういうこ

とがほとんど出なくなつた。関税当局の大変な御

努力のおかげだと思っておりますが、また関税率

を非常に下げてきたということのおかげだと思つて喜んでいるわけですが、税関のそういうことに

ついての効果があつた事例があつたらまたお知らせ願いたいと思うわけです。そういう意味において関税当局が貿易摩擦から大変な努力をされて、

今日関税障壁というものが出てなくなつたという

ことは私は非常に褒めていいことだ、こういうふうに思つております。貿易摩擦関係からほかの方へ、新しい問題へ移ってきた、こういうことを認識しておる次第でございます。

それで、先日大蔵委員会で九州の方へ出張したときに私は感じたんですが、向こうの方は地方空

港を国際化するというようなことで非常に熱心であつたわけですが、そういうときによつと聞いていたのは、まず最初に、チャータ便を韓国なり香港なりとしたいところが税関の方でなかなかそ

ういうときに来てもらえないんだ、こういうことについて何とか便宜を図つてもらうと非常にそういうような国際化がやりいいんだというふうなことがございました。

それは非常にもつともだと思ってこういうふうに一応問題に今しているわけですが、そういう国際空港を開港していくことになつてくると、本当に関西の方は人が足らないのかどうか。今まで海が中心だから港には非常にどこもかしこも税

関職員が行くのは当然だと思われていたんです

が、国際空港を新しくやるということになつてく

るけれども、私どもいたしましたとしても基本的にはやはりそのままに増員を國らにやらぬ

べきであります。しかし同時に、地方空港を開港したいという要請もかなり強くなつてきています。そういつたときに私どもいたしました

ことは、それぞれの地方空港での飛行機の到着機数、あるいはそこでの貨物あるいは旅客の扱い量はどうなるであろうかというようなことを判断しながら、人の配置あるいは場合によっては応援態勢でということで、それぞれのケースベースに即して、ある場合にはすべてを応援でやると、ある場合にはある程度の人数を置きながら半分以上は応援でやるといったような格好で、それぞれの空港ごとに機動的に対処するということをやっております。

しかし、率直に申し上げまして、それぞれの地方空港を開港したいという御希望が強うございます。それだけに、そういう要望を一〇〇%満たし得るほど余裕はないというのが実情でございますので、世の中全体の物流の動きの中で相対的により大きな動きのあるところにシフトしていく、あるいは人を動員し

ますと、今先生のお話にもございましたように、海の貨物と航空貨物に一分した場合に、非常に航

空貨物の増加量が際立つて多うございます。その意味で、いわば物流自体がウエートの増大を見て

いるわけでございますけれども、それに対応いたしまして、私どもいたしましてもできる限りそ

ういった物流の流れに可能な限り機動的に対応できるように対処してまいりたいというのが、基本的なスタンスでございます。

ただ、そう申しましても、限りある職員の効率的な配置ということ、あるいは効率的な仕事と

いうことを考えますと、世の中のあらゆる要請に全部こなえ切れているかというと、率直に申し上げてある程度のところで折り合ひをつけておると

いうのが現状かと思ひます。

今お話しの地方空港に論点を絞つてみますと、航空貨物あるいは航空旅客の動きの中でも、基本的にはやはり大きな空港での伸びが多うございます。

絶対量としても多うございますし、そこでの伸び率も多うございます。しかし同時に、地方空

港を開港したいという要請もかなり強くなつてきています。そういつたときに私どもいたしました

ことは、それぞれの地方空港での飛行機の到着機数、あるいはそこでの貨物あるいは旅客の扱い量はどうなるであろうかというようなことを判断しながら、人の配置あるいは場合によっては応援態勢でということで、それぞれのケースベースに即して、ある場合にはすべてを応援でやると、ある場合にはある程度の人数を置きながら半分以上は応援でやるといったような格好で、それぞれの空港ごとに機動的に対処するということをやっております。

しかし、率直に申し上げまして、それぞれの地方空港を開港したいという御希望が強うございます。それだけに、そういう要望を一〇〇%満たし得るほど余裕はないというのが実情でございますので、世の中全体の物流の動きの中で相対的により大きな動きのあるところにシフトしていく、あるいは人を動員し

ていく、こういうことで対処しているのが現状でございます。

○三治重信君 総務庁の方に定員管理の部面で

ちょうどお尋ねいたします。

政府は毎年定員の査定をやって行政整理をすつ

と統けておられるわけだから、政府の定員を全体

としては減らしていくというのが大きな目的で、

それについて異議はないわけございます。ぜひ

そういうふうな業務量の増大を現員の中で消化し

ていってほしいと思うんですが、今お聞きのよう

に、非常に国際関係の変化とか仕事の内容が大き

く変わつてくる。こういうよつたことについては、

やはりその部面について増員を國らにやらぬ

と思うんです。大蔵委員会で審議をしております税

務署の職員あるいは税關の職員なんかはその好例

だと思います。大蔵委員会で審議をしております税

務署の方から御説明を承りたいと思うんです。

○説明員(東田親司君) お答え申し上げます。

先生御指摘の国家公務員の定員管理のあり方でござりますけれども、御承知のように、従来から

政府全体の總定員の膨張を抑制するという基本的な考え方方に立ちまして、その中で各部門ごとの行政需要の伸びといいますか縮みといいますか、その消長を勘案いたしまして、部門ごとに適正な定員再配置を強力に進めていく、こういう基本的な考え方でございます。

それで、ただいま御指摘の税關、國稅の関係で

ござりますけれども、まず税關について申し上げますと、国際化等に伴いまして輸入申告件数がふえてきたりあるいは入国旅客数が激増してきた

りますけれども、それに対しまして航空貨物通関の電算処理化等の機械化を進めていただきました

て、なお必要とする増員につきまして、従来から主として輸入通関事務の関係とか社会福利品の監視、取り締まりにかかる要員の関係などを中心に所要の増員を図つてきたというふうに考えてお

ります。

国税について申し上げますと、これも同様に、課税対象の増加あるいは取引の広域・複雑化等が進んでおるわけでございますけれども、ここにおきましても、事務の合理化、効率化を進めてなお必要とする増員について、これまで調査部門などを中心といたしまして格段の増員措置を図つてきましたと考えております。

こういう結果、税関、国税両部門をはじめて眺めてみると、厳しい定員事情のもとで近年相当の増員措置が講じられてきたのではないかというふうに私どもは考えておりまして、その点を御理解いただければと思っております。

今後とも御指摘の趣旨を踏まえて、関税、税務行政につきまして業務の円滑な執行を確保するという観点から、要求官庁の要求内容を十分精査いたしまして適切な対応を図つてまいりたいと考えております。

### ○三治重信君 最後に一つ。

欧州復興開発銀行については同僚からたくさん質問が出ておりました。重複してしまいますから、同じことを質問はしません。

ただこの中で、先ほども質問が出たソ連の融資の受け入れ態勢というものを見た場合、あるいはアメリカが規制しているとかソ連自身がまだ十分意識の準備ができてないとかいう判断もあろうかと思うんですが、私はソ連のペレストロイカそのものがこういうものに順応していくという意欲がないんじゃないかなと思ふんです。その点について大臣からちよつと感想をお聞きして、質問を終わります。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は今ソ連の国内情勢を細かく存じておるわけではございませんけれども、少なくとも報道で見ておりまして、ペルト三国における武力行使等、私どもがペレストロイカといふものに抱いておりました幻想を打ち碎くとまでは申しませんが、大きく傷つける事態があつたことは事実であります。むしろ私は、そうした事態が今後起こらず、当初理想とさ

れた方向にソ連国内が動いてくれることを世界平和また世界経済の立場からも心から願っております。

○下村泰君 いよいよ最後でございまして、委員の皆さんもお疲れでしょうけれども、もう少し頑張つてください。

この今審議中の三法案ですけれども、私は福祉の視点から質問させていただきます。そのあと外務省にお伺いします。

いわゆる東ヨーロッパの国々の体制の変化に伴つて、その医療、社会保障の状況も大きく変化してきているように伝えられております。そのための実情と、その中における日本の対応、協力体制についてお教え願いたいと思います。

○説明員(高島有終君) お答え申し上げます。

東欧各国におきましては、例えは平均寿命あるいは健康水準の点などで西欧と比べましてかなりの差があるということは、御承知のとおりでございます。また、これら東欧各国は現在経済改革を進めていますが、このような経済改革を深めにして、全ドイツ連邦連盟といふものが結成されました。彼らの福祉、雇用問題など気になることなど多々あるんですけれども、どうかひとつ気配りのある方法を考えていきたいと思います。

大蔵大臣、もしこのことに關して何か御意見があつたらいただきまし、御意見がなければそのまま結構ですが。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 直接私の守備範囲とばかりはまいりませんが、御趣旨のありましたことを外務大臣にもお伝えしておきたいと思います。

○下村泰君 ありがとうございました。外務省もどうもありがとうございました。

次に、厚生省に伺います。

アメリカとの経済協議の中で、医療機器分野における話というのはどういうふうになつていてしょうか。

○説明員(和田勝君) 構造問題協議の中で医療用機械器具そのものについて議論がされたということはございませんのですが、内外価格問題の一環として医療用機械器具について内外価格差の状況の調査などを行つたところでござります。

○下村泰君 現在、日本の人工関節にかかる医療費が年間約百億だそうです。そのうち七割以上が歐米からの輸入だそうですね。さらに人工股関節の場合、欧米で二十万円程度のものが日本では七十万から八十万もあるんだそうです。日本の自主

する日本の協力のあり方に、大変強い关心を持つております。例えば、ソビエトが老人ホーム建設の現行五ヵ年計画で七万五千人分を目標にしているのが、この三年で一万九百人分、約二八%しか建設されていないようです。ODA全体の考え方としても基礎生活分野への援助を重視するようになつてきたと思っていますが、東ヨーロッパは今大きな変動を経験しております。国民の中にはさまざまな不安もあると思います。経済、インフラ偏重にならないような支援、協力になるようお願いをしたいと思います。

昨年七月にドイツの東と西の露営者が集まりました。彼らの福祉、雇用問題など気になることなど多々あるんですけれども、どうかひとつ気配りのある方法を考えていきたいと思います。

大蔵大臣、もしこのことに關して何か御意見があつたらいただきまし、御意見がなければそのまま結構ですが。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 医療用機械器具、その中でも人工骨、人工関節につきましては輸入品が八割近くを占めているという状況でございます。やはりアメリカと日本における患者数の違いといいますか、医療需要の違いといったものがその辺にあらわれているのかなとう状況でございます。

他方その価格については、個別具体的な価格について十分調査はしておりますが、一般に輸入品の方が割高であるということは言えようと思います。

アメリカの場合にはメーカーの直販で行われておりますか装着の指導。あるいは一般的の医療機械につきましては、その流通形態でありますか装着の指導。あるいは一般的の医療機械につきましては、その流通形態でありますとかとあります。人間関節なども含めましてアメリカ製の医療機械につきましては、その流通形態でありますとかとあります。医療現場における使用といふ点を考えてみますと、例えは流通においても

アメリカの場合はメーカーの直販で行われておりますとか、あるいはそれが医療現場における使用といふ点を考えてみますと、例えは流通においても

開発製品の低コスト化が進まないのはアメリカ側の影響があるのかなと勘ぐったりするんですが、もつと国内で開発し安いものを普及してもらいたいと思います。こういう点に関してはどうでしょうか。

○説明員(和田勝君) 御指摘ございましたように、医療用機械器具、その中でも人工骨、人工関節につきましては輸入品が八割近くを占めているのかなとう状況でございます。やはりアメリカと日本における患者数の違いといいますか、医療需要の違いといったものがその辺にあらわれているのかなとう状況でございます。

ると思ひますので、できるだけ何とかひとつよろしくお願ひしておきます。

○説明員(和田勝君) 先般発足いたしました出融資制度によります開発の促進の措置などを通じまして医療機械器具の国内開発というものを促進しまりたいというふうに考えておりまして、そういう観点もありまして実は昨年の十月に厚生省に医療機器開発課といふものを設置しておるところでございます。

これ、審議の法案には直接関係のないことをお尋ねしてまことに申しわけないと思うんですが、実は一昨年十二月十四日の当委員会で行われました前払式証票の規制等に関する法律案の審査の中で、通産省に視覚障害者の方々に不便のないように識別その他工夫できないかとお尋ねいたしましたが、検討すると答えられたのですが、その後どうなりましたでしょうか。——通産省の方いらっしゃいませんか。通知はしてあつたんですね。いらしていませんか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 通産省の事務当局の代返を私の知る限りでさせていただきたいと思いますが、委員から御指摘もございまして、技術的な観点からプリペイドカードの券面表示の方式につきまして工業技術院で検討していただいているという報告を受けております。私どもは、その技術的な検討の結果を見きわめながら、例えば将来設立を予定されております業界の自主的団体である前払式証票発行協会において業界のテーマとして検討をしていただきたい、そのように考えております。

○下村泰君 わざわざ大臣から通産省のかわりをしていただきありがとうございました。この間プリペイドカードのことで御質問させていただいたときに、紙幣その他を出して大臣にも質問させていただいたんです。通産省の方では大変何をばらしい工夫をなさつてくださったそうで、その報告を受けて大臣に質問しようと思ったんですが、肝心の方がいらっしゃいません。その

代返で大体、もうちょっと中身があるような気がしたんですけども。

そこで、せっかく技術的にそういう可能なことになるように工夫をしてくださつておられるんでありますから、この法案の十二条の表示事項のところに視覚障害者のための識別表示という一項を入れていただきたいんです、私の方は、大臣の方は入れたくないかもわかりませんけれども、私の方は入れていただきたい。今急にというふうにはいきませんでしょけれども、将来的にそういうことの一文が入れられることが可能かどうかお答え願いたい、こう思います。

○政府委員(土田正顯君) ただいまお尋ねがございました事項は、まさに御指摘のように平成元年十二月十四日に問題を提起していただきたところでございます。その後の進捗状況は先ほど大臣から申し上げましたとおりでございますが、そこでただいまおつしやいました第十二条の表示事項といふのは、プリペイドカードのいわば券面に大蔵省令で定めるところにより次に掲げる事項を表示しなければならないというよう書いてあります。

○下村泰君 そうしますと、お役所の方としてはただいまおつしやいました「氏名」とか「商号」とかのほかに、「大蔵省令で定める事項」という規定もござりますから、この省令の中に何かそういうような規定が入らないか、法律論としてはそういう問題であろうかと思います。

ただ、このような議論をいたします前提といたしまして、この券面表示はどのような方法がいいのかということにつきまして、まさに技術的な側面で工業技術院で幅広い検討を進めておられるようになります。その作業もかかるべき進捗を見ておるようにも仄聞しておりますが、その技術的な側面の問題が一つと、それからどのような技術を使うかによりましてコストに非常に恐らく影響は大きいと思いますので、そのコスト的な側面など、いろいろな検討すべき点がござります。

一方、このプリペイドカードなるものは、テレホンカードのように非常に広く普及しております

マスプロ製品もございますけれども、手づくりに近いような、極論すれば個人が発行することができるような自家型のカードというのもござりますので、いろいろそのような千差万別の発行主体の状況を考えますと、現状においてこれを十分な検討なく義務づけを行うのはいかがかと考えられるわけでございます。むしろ先ほど大臣から御説明いたしましたように、将来設立を予定しておる業界の自主的な団体であります前払式証票発行協会などにおきましてはその業界のテーマとして研究するようにいろいろお願いしたらどうか、こ

ういうふうに現段階では考えておる次第でございます。

○下村泰君 そうしますと、お役所の方としてはまだいまおつしやいました「氏名」とか「商号」とかのほかに、「大蔵省令で定める事項」という規定もござりますから、この省令の中に何かそういうような規定が入らないか、法律論としてはそういう問題であるかと思います。

ただ、このようないいと見えます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) そうではありませんで、むしろ業界に自主的にこうした問題を検討していただくよう働きかけてまいりたい、そう御理解をいただきたいと思います。

○下村泰君 時間がありますけれども、労働時間短縮で、ここで終わらせていただきたいと思います。

○委員長(大河原太一郎君) 以上で三案に対する質疑は終局いたしました。

これより三案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○近藤忠孝君 私は日本共産党を代表して、欧洲開銀加盟法案、関税定率法及び関税暫定措置法の一部改正案の両案に反対の討論を行います。

まず欧洲開銀加盟法案についてであります。

欧洲開銀は、いわゆる西側諸国による東欧支援の一環として設立されるもので、社会主義国が全面的に参加する初めての国際的な開発銀行であります。ソ連、東欧諸国が市場経済のよい面を取り入れるとともに、国営企業を中心の中央指令型経済を改め、所有形態の多様化を図り、経済活動にかかわる諸決定を分散化し、民間の活力を取り入れ、競争条件を整備するなどのことは極めて重要な課題であります。

しかしながら、民営化しきえすれば何でも解決するといった考え方や画一的かつ性急な民営化は、決して好ましい結果をもたらすものではないと考えるものであります。

これら東欧諸国では、社会資本の整備や産業政策の確立など、公的に整備されなければならない課題が山積しています。また、現状では民間貯蓄は不十分な上、土地や企業財産の評価方法がいま確立しておらず、このような状況で民営化を急に推し進めると、国有財産の不当な安売りや外資支配を招き、経済をゆがめ混乱させることになります。これが十分あります。

欧洲開銀の融資は民営化融資が中心であり、また融資に当たっていろいろの政治的条件をつけ、その進行状況が思わしくないと判断された場合には融資をストップするとか、そのため毎年事業の見直しを行うことなどが取り決められております。これらの点は、国連憲章の自決の原則に反し、その運用いかんによっては内政干渉にわたる危険が大きく、このような性急な民営化の押しつけば、これら諸国の健全な経済の発展を損ねるおそれがあります。

次に関税定率法及び関税暫定措置法一部改正案についてであります。

今回適用期限が延長される五千七百六十五品目の暫定税率は、我が国の関税率が既に先進国中最低の水準になつてゐるにもかかわらず、アメリカなどからの一方的な要求に応じて数次にわたって引き下げられてきたものであり、賛成できません。また、皮革・革靴の関税割り当て基準数量の拡大は、国内の零細な関連企業に打撃を与えるものであり賛成できません。石油化学製品製造用原油等の免税・還付制度は、専ら大企業への特権的優遇措置であり賛成できません。特惠関税制度はUNCTADの合意と発展途上国との強い要求に基づくものであり、我が国としても経済協力の一環とし

て重視しなければなりませんが、現状では受益国が韓国、台湾などに偏っていること、海外に進出した我が国企業の逆輸入に利用されていること、我が国関連零細企業に厳しい影響を与えていたことなどいろいろの問題が解決されなければなりません。

以上の理由により両案に反対することを表明し、討論いたします。

○委員長(大河原太一郎君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

これより順次三案の採決に入ります。

まず、歐州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大河原太一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大河原太一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大河原太一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本岡君から発言を求められておりますので、これを許します。本岡君。

○本岡昭次君 私は、ただいま可決されました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に賛成いたします。

○公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合及び参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

## 一 世界経済における我が国の立場を踏まえ、

調和ある对外経済関係の形成に努めるとの観点から、積極的な多国間交渉への取組みとともに、自由貿易体制の維持強化、世界経済の安定的成長に引き続き貢献しうるよう、ウルグアイ・ラウンドの成功に向けて努力すること。

関税率の改正に当たっては、農産物の輸入問題、製品輸入の拡大等をめぐる諸情勢に対処するとともに、国民経済的な視点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業等に及ぼす影響を十分配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

近年の国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務量が増大するなかで、その迅速かつ的確な処理に加え、麻薬・覚せい剤、銃砲、不正商品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化が、

国際的・社会的要請として一層強まっていることから、職場環境の充実等に特段の努力を行なうことにより、税関業務の効率的・重点的運用に努めるとともに、税関職員の特殊な職務を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく定員の確保はもとより、その待遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行なうこと。

(賛成者挙手)

○委員長(大河原太一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認め、「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大河原太一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

ます。橋本大蔵大臣。

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(大河原太一郎君) 次に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正す

る法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大河原太一郎君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認め、「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大河原太一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

## 「第六節の二 土地等の現物出資をした場合の課税の特例」(第六十

第六条の四) 第六条第一項中「平成三年三月三十日」を「平成五年三月三十日」に改める。

「第八十四条」を「第八十四条の二」に、「第九十条」を「第九十三条・第九十四条」に改める。

成五年三月三十日」に改める。

第二章第一節に次の一条を加える。

(最低資金を満たすまでの利益等の資本組入に係るみなし配当の非課税)

第九条の三 商法等の一部を改正する法律(平成二年法律第六十四号)附則第五条第一項の規定

の適用を受ける株式会社が、平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、商法(明治三十二年法律第四十九号)第二百九十三条ノ二又は第二百九十三条ノ三の規定に基づき

これらの規定に規定する利益又は準備金の全部又は一部を資本に組み入れた場合には、当該資本ノ二又は第二百九十三条ノ三の規定に基づき

の適用を受ける株式会社が、平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、商法(明治三十二年法律第四十九号)第二百九十三

条ノ二又は第二百九十三条ノ三の規定に基づき

の適用を受ける株式会社が、平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、商法(明治三十二年法律第四十九号)第二百九十三

条ノ二又は第二百九十三条ノ三の規定に基づき

の適用を受ける株式会社が、平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、商法(明治三十二年法律第四十九号)第二百九十三

条ノ二又は第二百九十三条ノ三の規定に基づき

の適用を受ける株式会社が、平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、商法(明治三十二年法律第四十九号)第二百九十三

条ノ二又は第二百九十三条ノ三の規定に基づき

の適用を受ける株式会社が、平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、商法(明治三十二年法律第四十九号)第二百九十三

条ノ二又は第二百九十三条ノ三の規定に基づき

の適用を受ける株式会社が、平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、商法(明治三十二年法律第四十九号)第二百九十三

条ノ二又は第二百九十三条ノ三の規定に基づき

中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第二号）第五条第二項に規定する認定計画に従つて第四条第一項に規定する改善事業を実施する第五条第一項に規定する認定組合等の構成員二条第二項に規定する構成員をいう。）であつて第二条第一項に規定する中小企業者（前各号を除く。）

機械及び装置で当該認定計画に従つて政令で定める期間内に取得又は製作をするもののうち労働時間の短縮又は職場の環境の改善に資するものとして政令で定め

指定業種以外の業種に属する事業

に係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備（政令で定めるものに限る。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（賃付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の

第十三条の二第二項中「第十二条の三」を「第十二条の一」に、「百分の二十一」を「百分の二十」に、「平成三年三月三十一日」及び「平成四年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第十四条第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「百分の百一十」を「百分の百十八」に改め、同条第三項第四号の二の次に次の一号を加える。

**第十条の五第一項中「から第十二条の三まで」を「第十二条の二」に改める。**

入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該店舗用建物等消火設備に

の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、

イ 都市計画に定められた都市計画法第十一  
条第一項第一号に掲げる駐車場として建築

第十一條第一項中「当該二以上」の号の割合か  
何に向て割合であるときは、いずれか一の割合」を削  
り、同項の表の第一号中「百分の二十一」を「百分の  
十九」に改め、同表の第四号中「百分の十四」を「百  
分の十二」に改め、同表の第六号を削る。

ついて同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の八（平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の六とし、同年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に取得等を

当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の八に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費として同項の規定によ

し、又は設置される駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第一号に規定する路外駐車場で、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるもの又は大藏省令で

第十一條の二第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の十四」を「百分の十三」に改める。

したるものについては百分の四とする。」に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該店舗用建物等消防設備の償却費として同項の

り必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一條の四の次に次の二条を加える。  
（店舗用建物等消火設備の特別償却）

規定により必要経費に算入される金額を下る」とはできない。

計算する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の五第一項本文の規定により必要金費に算入する」といふべき賞印費の限

度額」と読み替えるものとする。

用する場合について準用する。  
(商業施設等の特別償却)

火設備のうちその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「店舗用建物等消火設備」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該個人の営む卸売業又は小売業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該店舗用建物等消火設備（第十一条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算

「小売業者に算入することができる借主費の限度額」と読み替えるものとする。

第十一條第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について適用する。

(商業施設等の特別償却)

第十一條の六　青色申告書を提出する中小小売商業者等（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）第六条第一号に規定する中小小売商業者又は中小サービス業者をいう。）に該当する個人が、平成五年三月三十日までに、同条に規定する認定計画のうち政令で定めるもの

第十二条第一項中「又は地域」を削り、同項の表の第七号を削り、同表の第八号を同表の第七号とし、同表の第九号を同表の第八号とする。

第十二条の二第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に、「百分の八」を「百分の六」に改める。

第十二条の三を削る。

第十三条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

「平成五年三月三十日」に改め 同項第六号中  
「特定地域中小企業対策臨時措置法」の下に「昭  
和六十一年法律第九十七号」を加える。

第二十条の二第一項中「平成三年」を「平成五  
年」に改め、同項の表の第一号中「百分の二十七」  
を「百分の二十五」に改める。

第二十一条の三を削り、第二十条の四を第二十条  
の三とする。

第二十条の五の見出しを「(特定災害防止準備  
金)」に改め、同条第一項を次のように改める。  
青色申告書を提出する個人で次の表の各号の

「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に、「百分の八」を「百分の六」に改める。

第十一条の三を削る。

第十三条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

を「百分の二十五」に改める。  
第二十条の三を削り、第二十条の四を第二十条の三とする。  
第二十条の五の見出しを「(特定災害防止準備金)」に改め、同条第一項を次のよう改める。  
青色申告書を提出する個人で次の表の各号の

上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成五年三月三十日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるた

め、当該施設ごとに、積立限度額以下の金額を特定灾害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをしてした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

個人	施設	費用
一 採石法（昭和二十五年法律 第二百九十一号）第三十二条 の三第一項に規定する採石業 者登録簿に登録されている個 人	同法第三十三条に規定する岩石 採取場（以下この条において 「岩石採取場」という。）	当該岩石採取場の岩石（同法第 二条に規定する岩石をいう。次 項及び第五項において同じ。） の採取の終了後における災害の 防止に要する費用（次項及び第 四項において「採石災害防止費 用」という。）
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律 第一百三十七号）第七条第一項 又は第十四条第一項の許可を受けた個人 いう。）	廃棄物（同法第二条に規定する 廃棄物をいう。以下この項において 同じ。）の最終処分場で政 令で定めるもの（以下この条に おいて「廃棄物最終処分場」と いう。）	当該廃棄物最終処分場における 廃棄物の最終処分で政令で定め るもの（次項及び第五項におい て「廃棄物の最終処分」とい う。）の終了後における廃棄物 による地下水の汚染その他の災 害の防止に要する費用（次項及 び第四項において「最終処分災 害防止費用」という。）

處分災害防止費用の見積額と当該廃棄物最終処分場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるときを加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第二十条の四とする。

次に掲げる金額のうち最も低い金額  
イ 当該廃棄物最終処分場に係る最終  
害防止費用の額の見積額として政令  
る金額（以下この項及び次項におい

一 掲げる場合の区分に応じ、当認各号に定める金額をいう。

一 特定災害防止準備金が採石災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額

イ 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額(以下この項及び次項において「採石災害防止費用の見積額」という。)のうち当該岩石採取場における岩石の採取の期間又は当該岩石採取場に係る採取予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ その年十二月三十一日において、当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の支出に備えるため当該個人が政令で定めることにより委託している信託財産の額から、その年の前年十二月三十一日における当該廃棄物最終処分場に係る当該信託財産の額から、その年の前年十二月三十一日における当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

ハ 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額から、その年十二月三十一日におけるその年の前年十二月三十一日における当該岩石採取場に係る当該信託財産の額を控除した金額

八 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額(その日までに第四項若しくは第五項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合にはこれらの金額を控除した金額以下この条において同じ。)を控除した金額

一 特定災害防止準備金が最終処分災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合

二 用の支出に備えるため積み立てられる場合

第三十条の二第一項中「平成三年」を「平成五年」に改め、「準用する場合」の下に「又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合」を「含む。」の下に「又は同法第十八条の二第三項(同法第十八条の三第一項の規定による読み替えて適用される同法第十二条第三項において準用する場合を含む。)を、「森林施業計画(以下に「同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第三項に規定する一般森林施業計画及び同法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画を含むものとし、」を、「第十六条」の下に「同法第十八条第二項の

第三十一条第一項中「以下二つを及ぶ大木」を規定により適用される場合又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第五項において同じ。」を、「ものを除く」の下に「。第五項及び第八項において「森林施業計画」というを加え、同条第五項中「第一項に規定する」を削り、「おける同項」を「おける第一項」に改め、同条第八項中「認定」を「同項の認定」に改める。

第三十二条第一項中「以上の第及び第」を「第三十一条の三」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する」を「百分の三十の税率を適用して」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「平成四年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同条第五項第一号中「から第三十一条の四まで」を削り、「特例等」を「特例」又は第三十一条の三（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）に改める。

第三十一條の二第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、「又は第  
三十二条の四」及び「以下この項において同じ」として、前条第一項の規定により当該  
譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所  
得税の額は、同項各号の規定にかからず、当該  
譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の二十に  
相当する額」を「係る前条の規定の適用について  
は、同条第一項中「百分の三十」とあるのは、「百  
分の十五」に改め、同条第一項第七号から第九号  
までの規定中「第五項」を「第四項」に改め、同条  
第三項中「平成三年三月三十一日」を「平成八年三  
月三十一日」に、「第七項」を「第六項」に改め、  
同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前  
項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項か  
ら第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中  
「第七項の」を「第六項の」に、「で第七項」を「で  
第六項」に、「第三十二条の二第七項」を「第三十二  
条の二第六項」に改め、同項を同条第八項とす

第三十一条の四第一項中「第三十一条の二」を削り、「場合には」を「場合」に、「を除き」を用いては、同条第一項第一号中「百分の二十一」とあるのは「百分の十」と、同項第二号中「八百万円」とあるのは「四百万円」と、「百分の二十五」とあるのは「百分の十五」を「ついては、第三十一条第一項の規定により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める金額に相当する額」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第三十一条の三とする。

一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の十に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六百万円

口 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額

第三十二条第三項中「平成四年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「から第三十一条の四まで」を削り、「特例等」を第三十一条の四とする。

第三十二条第三項中「第三十一条の五第一項」を「第三十一条の五第一項」に改め、「第三十一条の四まで」を「又は第三十一条の三(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)」に改める。

第三十三条第一項各号別記以外の部分中「から第三十一条の四まで」を「又は第三十一条の三」に改め、同項第四号中「農地法」の下に「(昭和二十九年法律第二百一十九号)」を加える。

第三十三条の四第一項各号及び第二項中「三千万円」を「五千万円」に改め、同条中第三項を削り、「第五項」とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第三十三条の六第二項中「第十二条の三」を「第八号」を「第五号及び第六号」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

七 次に掲げる事業（都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するため、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買取られる場合

イ 中小小売商業振興法第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく同条第七項第一号に規定する高度化事業

ロ 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第一号）第七条第一項に規定する承認基本構想に係る同法第三条第一項に規定する特定商業集積を構成する施設を設置する事業（政令で定めるものに限る。）

八 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第一号）第四条第四項の規定による認定を受けた計画に基づく同法第二条第五項に規定する食品商業集積施設整備事業

第三十四条の二第二項中第九号を第八号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十四条の三第一項各号中「五百万円」を「八百万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第三十六条第一項中「三千万円」を「五千万円」に改め、同条第三項を削る。

第三十七条第一項中「平成三年十二月三十一日

(次の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日)」を「平成八年十二月三十一日」に、「同表の各号」を「次の表の各号」に改め、「第十四号又は」を削り、「収入金額の百分の八十」の下に「買換資産が同表の第一号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等(同号の上欄のイからハまでに掲げる区域の近郊の区域として政令で定める区域をいう。以下この項及び第三十七条の三第二項において同じ。)内にあるものに該当する場合には百分の六十とし、同表の第十号の下欄に掲げる資産に該当する場合には百分の九十とする。」を、「取得価額の百分の八十」の下に「買換資産が同表の第一号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等内にあるものに該当する場合には百分の六十とし、同表の第十号の下欄に掲げる資産に該当する場合には百分の九十とする。」を、「事務所若しくは事業所で政令で定めるものとして使用されている物を含む。以下この表において同じ。」又は構築物を含むものをとし、貸付けの用に供されているものを除く。又はその敷地の用に供されていよい土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。)で、平成三年三月三十日以前に当該個人により取得(同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。)がされた資産に改め、同号の下欄のイ中「第五号を「以下この号、第五号及び第十二号」に改め、同欄のロを次のように改める。

ロ 建物(その附属設備を含む。以下この表において同じ。)、機械及び装置(農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域内にあるものに限る。)

第三十七条第一項の表の第四号の上欄中ロをハ

に規定する指定地域特定施設をいい、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。以下この号において同じ。」

第三十七条第一項の表の第四号の下欄中「特定施設」の下に「指定地域特定施設」を加え、同表の第五号の下欄の口を次のように改める。

（一）建物、構築物又は機械及び装置

第三十七条第一項の表の第七号の下欄中「次に掲げる資産」を「土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（上欄のイ又はロに掲げる区域内にあっては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のハに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるるものに限る。）に規定する移転促進地城内にある工場の用に供されている土地等及び建物又は機築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該移転促進地域から工業再配置促進法第二条第二項に規定する誘導地域への当該工場の移転（政令で定めるものに限る。）に伴い譲渡をされるものであること。

ロ 当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものであること。

（二）工业再配画促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する移転促進地域内に

あるものにあつては農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る。）に改め、同号の下欄中「既成市街地等」を「市街化区域又は既成市街地等の地域」に、「地上階数四以上の建物」を「建築面積が百五十平方メートル以上で、かつ、地上階数が四政令で定める共同住宅にあつては、二三以上上の建物（以下この号において「特定建物」という。）に改め、同号の下欄中「既成市街地等」を「市街化区域又は既成市街地等の地域」に、「地上階数四以上の建物、当該建物を「特定建物、当該建物を「特定建物」に改め、同号を同表の第十一号とし、同表の第十号を同表の第十一号とし、同表の第九号の次に次の一号を加える。

第三十七条の三第二項中「第十二条の二」を「第十二条の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、同項の買換資産が次の各号に規定する場合における同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 買換資産が第三十七条第一項の表の第一号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等内にあるものに該当する場合には、前項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の四十」とあるのは、「百分の四十」とある。

二 買換資産が第三十七条第一項の表の第十号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、前項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の二十」とある。

第三十七条の四中「平成三年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日）」を「平成八年十二月三十一日」に、「同表」を「第三十七条第一項の表」に改める。

第三十七条第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年十二月三十一日）に、「同表」を「第三十七条第一項の表」に改め、同表第四項中「（当該中高層耐火建築物）を「若しくは当該特定民間再開発事業の施行される地区（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区として定められた地区その他これに類する地区として政令で定める地区に限る。）内で行われる他の特定民間再開発事業その他の政令で定める事業の施行により当該地区内に建築された政令で定める中高層の耐火建築物（これらの建築物に改め、同表第二項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項の表中「平成三年十二月三十一日」までの間に同

第三十七条第三項中「平成三年十二月三十一日（第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年十二月三十一日）までの間に同表」を「平成八年十二月三十一日（第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年十二月三十一日）までの間に同表」に改め、「同項」を「第一項」に改め、「した資産」の下に「（政令で定めることにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る。）」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同表第四項中「（当該中高層耐火建築物）を「若しくは当該特定民間再開発事業の施行される地区（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区として定められた地区その他これに類する地区として政令で定める地区に限る。）内で行われる他の特定民間再開発事業その他の政令で定める事業の施行により当該地区内に建築された政令で定める中高層の耐火建築物（これらの建築物に改め、同表第二項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項の表中「平成三年十二月三十一日」までの間に同表」に改め、「捨てる。」の下に「を」当該合計額

額が二千万円を超えるときは当該超える金額（当該超える金額が千万円を超える場合には、千万円とする。）の〇・五パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に二十万円を加えた金額」を加え、同条第四項中「第二十一条の四」を「第三十一条の三」に改め、同条第五項中「第三十一条の四第二項」を「第三十一条の三第二項」に、「第三十一条の四」を「第三十一条の三」に改める。
第四十一条の二第二項中「三千万円」を「二千万円」に改める。
第四十一条の四から第四十一条の六までを次のように改める。
第四十一条の四及び第四十一条の五 削除
(不動産所得に係る損益通算の特例)
第四十一条の六 個人の平成四年分以後の各年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合において、当該年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうちに不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地又は土地の上に存する権利（次項において「土地等」という。）を取得するためにより要した負債の利
機械及び装置で当該認定計画に従つて政令で定める期間内に取業
指定業種以外の業種に属する事業

法 人	期 間	資 産	割 合
一 混信を防止するための高度の機能を有する無線設備その他	平成二年四月一日から平成五年三月三十一日まで	当該設備でその取得価額が政令で定める金額以上のもの	百分の三十（平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の二十とし、同年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。）
二 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者に該当する法人	平成二年四月一日から平成六年三月三十一日まで	電気信号の効率的な伝送又は電気通信の高度な制御を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるもの	百分の三十（平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の二十五とし、同年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の二十とする。）

第四十三条第一項中「(当該二以上の号の割合が同じ割合であるときは、いすれか一の割合)を削り、同項の表の第一号中「百分の二十」を「百分

の十九」に改め、同表の第四号中「百分の十四」を「百分の十二」に改め、同表の第七号を削る。

第四十三条の三第一項及び第四十三条の四第一

第四十四条の六の次に次の二条を加える。

(店舗用建物等消火設備の特別償却)

第四十四条の七 青色申告書を提出する法人で卸売業又は小売業を営むものが、平成三年四月一日から平成六年三月三十日までの間に、平成二年十二月一日において存する店舗又は展示場として政令で定めるものにおける政令で定める消防設備のうちその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「店舗用建物等消火設備」という。)の取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をして、これを当該法人の営む卸売業又は小売業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該店舗用建物等消火設備(第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかるわらず、当該店舗用建物等消火設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該店舗用建物等消火設備の取得価額の百分の八(平成四年三月三十一日から平成六年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の六とし、同年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の四とする。)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

したものについては百分の四とする。)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(商業施設等の特別償却)

第四十四条の八 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成五年三月三十日までの間に、

当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「商業施設等」という。)を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用(同表の第二号に掲げる法人にあつては、貸付けの用を除く。)に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該商業施設等(第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかるわらず、当該店舗用建物等消火設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該商業施設等の取得価額を当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

規定する中小小売商業者又は中規小サービス業者をいう。)に該当する法人

第六項に規定する特定会社又は公益法人で、政令で定めるもの

環境衛生同業組合(出資組合であるものに限る。)又は環境衛生同業小組合

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画に係る共同利用施

百分の八(当該建物等のうち公衆の利便を図るために定めたものに限る。)以下この号において同じ。)

同項の認定を受けた商店街整備等支援計画に係る共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設の用に供する建物等(建物及びその附属設備並びに構築物をいう。)

百分の八(当該建物等のうち公衆の利便を図るために定めたものに限る。)以下この号において同じ。)

法 人	資 産	割 合	2
一 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。第六号において同じ。)、出資組合である商工組合若しくは商工組合連合会又は商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会	中小小売商業振興法第六条に規定する認定計画(次号において「認定計画」という。)のうち政令で定めるものに係る店舗用又は倉庫用の建物の建物及びその附属設備で政令で定めるもの	百分の八(当該共同利用施設のうち公衆の利便を図るために定めたものにして政令で定めるものについては、百分の十二)	第四十四条の八(当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該商業施設等の取得価額を当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。)
二 中小小売商業者等(中小小売商業振興法第六条第一号に係る店舗用又は倉庫用の建物の建物及びその附属設備で政令で定めるものに係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもの)	百分の八	百分の八	第四十四条の八(当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該商業施設等の取得価額を当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。)

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。	第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。	第四十五条第一項中「又は地域」を削り、同項の規定は、前項の規定を適用する。
表の第七号を削り、同表の第八号を同表の第七号とし、同表の第九号を同表の第八号とする。	表の第七号を削り、同表の第八号を同表の第七号とし、同表の第九号を同表の第八号とする。	表の第七号を削り、同表の第八号を同表の第七号とし、同表の第九号を同表の第八号とする。
第五部 大蔵委員会会議録第七号 平成三年三月二十六日【参考】	第五部 大蔵委員会会議録第七号 平成三年三月二十六日【参考】	第五部 大蔵委員会会議録第七号 平成三年三月二十六日【参考】



「岩石採取場」の下に「又は当該廃棄物最終処分場」を、「における当該廃棄物最終処分場」を加え、同項第二号中「取り消された場合」を「取り消され、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第十一項（同法第十四条第八項において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可が取り消された場合」に改め、「当該登録」の下に「又は当該許可」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「採石災害防止準備金」を「特定災害防止準備金」に改め、「岩石採取場」の下に「又は廃棄物最終処分場」を、「採石災害防止費用」の下に「又は最終処分災害防止費用」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の採石災害防止準備金」を「第一項の特定災害防止準備金」に、「採石災害防止準備金」を「当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金」に改め、「採石災害防止準備金に係る」を削り、「特定資産」を「前項第一号口に規定する信託財産」に改め、「超えるとき」の下に「又は当該法人の当該事業年度終了の日における当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額が当該廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用の見積額と当該廃棄物最終処分場に係る同項第二号口に規定する信託財産の額のうちいすれか低い金額を超えるとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

口 政令で定めるところにより計算した額  
当該事業年度終了の時において、当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度の直前の事業年度終了の時における当該岩石採取場に係る当該信託財産の額を控除した額

第五十六条の四第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。  
第五十六条の五第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項の表の

第一号中「百分の一十七」を「百分の一十五」に改める。

第五十七条第二項各号列記以外の部分中「商品取引所法」の下に「昭和二十五年法律第二百三十

九号」を加える。

「百分の三十一」に改める。

**第六十二条第一項中「平成三年三月三十日」を「平成五年三月三十一日」に改める。**

第六十二条の二第三項第一号ハ中、準用する場合」の下に「又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用せられる場合」と、「合」。

は「一、読み替えて適用される場合」を含む  
の下に、「又は同法第十八条の二第三項（同法第十  
八条の三第一項の規定による読み替えて適用され

る同法第十二条第三項において準用する場合を含む。」を、「森林施業計画」の下に「同法第十八条

の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十一條第一項に規定する一般森林施業計画及

び同法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画を含む。」を加える。

第六十二条の見出し中「土地の」を「短期所有に係る土地の」に改め、同条第一項中「次に掲げる行

四号」を「前条第二項第一号ニ」に、「同号」を「同号ニ」に改め、「第四十二条の七第六項」の下に、「前条第一項」を加え、「当該土地の譲渡等に係る」を「当該短期所有に係る土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る」に改め、同項たゞし書及び同項各号を削り、同条第二項を次のようにより改める。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期所有に係る土地の譲渡等 前条第二項第一号に規定する土地の譲渡等のうち、当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等（他の者から取得をしたものに限る。）で所有期間（その取得をした日の翌日から当該土地等の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。次条第二項第一号において同じ。）が十年以下であるもの（当該土地等の譲渡をした日の属する年に

（おいて取得をしたものと含む。）の譲渡その他これに準ずるものとして政令で定める行為をいう。

二 譲渡利益金額 当該短期所有に係る土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該短期所有に係る土地の譲渡

等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額

を控除した金額をいう

等の譲渡のうち又は指げる土地等の譲渡」を「短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるもの」と改め、同項第一号中「賃借

「権の設定等を含む。以下この項において同じ。」

4 前条第四項の規定は、法人が短期所有に係る改める。

土地の譲渡等に該当する土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした

場合において、第一項の規定を適用するときに準用する。この場合において、同条第四項中「第六十五条の七から」とあるのは「第六十五条の十から」と、「第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。」第六十五条の八第三項若しくは第四項、第六十五条の十二第四項」とあるのは「第六十五条の十二第四項」と読み替えるものとす。

5 第一項の規定の適用がある場合には、前条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「租税特別措置法第六十二条の三第一項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十三条第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、「租税特別措置法第六十二条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十三条第一項」と、「第六十二条の三並びに」とあるのは「第六十三条並びに」と読み替えるものとする。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第三項第四号ハの公募の方法に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条第七項中「昭和六十二年十月一日から平成四年三月三十一日までの間に」を「平成四年一月一日から平成九年三月三十一日までの間に前条第二項第一号に規定する」に、「第一項第四号及び第二項」を「第二項第一号」に、「これら」を「同号」に改め、第三章第五節の三中同条の前に次の一項を加える。

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人（次項第一号ニに掲げる行為をした場合には、同号ニの被合併法人を含む。）に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適

用するものとする場合を含む。）、第九十九条、第一百五十五条及び第二百四十三第三項から第三項まで並びに第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、次条第一項、第六十三条の二第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項、第六十七条规定する場合の特別税率）とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかる第一項その他の法人税に規定する場合の特別税率」

第一項その他の法人税に規定する場合の特別税率に、当該土地の譲渡等（次条第一項又は第六十三条の二第一項及び第六十八条の三第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

イ 土地（法人税法の施行地にあるものに限る。以下この号において同じ。）又は土地の上に存する権利（以下この節において「土地等」という。）の譲渡（地上権又は賃借権の設定その他の契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（次項において「賃借権の設定等」という。）及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。）

ロ その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式（出資を含む。）の譲渡で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

3 第一項の規定は、土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む。以下この節において同じ。）のうち、法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産（その取得をした日から譲渡をした日までの間ににおいて当該法人の事業の用に供されたものとして政令で定めるものを除く。）の譲渡で政令で定めるものに該当するものについては、適用しない。

4 法人が土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第五十条若しくは第五十一条の規定又は第六十四条から第六十五条の五まで、第六十五条の七から第六十五条の十二まで若しくは第六十六条の規定により損金の額に算入された金額（第六十五条の六の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十四条の二第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七第四項（第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第三項若しくは第四項、第六十五条の十二第四項若しくは第五項又は第六十六条第二項の規定により益金の額に係る規定で政令で定めるものに規定する税率

法第二条第十四号に規定する株主等に合併がある場合における当該残余財産の確定行為を含む。）がある場合における当該残余財産の確定行為を含む。）

5 第一項の規定のある場合には、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項」とする。

二 法人が土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む。以下この節において同じ。）のうち、法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産（その取得をした日から譲渡をした日までの間ににおいて当該法人の事業の用に供されたものとして政令で定めるものを除く。）の譲渡で政令で定めるものに該当するものについては、適用しない。

3 第二項から前項までに規定するもののほか、法人税の申告又は還付に関する法人税法の他の規定の適用については、第四十二条の五第二項、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の八第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「第六十二条の三並びに第六十八条の二」とする。

4 第二項から前項までに規定するものとし、当該事業年度の所得又は清算所得とみなして当該合計額につき同法第六十六条第一項から第三項まで、第九十九条その他の法人税の税率に係る規定で政令で定めるものに規定する税率

に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額に加算するものとする。

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項」とする。

二 法人が土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む。以下この節において同じ。）のうち、法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産（その取得をした日から譲渡をした日までの間ににおいて当該法人の事業の用に供されたものとして政令で定めるものを除く。）の譲渡で政令で定めるものに該当するものについては、適用しない。

3 第二項から前項までに規定するものとし、当該事業年度の所得又は清算所得とみなして当該合計額につき同法第六十六条第一項から第三項まで、第九十九条その他の法人税の税率に係る規定で政令で定めるものに規定する税率

に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の所得又は清算所得とみなして当該合計額につき同法第六十六条第一項から第三項まで、第九十九条その他の法人税の税率に係る規定で政令で定めるものに規定する税率

(次項第三号において「基準法人税額」という。)に百分の三十を加算した税率を適用して計算した金額(基準法人税額があるときは、当該基準法人税額を控除した金額)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 超短期所有に係る土地の譲渡等 第六十二

条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等のうち、当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等(他の者から取得をしたものに限る)で所有期間が二年以下であるもの(当該土地等の譲渡をした日の属する年において取得をしたものを含む)の譲渡その他これに準ずるものとして政令で定める行為をいう。

二 譲渡利益金額 当該超短期所有に係る土地の譲渡等による収益の額として政令で定めたところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該超短期所有に係る土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三 基準法人税額 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。

イ 当該法人の当該事業年度の所得の金額又は清算所得の金額が当該超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額

以上である場合 当該譲渡利益金額の合計額を当該事業年度の所得又は清算所得とみなして当該譲渡利益金額の合計額につき基準法人税率を適用して計算した金額

ロ 当該法人の当該事業年度の所得の金額又は清算所得の金額が当該超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額未満である場合 当該事業年度の所得の金額又は清算所得の金額につき基準法人税率を適用して計算した金額

み替えた前条第一項第一号に掲げる土地等の譲渡(以下この項及び次項において「土地等の譲渡」という。)のうち次に掲げる土地等の譲渡を含む。以下この項において同じ。)を削り、「同条を「前条」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 第六十二条の三第四項の規定は、法人が超短期所有に係る土地の譲渡等に該当する土地等の譲渡(前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。)をした場合において、第一項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、同条第四項中「第六十五条の七から」とあるのは「第六十五条の十から」と、「第六十五条の七

第四項(第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。)、第六十五条の八第三項若しくは第六十五条の十二第四項」とあるのは「第六十五条の十二第四項」と読み替えるものとする。

5 法人の第一項の規定の適用を受けた事業年度(以下この項において「適用年度」という。)の譲渡利益金額の合計額が当該適用年度の所得の金額を超える場合には、当該法人の当該適用年度の翌事業年度以後の各事業年度の所得の金額を、当該適用年度において生じた法人税法第五十七条第一項の欠損金額とみなして、同条の規定を適用する。

第六十三条の二第六項中「前条第六項」を「第六

法人税に関する法令の規定の適用に関する事項その他第一項及び第五項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。第六十四条第六項中「第四十五条の三」を「第四十五条の二」に改める。

第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「三千万円」を「五千万円」に改め、同条第十一項を削る。

第六十五条の四第一項第一号中「第七号及び第八号」を「第五号及び第六号」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 次に掲げる事業(都市計画その他の土地利

用に關する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることとの他の政令で定める要件に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買取られる場合

イ 中小売商業振興法第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく同条第七項第一号に規定する高度化事業

ロ 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第七条に規定する承認基本構想に係る同法第三条第一項に規定する特定商業集積を構成する施設を設置する事業(政令で定めるものに限る。)

ハ 食品流通構造改善促進法第四条第四項の規定による認定を受けた計画に基づく同法

第十一号に改め、同欄のロを次のように改める。

ロ 建物(その附属設備を含む。以下この表に限る。)

十一号に改め、同欄のイ中「第五号」を「以下この号、第五号及び第十二号」に改め、同欄のロを次のように改める。

ロ 建物(その附属設備を含む。以下この表に限る。)

十一号に改め、同欄のロを次のように改める。

ロ 水質汚濁規制水域に水を排出する指定地

域特定施設(水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設をいい、瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。以下この号において同じ。)

六十五号から第十八号までを「一号ずつ繰り上げる。」

第六十五条の五第一項中「五百万元」を「八百万円」に改め、同条第四項を削る。

第六十五条の六第一項中「三千万元」を「五千万

円」に改め、同条第二項を削る。

第六十五条の七第一項中「平成三年三月三十一日(次の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日)」を「平成八年三月三十一日」に、「同表の各号」を「次の表の各号」に改め、「第十五号又は」を削り、「百分の八十」の下に「(同表の第一号の場合の同号の下欄に掲げた)」を「(同表の第一号の場合はその他の場合の同号の下欄に掲げた)」に改める。

第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「三千万円」を「五千万円」に改め、同条第十一項を削る。

第六十五条の四第一項第一号中「第七号及び第八号」を「第五号及び第六号」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 次に掲げる事業(都市計画その他の土地利

用に關する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることとの他の政令で定める要件に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買取られる場合

イ 中小売商業振興法第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく同条第七項第一号に規定する高度化事業

ロ 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第七条に規定する承認基本構想に係る同法第三条第一項に規定する特定商業集積を構成する施設を設置する事業(政令で定めるものに限る。)

ハ 食品流通構造改善促進法第四条第四項の規定による認定を受けた計画に基づく同法

第十一号に改め、同欄のロを次のように改める。

ロ 建物(その附属設備を含む。以下この表に限る。)

十一号に改め、同欄のロを次のように改める。

ロ 水質汚濁規制水域に水を排出する指定地

域特定施設(水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設をいい、瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。以下この号において同じ。)

六十五号から第十八号までを「一号ずつ繰り上げる。」

第六十五条の五第一項中「五百万元」を「八百万円」に改め、同条第四項を削る。

第六十五条の六第一項中「三千万元」を「五千万

一口 建物、構築物又は機械及び装置

第六十五条の七第一項の表の第七号の下欄中

「次に掲げる資産」を「土地等又は建物、構築物若

しくは機械及び装置（上欄のイ又はロに掲げる区

域内にあるものにあつては農業及び林業以外の事

業の用に、上欄のハに掲げる区域内にあるものに

あつては政令で定める事業の用に、それぞれ供さ

れるものに限る。」に改め、同欄のイ及びロを削

り、同表の第十五号を削り、同表の第十四号を同

表の第十五号とし、同表の第十三号を同表の第十

四号とし、同表の第十二号の下欄中「（当該中高層

耐火建築物」を「若しくは当該特定民間再開発事

業の施行される地区（都市計画法第四条第一項に

規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一

項第二号に掲げる地区として定められた地区その

他これに類する地区として政令で定める地区に限

る。）内で行われる他の特定民間再開発事業その

他の政令で定める事業の施行により当該地区内に建築された政令で定める中高層の耐火建築物（こ  
れらの建築物）に、「含む。」又は当該中高層耐火建築物を「含む。」又はこれらの建築物に改め、同号を同表の第十三号とし、同表の第十一号の上欄中「既成市街地等」を「市街化区域又は既成市街地等の地域」に、「地上階数四以上上の建物」を「建  
築面積が百五十平方メートル以上で、かつ、地上  
階数が四（政令で定める共同住宅にあつては、三）  
以上の建物（以下この号において「特定建物」とい  
う。）に改め、同号の下欄中「既成市街地等」を「市街化区域又は既成市街地等の地域」に、「地上  
階数四以上上の建物、当該建物を「特定建物、当該  
特定建物」に改め、同号を同表の第十二号とし、同表の第十号を同表の第十一号とし、同表の第九号  
の次に次の一号を加える。

八年三月三十一日）に、「で同表」を「で前条第一  
項の表」に、「税務署長の」を「納税地の所轄税務  
署長の」に改め、「百分の八十」の下に「（同表の  
第一号の場合の同号の下欄に掲げる資産のうち近  
郊整備地帯等内にあるものについては百分の六十  
とし、同表の第十号の場合の同号の下欄に掲げる  
資産については百分の九十とする。」を加え、同  
表第三項中「百分の八十に相当する」を「に対応  
する部分の金額として政令で定める」に改め、同  
表第七項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項の規定を適用する  
ときは、同条第五項及び第六項中「明細書」とある  
のは、「明細書、取得をする見込みである資産  
につき大蔵省令で定める事項を記載した書類」  
と読み替えるものとする。

第六十五条の九中「平成三年三月三十一日（第  
六十五条の七第一項の表の第十七号の上欄に掲げ  
る船舶にあつては、平成八年三月三十一日）」を  
「平成八年三月三十一日」に、「同表」を「第六十  
五条の七第一項の表」に改める。

第六十五条の十第一項第三号中「交換分合」の  
下に「政令で定める区域内において」を加える。  
第六十六条から第六十六条の三までを次のよう  
に改める。

（土地等の現物出資をした場合の課税の特例）  
第六十五条の九中「平成三年三月三十一日（第  
六十五条の七第一項の表の第十七号の上欄に掲げ  
る船舶にあつては、平成八年三月三十一日）」を  
「平成八年三月三十一日」に、「同表」を「第六十  
五条の七第一項の表」に改める。

第六十五条の十第一項第三号中「交換分合」の  
下に「政令で定める区域内において」を加える。  
第六十六条から第六十六条の三までを次のよう  
に改める。

（土地等の現物出資をした場合の課税の特例）  
第六十六条 法人（清算中の法人を除く。以下この  
の条において「適用法人」という。）が各事業年  
度において新たに法人（人格のない社団等を除  
く。以下この条において「被出資法人」という。）  
を設立するため出資をした金銭以外の資産に土  
地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。  
以下この項において同じ。）が含まれる場合に  
は、当該出資により取得した株式（出資を含  
む。）について、法人税法第五十一条の規定  
は、当該適用法人が次に掲げるすべての要件を  
満たすものであり、かつ、当該被出資法人の行  
う事業が当該適用法人により当該土地等におい  
て行われていた事業の全部又は一部である場合  
に限り、適用する。この場合において、同条第一

項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金  
額の百分の八十に相当する金額」とする。

一 当該適用法人が当該出資の日（以下この項  
において「出資日」という。）から出資日を含  
む事業年度終了の日までの間継続して出資要  
件（当該適用法人が有する当該被出資法人の  
株式の数又は出資の金額が当該被出資法人の  
発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十  
以上であることをいう。以下この条において  
同じ。）を満たしていること。

二 当該適用法人が出資日を含む事業年度の翌  
年五以上であることをいう。以下この条において  
同じ。）を満たして出資要件を満たすこととしていること。

二 事業年度開始の日から出資日以後五年を経過  
するまでの期間（次項において「出資要件充  
足期間」という。）内において継続して出資  
要件を満たすこととしていること。

2 前項の規定の適用を受けた適用法人が同項に  
規定する出資に係る出資要件充足期間内におい  
て出資要件を満たさないこととなつた場合に  
は、同項の規定により当該出資により取得した  
株式（出資を含む。）につき損金の額に算入され  
た金額に相当する金額は、当該適用法人のその  
最初に満たさないこととなつた日を含む事業年  
度の所得の金額の計算上益金の額に算入する。

3 前項の規定の適用を受けた場合における適用  
法人の有する被出資法人の発行する株式（出資  
を含む。）の取得価額の計算その他前二項の規  
定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の二及び第六十六条の三 削除

第六十六条の前に次の節名を付する。

第六節の二 土地等の現物出資をした場  
合の課税の特例

第六十六条の五第十項中「第六項」を「第七項」  
に改め、同項を同条第二十項とし、同条第九項を  
同条第十九項とし、同条第八項を同条第十五項と  
し、同項の次に次の三項を加える。

16 更正若しくは決定（以下この項において「更  
正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第  
五項に規定する賦課決定（以下この項において  
「賦課決定」という。）での各号に掲げるもの

「該当する船舶」の下に「（船舶法第一条に規定す  
る日本船舶に限る。以下この号及び次号において  
同じ。）」を加え、同号の下欄を次のように改める。  
— 法人税法の施行地にある事業の用に供される  
— 減価償却資産（船舶を除く。）

第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄中  
に改め、「当該資産を同項」を「政令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長にこの項の規定の

適用を受ける旨の届出をした当該資産に限り、当  
該資産を第一項に改め、同条第七項中「第四十五  
条の三」を「第四十五条の二」に改め、同条第十項  
第二号中「第一項の表の第十五号の場合を除き」  
を削り、「もの」との下に「第一項の表の第一  
号の上欄の場合を除き」を加える。

第六十五条の八第一項中「平成三年三月三十一  
日（前条第一項の表の第十七号の上欄に掲げる船  
舶にあつては平成八年三月三十一日）」を「平成

は、同法第七十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。

この場合において、同条第五項及び同法第七十条の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「前各項及び租税特別措置法第六十六条の五第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同条中「前条の規定」とあるのは、「前条及び租税特別措置法第六十六条の五第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」とする。

一 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定（これらの更正決定に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正についてでは、当該還付請求申告書を提出した日））

二 前号に掲げる更正決定に伴い当該法人税に係る国税通則法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定（その納稅義務の成立の日）

17 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つたことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徵收權の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限から一年間は、進行しない。

18 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、

「一年」と読み替えるものとする。

第六十六条の五第七項を同条第八項とし、同項の次に次の六項を加える。

9 国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人が第七項に規定する書類若しくは帳簿又はこれらの写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該法人の各事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人

の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、又は当該事業に関する帳簿書類を検査することができる。

10 前項の規定による質問又は検査をする場合に

九項の規定による質問又は検査をする場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第

12 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 前号の検査に偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

13 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

14 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表す

るほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

第六十六条の五第六項中「遅滞なく提示」を「遅滞なく提示し、」に改め、「更正」の下に「（第十六条において「更正」という。）」を、「決定」の下に「（第十六条において「決定」という。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第二項中「差額」の下に「（寄附金の額に該当するものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 本人が各事業年度において支出した寄附金の額（法人税法第三十七条第六項に規定する寄附金の額をいい、同条第一項の規定の適用を受けたものを除く。以下この条において同じ。）のうち当該法人に係る国外関連者に対するもの（同法第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する国外関連者に対する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）は、当該法人の各事業年度の所得の金額（同法第一百二条第一項第一号に規定する所得の金額を含む。）の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該法人に対する同法第三十七条の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは、「前項及び租税特別措置法第六十六条の五第三項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」とする。

4 第六十六条の六第一項中「政令で定める国又は地域」の下に「（以下この条において「軽課税国」という。）」を加え、同条第四項中「第一項に規定する政令で定める国又は地域（以下この項において「軽課税国」という。）」を「（軽課税国）」に改め、「（軽課税国）」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「（明治三十二年法律第四十八号）」及び「（当該特定会社に係る）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「（第三項及び前項）」を「（前二項）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条を第六

5 第六十六条の六第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

6 第六十六条の十一を削り、第六十六条の十二を第六十六条の十一とする。

7 第六十六条の十三第一項及び第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条を第六十六条の十二とする。

8 第六十六条の十四を第六十六条の十三とする。

9 第六十六条の見出し中「東京湾横断道路

の建設事業を行ふ会社又は」を削り、同条第一項中「（指定期間）」を「（東京湾横断道路の建設に関する特

別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条

第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者であ

る株式会社又は関西文化学術研究都市建設促進

法」を「同法」に改め、「各特定会社別に」を削り、「（）」に改め、「（東京湾横断道路の建設に関する特

別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条

第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者であ

る株式会社又は関西文化学術研究都市建設促進

法」を「同法」に改め、「（）」を削り、「（お

いて特定会社に係る）」を「（おいて）」に改め、同項を

同条第二項を削り、同条第三項中「（第一項）」を「（前

項）」に改め、「（当該特定会社に係る）」を削り、「（お

いて特定会社に係る）」を「（おいて）」に改め、同項を

同条第二項とし、同条第四項中「（明治三十二年法律第四十八号）」及び「（当該特定会社に係る）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「（第三項及び前項）」を「（前二項）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条を第六

10 第六十七条の四第六項中「第四十五条の三」を「第四十五条の一」に改める。

11 第六十八条中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

12 第七十条の四第一項中「農地法第二条第一項に規定する農地（当該農地上に存する地上権、永

（当該採草放牧地の上に存する地上権、永小作権、以下この条及び次条）、「で當該農地」を「で農地」に改め、「租税特別措置法第七十条の四」の下に「若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四」を加え、「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「農地法第二条第一項に規定する」と「同項に規定する」を削り、「当該採草放牧地又は当該」を「採草放牧地又は」に改め、同項第一号に改め、同項第十九項中「第三項」を「第五項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第二項」と「第三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同第一号に改め、同項第一号中「第十五項第一号」を「第十八項第一号」に改め、「又はその」を「その」に改め、「農地法第二条第一項に規定する」及び「同項に規定する」を削り、「当該採草放牧地又は当該」を「採草放牧地又は」に改め、同項第十七項中「又はその」を「その」に改め、「当該転用」を「当該転用」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項五号とし、同項第三号中「第九項」を「第十四項」に改め、同項第一号中「第四号」を「第十一項」に改め、同項第一号中「第一項」を「第三項」に改め、同項第十五項中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の「一号」を加え、同項を同条第十八項とする。

三 第四項の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同項

に規定する政令で定めるところにより計算し  
た金額に相当する贈与税の額に係る同項の規  
定による納税の猶予に係る期限

第七十条の四第十四項中「第九項」を「第十二  
項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項  
を同条第十七項とし、同条第十三項中「第二項」  
項第一号中「第一項」、第九項又は第十一項」を「第二  
項、第四項、第十二項又は前項」に改め、同項を  
第一号に係る部分に限る)、第十一項又は第十四項  
項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二  
項第一号中「第二項、第九項又は第十一項」を「第二  
項、第四項、第十二項又は前項」に改め、同項を  
同条第十五項とし、同条第十一項中「第二項」を  
「第三項又は第四項」に、「同項」を「これら  
の」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項  
中「第七項」を「第十項」に改め、「受贈者」の下  
に「(同項の規定の適用を受ける農地等のうちに  
都市営農農地等を有する者を除く。)」を加え、同  
項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項」を  
「第十項」に、「第二項」を「第三項又は第四項」に  
「同項の規定の」を「これらの規定の」に、「第十  
項及び第十五項第一号」を「第十七項及び第十一  
項第一号に改め、同項を同条第十二項とし、同  
条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「届  
出書」の下に「(同項の規定の適用を受ける農地等  
のうちに都市営農農地等を有する受贈者について  
は、その適用を受けた旨及び当該農地等に係る  
農業経営に関する事項を記載した届出書」を削り、  
え、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第  
九項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に  
改め、「農地法第二条第一項に規定する」を削り、  
「税務署長」を「納稅地の所轄税務署長」に、「當  
該農地」を「農地」に改め、同項を同条第七項とし、  
同項の次に次の一項を加える。

くは一部の譲渡等をする見込みであり、かつ当該譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部をもつて農地等の対価等が生じた日から一年以内に当該告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部をもつて農地等に該当することとなる見込みであることを事由が生じた日から一年以内に当該告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部をもつて農地等に該当することにつき、政令で定めるところにより、納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときにおける第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

二 第一項ただし書き及び第三項の規定の適用については、当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合には、当該譲渡等は、なかつたものとみなす。

三 第四項の規定の適用については、次に定めることによる。

イ 当該承認に係る買取りの申出等は、なかつたものとみなす。

ロ 当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに、当該承認に係る特定農地等の全部若しくは一部の譲渡等をしなかつた場合又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が都市営農農地等に該当することとならなかつた場合には、当該譲渡等をしなかつた特定農地等又は都市営農農地等に該当することとならなかつた特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地について、同日において買取りの申出等があつたものとみなす。

ハ 当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合において、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において当該譲渡等の対価の額

の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないときは、当該特定農地等のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分については、同日において買取りの申出等があつたものとみなす。

三 当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合において、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられたときは、当該取得に係る農地又は採草放牧地は、第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみなす。

第七十条の四第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「に掲げる」を「いずれかに掲げる」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「当該農地又は」を「農地又は」に、「前項に」を「同項に」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地の全部又は一部につき当該農地又は採草放牧地に係る贈与者の死亡の日（その日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日）前に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項に規定する贈与税の額のうち当該各号に規定する買取りの申出又は告示若しくは事由（以下この条において「買取りの申出等」という。）に係る農地又は採草放牧地の価額に對応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかるわらず、当該各号に定められた日の翌日から二月を経過する日（当該買取りの申出等があつた後同日以前に当該受贈者が死

亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　当該農地又は採草放牧地が都市當農農地等である場合において、当該都市當農農地等について生産緑地法第十条又は第十五条第一項の規定による買取りの申出があつたとき。当該買取りの申出があつた日

二 当該農地又は採草放牧地が都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更又は政令で定める事由により、特定市街化区域農地等に該当することとなつた場合 同法第二十条第一項（同法第二十一一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示があつた日又は当該事由が生じた日  
第七十条の四第一項の次に次の二項を加える。  
二 この条から第七十条の六までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 農地 農地法第二条第一項に規定する農地（当該農地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。）をい  
う。

二 採草放牧地 農地法第二条第一項に規定する採草放牧地（当該採草放牧地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。）をいう。

三 特定市街化区域農地等 都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成三年一月一日において次に掲げる区域内に所在するもの（都市営農地等を除く。）をいう。

イ 都の区域（特別区の存する区域に限る。）

ロ 首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第

二百五十二条の十九第一項の市の区域ハ、  
一口に規定する市以外の市でその区域の全  
部又は一部が首都圈整備法第二条第三項に  
規定する既成市街地若しくは同条第四項に  
規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二

条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域  
都市営農地等 都市計画法第八条第一項

に、「一に掲げる」を「定める日」に改め、同項第一号中「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「同項に規定する」を削り、「当該採草放牧地又は当該」を「採草放牧地又は」に改め、同条第四項中「農地法第二条第一項に規定する」を「第一項本文」を同項本文に、「当該農地」を「農地」に改め、同条第五項中「第二項第一号」を「第一項に規定する納税猶予期限とは、当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日（当該特例農地等のうちに都市営農農地等（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものに限りる。第二十項において同じ。）がある農業相続人にあつては、その死亡の日）をいい、第二項第一号に改め、「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「当該農地」を「農地」に改め、同条第七項中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「同項に」に改め、同条第二十項同条第二十五項とし、同条第二十一項中「第十七条項」を「同条第十八項」を「第七十条の四第二十一項」とし、「同条第十八項」を「第七十条の四第二十二項」に、「第一項」に、「第一項」を「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十一項中「第七十条の四第二十二項」とし、「同条第十九項中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に、「各号に掲げる」を「各号に定める」に改め、同項第一号及び第二号中「第五号」を「第十六号」に改め、同項第五号中「第十五项」を第十七项に改め、同号を同项第六号とし、同项第四号を同项第五号とし、同项第三号中「第十三项」を「第十五项」に、「第五号」を「第六号」に改め、同号を同项第四号とし、同项第二号の次に次の一号を加え、同項を同条第二十一項とする。

(第八項の規定の適用があつた場合(第六号に掲げる場合に該当する場合を除く)、特定農地等に係る相続税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

第七十条の六第十八項中「各号の一」を「各号の二」に改め、「第十五項」を「第十六項」に改め、「各号に掲げる」を「各号に定める」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項第七項第一号中「第十三項又は第十五項」を「第八項(同項第一号に係る部分に限る)、第十五項又は第十七項」に、「第十九項第四号」を「第二十一項第五号」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第十九項とする。

三 第八項第二号の規定に該当する特定農地等に係る相続税については、相続税法第三十八条第一項の延納期間は、五年以内とし、同法第五十一条第一項の利子税の割合は、年六・六パーセントとして、これらの規定を適用し、同法第四十一条第一項の規定は、適用しない。

第七十条の六第十六項中「第七十条の四第十一項」を「第七十条の四第十五項」に、「同条第十二項第一号」を「同条第十五項第一号」に、「第二項、第九項又は第十一項」を「第三項、第四項、第十二項又は第十四項」に、「第十三項又は第十五項」を「第十八項、第十五項又は第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第七項」の下に「又は第八項」を加え、「同項の規定による」を「これらの規定による」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十三項」に改め、「農業相続人」の下に「(同項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有する者を除く。)」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、「第七項」の下に「又は第八項」を「係る相続税」の下に「及び特定農地等に係る相続税」を加え、「第十八項」を「第二十項」に、「第

「届出書」の下に「(同項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人については、その適用を受けたい旨及び当該特例農地等に係る農業經營に関する事項を記載した届出書」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「農地法第一条第一項に規定する」を削り、「第一項の規定の」を「同項の規定の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七十条の四第五項」を「第七十条の四第七項」に改め、「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「税務署長」を「納稅地の所轄税務署長」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第七十七条の四第八項の規定は、第八項の場合において、第一項の規定の適用を受ける農業相続人が、第八項の買取りの申出等があつた日から一年以内に当該買取りの申出等に係る都市営農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部の譲渡等をする見込みであり、かつ、当該譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部をもつて農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであること又は同項に規定する告示があつた日若しくは事由が生じた日から一年以内に当該告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が都市営農農地等に該当することとなる見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納稅地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第七十七条の四第八項中「第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第七十条の六第一項、第七項及び第八項」と、同項第一号中「第一項ただし書及び第三項」とあるのは「第七十条の六第一項ただし書及び第七項

と、「特定農地等」とあるのは「都市営農農地等」又は特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地（以下この項において「特定農地等」という。）と、同項第二号中「第四項」とあるのは「第七十条の六第八項」と、同項第三号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

第七十条の六第八項中「第七十条の四第三項」を「第七十条の四第五項」に、「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地の全部又は一部につき当該農地又は採草放牧地に係る農業相続人の死亡等の日（その日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日）前に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項に規定する納稅猶予分の相続税の額のうち当該各号に規定する買取りの申出又は告示若しくは事由（以下この条において「買取りの申出等」という。）に係る農地又は採草放牧地に係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税（以下この条において「特定農地等に係る相続税」という。）については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の翌日から一月を経過する日（当該買取りの申出等があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納稅の猶予に係る期限とする。

一 当該農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合において、当該都市営農農地等について生産耕地法第十一条又は第十五条第一項の規定による買取りの申出があつたとき、当該買取りの申出があつた日

定に基づく都市計画の決定若しくは変更又は政令で定める事由により、特定市街化区域等に該当することとなつた場合 同法第十三条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示があつた日又は当該事由が生じた日 第七十条の七第一項中「十分の四」を「十分の三」に、「次項から第四項まで」を「以下」この条に、「同項に規定する延納税額が二百万円未満であるときは、当該延納税額を十万円で除して得た数（その数に「未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数以内」を「第三十条の二第一項に規定する特定森林施業計画が定められている区域内に存する立木に係る森林計画立木部分の税額にあつては、四十年以内」に改め、同項後段として次のように加える。

この場合において、同法第三十八条第一項に規定する延納税額が二百万円（当該延納税額が当該特定森林施業計画に係るものである場合には、四百万円）未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、当該延納税額を十万円で除して得た数（その数に「未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数を超えることができない。

第七十条の七第二項、第三項及び第六項中「十分の四」を「十分の三」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けている者に係る第一項に規定する森林施業計画につき森林法第十六条の規定による認定の取消しその他他の政令で定める事由が生じたときは、その事由が生じた時として政令で定める時をおつて、その後に納付すべきであつた分納税額の合計額のうち当該森林施業計画に係る森林計画立木部分の税額に係る部分（以下この項において「納付すべき分納税額」という。）の納期限とする。この場合において、その者の延納期間のうち既に適用があつた年数が十五年（延納の許可を受けた年数が十五年未満であるときは、

当該年数)に満たないときは、税務署長は、当該年数を納付すべき分納稅額について、その者の申請により、当該満たない年数を延納期間として、本法第三十八条第一項及び第五十二条第一項の規定を適用することができる。

前項の森林施業計画の認定又はその取消しがあつた場合における税務署長への通知に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条から第七十五条までの規定中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第七十七条第一項中「同項」を「第七十条の四第一項に規定する」を削る。

第七十七条の三中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「千分の二十五」を「第一号に規定する土地の所有権の移転の登記にあつては千分の三十とし、第二号に規定する土地の所有権の移転の登記にあつては千分の一十五」とする」を削る。

第七十七条の四第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、「地区の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加える。

第七十八条中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「千分の二十五」を「千分の三十」に改める。

第七十八条の四中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第八十二条及び第八十三条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第八十三条第一項を削る。

第八十四条を次のように改める。

(商法等の一部改正に伴う株式会社等の増資登記等の税率の輕減)

年三月三十一日までの間に次の表の各号の上欄に掲げる登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の当該各号の中欄に掲げる金

額又は数量についての税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる割合又は金額とする。

登記の事項	課税標準	税率
一 商法等の一部を改正する法律平成二年法律第六十四号)附則第五条第一項に規定する株式会社(同法の施行後に資本の金額が千万円に達していり当該株式会社を除く。以下の条において「特定株式会社」という。)の資本の金額が千万円を超える部分の登記(第六号の登記に該当するものを除く。)	増加した資本の金額(資本の金額が千万円に達するまでの部分)	千分の三・五
二 商法等の一部を改正する法律附則第十八条第一項に規定する有限会社(同法の施行後に資本の金額が三百万円に達している当該有限会社を除く。以下の条において「特定有限会社」という。)の資本の金額が三百万円を超える部分の登記(第七号の登記に該当するものを除く。)	増加した資本の金額(資本の金額が三百万円に達するまでの部分)	千分の三・五
三 合併(合併により消滅した会社のうちに特定株式会社又は特定有限会社があるものに限る。)による株式会社の設立の登記	資本の金額(千万円に達するまでの部分)	千分の七

四 合併(合併により消滅した会社のうちに特定株式会社又は特定有限会社があるものに限る。)による有限会社の設立の登記

資本の金額(三百万円に達するまでの部分)	千分の〇・七(合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額(当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円)を超える資本の金額に対応する部分については、千分の三・五)	千分の一・五(合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額(当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円)を超える資本の金額に対応する部分については、千分の三・五)

うちに特定株式会社又は特定有限会社があるものに限る。)による有限会社の資本の増加の登記

八 特定株式会社又は特定有限会社の組織変更による合名会社又は合資会社の設立の登記

九 特定株式会社又は特定有限会社の解散の登記

十 合併(第三号又は第六号による合併に係る登記の免稅)

十一 合併(第三号又は第六号による合名会社又は合資会社の解散の登記)

	申請件数	申請件数	申請件数
第五章に次の二条を加える。 〔日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための土地の処分等に係る登記の免稅〕	一件につき千円	一件につき千円	一件につき千円
第八十四条の二 日本国鉄清算事業団が日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための土地の処分等に係る登記の免稅)	保有機構から、同法第三条第一項の認可を受けた新幹線鉄道施設譲渡計画に定めるところに従い、同法第一条に規定する新幹線鉄道施設を譲り受けた場合には、当該新幹線鉄道施設に係る土地若しくは建物の所有権の移転の登記又は當省令で定めるところにより同法の施行日の翌日から平成八年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。	第八十八条の二 第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。	第八十九条の二 第二項第一号の改正規定(以下この条及び次条)を「第三十一条の四」に改める部分、「第三十二条の四」に改める部分、「第三十三条の四」を「第三十一条の五」を「第三十二条の四」に改める部分、「第三十四条」を「第八十四条の二」に改める部分及び「第九十三条」を「第九十三条」を「第九十三条」に改める部分、「第二十条の五」を「第二十条の四」に改める部分、「第二十一条の四」に改める部分を除く。)、第三十三条の三に改める部分を除く。)、第三十三条の四第一項の改正規定(第三十三条の二、を削る部分を除く。)、第三十七条の三に改める部分を除く。)、第三十七条の四第一項の改正規定(第三十七条の二、を削る部分を除く。)、第三十七条の四第二項の規定(同項の表の第四号の改正規定を除く。)、同条第三項及び第四項の改正規定、第三十七條の二第二項第一号の改正規定、第三十七條の三第二項を同条第三項とし、同条第一項に一項を加える改正規定、第三十七条の四の改正規定、第三十七條の三第二項を同条第三項とし、同条第一項に一項を加える改正規定、第三十七条の四第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、第五項第二号の改正規定、第四十一条の四から第四十二条の六までの改正規定、第六節その他の特例を削り、第四十二条の六の前に節名を付する改正規定、第六十三条の改正規定、第三章第五節の三中同条の前に一条を加える改正規定、第六十三条の二の改正規定、第六章第五節に次の二条を加える。

2	東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社をいう。)が、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第二号)	第八十九条の二 第二項第一号の改正規定(以下この条及び次条)を「第三十一条の四」に改め、「当該発行法人」を「これらの法人」に改め、「同条第一項中「発行法人」と「法人」に改め、「単位未満株式」の下に「又は端株」を加える。
第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道	第八十九条の二 第二項第一号の改正規定(以下この条及び次条)を「第三十一条の四」に改め、「当該発行法人」を「これらの法人」に改め、「同条第一項中「発行法人」と「法人」に改め、「単位未満株式」の下に「又は端株」を加える。	第八十九条の二 第二項第一号の改正規定(以下この条及び次条)を「第三十一条の四」に改め、「当該発行法人」を「これらの法人」に改め、「同条第一項中「発行法人」と「法人」に改め、「単位未満株式」の下に「又は端株」を加える。

(日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための有価証券の処分に係る有価証券取引税の非課税)

第九十四条 日本国鉄清算事業団が、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行の日の翌日から平成八年三月三十一日までの間に、日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第二号の業務として行う第八十四条の二第二項に規定する旅客鉄道株式会社の株式の譲渡については、有価証券取引税を課さない。

第六十五条の七第一項の改正規定(「平成三年三月三十一日」(次の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日)を「平成八年三月三十一日」に改める部分及び「同表の各号」を「次の表の各号」に改める部分並びに同項の表の第四号及び第十二号の改正規定を除く。)、同条第三項の改正規定、同条第十項第二号の改正規定、第六十五条の八第一項の改正規定(「平成三年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める部分及び「同表の各号」を「次の表の各号」に改める部分並びに同項の表の第四号及び第十二号の改正規定を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同条第七項に後段を加える改正規定、第六十六条から第六十六条の三までの改正規定、第六十六条の前に節名を付する改正規定並びに第七十条の四から第七十条の六までの改正規定並びに附則第七条第一項、第七項、第十六項から第十九項まで及び第二十一項、第十四項、第十五項第七項から第十一項まで並びに第十九条第一項から第十四項までの規定 平成四年一月一日

二 目次の改正規定(「第九十三条」を「第九十三条」に改める部分に限る。)、第五章に一条を加える改正規定(第八十四条の二第二項に係る部分に限る。)及び第六章第五節に一条を加える改正規定 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第二号)の施行の日

三 第十条の四第一項の表に一号を加える改正規定及び第四十二条の七第一項の表に一号を加える改正規定並びに附則第三条第二項及び第十一条第二項の規定 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第二号)の施行の日

四 第十一条第一項の表の第六号を削る改正規

八 特定株式会社又は特定有限会社の組織変更による合名会社又は合資会社の設立の登記	増加した資本の金額(資本の金額が三百万円を超える部分)
九 特定株式会社又は特定有限会社の解散の登記	千分の一・五(合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七)

金額に対応する部分については、千分の三・五)

定（第十一条の六に係る部分に限る。）、第三十四条の二（第二項第六号の次に「一」号を加える改正規定（同項第七号イに係る部分に限る。）、第四十三条第一項の表の第七号を削る。）、第五十条の四（第十四条の六の次に二条を加える改正規定、第四十四条の六の次に二条を加える改正規定（同項第七号イに係る部分に限る。）、第四十三条第一項の表の第七号を削る。）及び第六十五条の四第一項第六号の次に「一」号を加える改正規定（同項第七号イに係る部分に限る。）並びに附則第四条第一項及び第四項、第七条第十項、第十二条第二項及び第六项並びに第十五条第三項の規定 中小小売商業振興法の一部を改正する法律（平成三年法律第二号。以下「中小売商業振興法改正法」という。）の施行の日

第三十条の二の改正規定（「平成三年」を「平成五年」に改める部分を除く。）、第五十条第一項の改正規定（「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、第五十六条の三第一項第二号の改正規定、第六十二条の二第三項第二号ハの改正規定及び第七十条の七第一項の改正規定（「十分の四」を「十分の三」に改める部分を除く。）並びに附則第六条、第十二条第十五項、第十三条第二項及び第十九条第十六項の規定 森林法等の一部を改正する法律（平成三年法律第二号。以下「森林法改正法」という。）の施行の日

第三十四条の二（第二項第六号の次に「一」号を加える改正規定（同項第七号ロに係る部分に限る。）、第四十四条の六の次に二条を加える改正規定（第四十四条の八第一項の表の第五号に係る部分に限る。）及び第六十五条の四第一項第六号の次に「一」号を加える改正規定（同項第七号ロに係る部分に限る。）並びに附則第七条第一項、第十二条第七項及び第五条第四項の規定 特定商業積立の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第二号）の施行の日

第三十四条の二第二項第六号の次に「一号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）、第四十四条の六の次に二条を加える改正規定（第四十四条の八第一項の表の第六号及び第七号に係る部分に限る。）及び第六十五条の四第一項第六号の次に「一號を加える改正規定（同項第七号ハに係る部分に限る。）」をするこれらの規定に掲げる同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一項第一号及び第四号に掲げる同項の特定設

備等については、なお從前の例による。

2 個人が中小小売商業振興法改正法の施行の日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第六号に掲げる同項の特定設備等については、な

お従前の例による。

3 新法第十一条の二第一項の表の第一号の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の二第一項の表の第一号の中欄に掲げる同項の地震防災対策用資産については、なお従前の例によ

る。

4 新法第十一条の六の規定は、個人が中小小売商業振興法改正法の施行の日以後に取得等をする同項第一項に規定する商業施設等について適用する。

5 個人が平成三年十二月五日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第七号に掲げる同項の工業用機械等については、同条の規定は、な

おその効力を有する。

6 前項の規定の適用がある場合における新法第十条から第十条の五まで、第十二条から第十四条まで、第十六条、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三（新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十条第四項第二号中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第二号。以下「平成三年改正法」といいう。）附則第四条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年改正法による改正前の租税特別措置法第十二条第一項の表の第七号（以下「旧法第十二条第一項の表の第七号」という。）と、新法第十条の二第一項及び第三项、第十二条第一項及び第三项並びに第十条の五第一項中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十二条第一項中「前条まで」とあるのは「前条

まで若しくは旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十二条の二第一項中「前条まで」とあるのは「前条まで又は旧法第十二条第一項の表の第七号」と、同条第二項中「前条まで」とあるのは「前条まで若しくは旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十三条第一項中「又は第十四条から第十六条まで」とあるのは「第十四条から第十六条まで又は旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十四条第二項中「第十七条」とあるのは「第十七条若しくは旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十六条第一項中「又は次条から第十六条まで」とあるのは「次条から第十六条まで又は旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十四条第二項中「第十七条」とあるのは「第十七条若しくは旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十六条第一項中「第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十六条第一項中「第十二条第一項の表の第七号」とあるのは「第十二条第一項の表の第七号」とあるのは「第十二条第一項の二まで又は旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第二十八条の三第三項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第三項中「並びに第十四条から第十六条まで」とあるのは「第十四条から第十六条まで並びに旧法第十二条第一項の表の第七号」とする。

7 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

8 個人が平成二年九月三十日以前に取得又は製作をした旧法第十二条の三第一項に規定する特定事務用機器については、なお従前の例による。

9 新法第十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善円滑化計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減額償却資産について適用し、施行日前に旧法



新法第三十七条第一項の表の第四号の規定は、個人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十七条第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお從前の例による。

16 新法第三十七条（同条第一項の表の第四号を除く。）、第三十七条の二第二項及び第三十七条の三第二項の規定は、個人が平成四年一月一日以後に行う新法第三十七条第一項の表（同表の第四号を除く。）の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十七条第一項の表（同表の第四号を除く。）の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお從前の例による。

17 個人が平成四年一月一日以後に旧法第三十七条第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産（以下この項において「特定長期所有土地等」という。）に該当するものの譲渡をし、かつ、当該個人が同号の下欄に掲げる資産（以下この項において「減価償却資産」という。）の取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が次の各号に掲げる譲渡に該当し、かつ、当該取得が当該各号に定める取得に該当するときは、当該譲渡については、旧法第三十七条から第三十七条の四まで（旧法第三十七条第一項の表の第十四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

18 平成四年一月一日以後に行う特定長期所有土地等に該当するものの譲渡（同日前に行つた当該減価償却資産の取得（当該取得をしたこと及び当該減価償却資産につきこの項の規

定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の規定の適用を受ける旨を政令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長に届出をした場合における当該取得に限る。）

二 平成四年一月一日から平成五年十二月三十日までの期間（以下この項において「特例期間」という。）内に行う特定長期所有土地等に該当するものの譲渡で、平成四年一月一日前に、当該譲渡に係る契約を締結し、かつ、当該譲渡に係る対価の額のうちその百分の二十に相当する金額以上の額の支払を受けたもの（当該譲渡することにつき政令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長に届出をした場合における当該譲渡に限る。）特例期間内に行う当該減価償却資産の取得

三 特定期間内に行う特定長期所有土地等に該当するものの譲渡（特定期間内に行う当該減価償却資産の取得で、平成四年一月一日前に、当該取得に係る契約を締結し、かつ、当該取得に係る対価の額のうちその百分の二十に相当する金額以上の額の支払を行い、又は当該減価償却資産の建設若しくは製作を開始したものを（当該取得をすることにつき政令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長に届出をした場合における当該取得に限る。）

（同表の第十四号の下欄に掲げる資産の譲渡）

（同表の第十四号の下欄に掲げる資産の譲渡（平成三年改正法附則第七条第十七項各号に掲げる譲渡に該当するものに限る。）

（同表の第十四号の下欄に掲げる資産の取得（平成三年改正法附則第七条第十七項各号に掲げる譲渡の日））

（同表の第十四号の下欄に掲げる資産の譲渡（平成三年改正法附則第七条第十七項各号に掲げる譲渡に該当するものに限る。）

19 旧法第三十七条第一項 平成三年十二月二十一日

平成三年十二月三十一日（次の表の第十四号の上欄に掲げる資産にあつては、当該資産の譲渡の日）

ものの譲渡

同表の各号

第五部 大蔵委員会会議録第七号 平成三年三月二十六日【參議院】

の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、当該翌年（十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内。次条第二項第二号において同じ。）に当該各号の下欄に掲げる資産の取得を当該各号	第三十一条第一項	旧法第三十七条第六項	旧法第三十七条第二項	旧法第三十七条第四項
第三十一条第一項	平成三年改正法による改正後の租税特別措置法第三十一条第一項	表の第十四号	表の各号	平成三年十二月三十一日
平成三年十二月三十一日	平成三年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産にあっては、当該資産の譲渡の日）	同表の第十四号	同表の各号	平成三年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産にあっては、当該資産の譲渡が平成三年改正附則第七条第十七項第二号又は第三号に掲げる譲渡に該当し、かつ、当該交換による取得が当該譲渡に応じこれらの規定に定める取得に該当する場合に限るものとし、当該
（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）
（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）

（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）
（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）
（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）
（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）
（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）	（当該各号）

19 前二項の規定の適用がある場合における新法第三十一条の三、第三十四条から第三十四条の三まで、第三十五条、第三十六条の二、第三十七条の五及び第三十七条の六の規定の適用については、新法第三十一条の三第一項中「若しくは第三十七条の七」とあるのは、「第三十七条の七」若しくは平成三年改正附則第七条第十七項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年改正法による改正前の租税特別措置法第三十七条若しくは第三十七条の四（以下「旧法第三十七条若しくは第三十七条の四」という。）と、新法第三十四条第一項、第三十四条の二第一項及び第二十四条の三第一項中「又は第三十七条の七」とあるのは、「第三十七条の七」若しくは旧法第三十七条若しくは第三十七条の四（以下「新法第三十七条の二第一項中「又は第三十七条の四」と、新法第三十六条の二第一項中「又は第三十七条の七」とあるのは、「第三十七条の七又は旧法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新法第三十七条の五第一項中「若しくは第三十七条の七」とあるのは、「第三十七条若しくは平成三年改正附則第七条第十七項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年改正法による改正前の租税特別措置法第三十七条」と、新法第三十七条の六第一項第一号及び第二号中「又は第三十七条の四」とあるのは、「第三十七条の四又は旧法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同項第二号中「又は前条」とあるのは、「前条又は旧法第三十七条若しくは第三十七条の四」とする。

20 新法第三十七条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十七条の五第一項に規定する資産の譲渡については、なお從前の例による。

21 新法第三十七条の五第五項第二号の規定は、個人が平成四年一月一日以後に行う同項第一項

に規定する資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十七条の五第一項に規定する資産の譲渡については、なお從前の例による。

（居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第八条 新法第四十条の四第五項の規定は、同項に規定する外國関係会社の施行日以後に終了する事業年度終了の日以後二月を経過した日の属する年分の所得税について適用し、当該外國関係会社の施行日前に終了した事業年度終了の日以後二月を経過した日の属する年分の所得税については、なお從前の例による。

（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第九条 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が施行日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が施行日前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお從前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税について、なお從前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十二条 法人が施行日前に取得若しくは製作又は貯蔵をした旧法第四十二条の七第一項第三号の中欄に掲げる同項の事業基盤強化設備について



2 新法第六十三条の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同条第一項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十三条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新法第六十三条の二の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十三条第一項に規定する超短期所有土地等に係る土地の譲渡等に係る法人税について適用する。

4 法人の平成四年一月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における新法第六十三条の二第二項第三号及び第五項に規定する当該事業年度の所得の金額の計算の特例その他の前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 (法人の資産の譲渡の場合の課税の特例等に関する経過措置) 第十五条 新法第六十五条の二、第六十五条の五及び第六十五条の六の規定は、法人が平成三年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五条の二、第六十五条の五及び第六十五条の六の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 新法第六十五条の四第一項第七号ロの規定は、法人が特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

7 新法第六十五条の七第一項の表の第四号及び第十三号の規定は、法人が施行日以後に行う同日以前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表の第四号及び第十三号を除く。)及び第六十五条の八号及び第十三号を除く。)及び第六十五条の八の規定は、法人が平成四年一月一日以後に行う同日以前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表(同表の第四号及び第十三号を除く。)の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表(同表の第四号及び第十三号を除く。)の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8 法人が平成四年一月一日以後に旧法第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産(以下この項において「特定長期所有土地等」という。)に該当するものとの譲渡をし、かつ、当該法人が同号の下欄に掲げる資産(以下この項において「減価償却資産」という。)の取得(建設及び製作を含む。以下この項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が次の各号に掲げる譲渡に該当し、かつ、当該取得が当該各号に定める取得に該当するときは、当該譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

9 新法第六十五条の四第一項第七号イの規定は、法人が中小売商業振興法改正法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する法人税について適用する。

4 新法第六十五条の四第一項第七号ハの規定は、法人が食品流通構造改善促進法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5 新法第六十五条の四第一項第七号ロの規定は、法人が特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

6 新法第六十五条の七第一項の表の第四号及び第十三号の規定は、法人が施行日以後に行う同表の第四号及び第十三号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表の第四号及び第十三号を除く。)及び第六十五条の八号及び第十三号を除く。)及び第六十五条の八の規定は、法人が平成四年一月一日以後に行う同日以前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表(同表の第四号及び第十三号を除く。)の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表(同表の第四号及び第十三号を除く。)の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7 新法第六十五条の七(同条第一項の表の第四号及び第十三号を除く。)及び第六十五条の八号及び第十三号を除く。)及び第六十五条の八の規定は、法人が平成四年一月一日以後に行う同日以前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表(同表の第四号及び第十三号を除く。)の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表(同表の第四号及び第十三号を除く。)の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8 法人が平成四年一月一日以後に旧法第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産(以下この項において「特定長期所有土地等」という。)に該当するものとの譲渡をし、かつ、当該法人が同号の下欄に掲げる資産(以下この項において「減価償却資産」という。)の取得(建設及び製作を含む。以下この項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が次の各号に掲げる譲渡に該当し、かつ、当該取得が当該各号に定める取得に該当するときは、当該譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

9 新法第六十五条の四第一項第七号イの規定は、法人が特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する法人税については、なお従前の例による。

10 新法第六十五条の四第一項第七号ロの規定は、法人が中小売商業振興法改正法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する法人税については、なお従前の例による。

11 新法第六十五条の四第一項第七号ハの規定は、法人が食品流通構造改善促進法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する法人税については、なお従前の例による。

旧法第六十五条の七第一項		平成三年三月三十一日		旧法第六十五条の七第一項		平成三年三月三十一日	
旧法第六十五条の七第一項	三項	同表の各号	同表の各号	同表の第十五号	同表の第十五号	法律(平成三年法律第号。以下「平成三年改正法」という。)附則第十五条第八項各号に掲げるものに該当する譲渡に限る。)	法律(平成三年改正法附則第十五条第八項各号に掲げるものに該当する譲渡に限る。)
当該各号の下欄に掲げる資産の各号	表の第十五号	当該各号の下欄に掲げる資産の各号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号
当該各号の下欄に掲げる資産の各号	表の第十五号	当該各号の下欄に掲げる資産の各号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号
当該各号の下欄に掲げる資産の各号	表の第十五号	当該各号の下欄に掲げる資産の各号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号
当該各号の下欄に掲げる資産の各号	表の第十五号	当該各号の下欄に掲げる資産の各号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号	同表の第十五号

			産の取得	(平成三年改正法附則第十五条第八項各号に掲げる譲渡に応じ当該各号に定める取得に限る。)
四項	旧法第六十五条の七第 七項	各号	を当該各号	を同表の第十五号
七項	旧法第六十五条の七第 十項第一号	第五十二条の三第一項	第五十二条の三第一項(平成三年改正法による改正後のこれらの規定を含む。)	第十五号
八項	旧法第六十五条の八第 一項	第六十四条第一項第一号	第六十四条第一項第一号(平成三年改正法による改正後の租税特別措置法第六十四条第一項第一号)	
九項	旧法第六十五条の八第 二項	第六十四条第二項	同法第六十四条第二項	
十項	旧法第六十五条の八第 三項	平成三年三月三十一日	平成三年三月三十一日(前条第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産につては、当該資産の譲渡の日)	
十一項	で同表の各号	で同表の第十五号	で同表の第十五号	
十二項	一の譲渡	一の譲渡(平成三年改正法附則第十五条第八項第二号又は第三号に掲げる譲渡に該当するものに限る。)	同表の第十五号	
十三項	当該各号	に掲げる資産の取得をする	に掲げる資産の取得(平成三年改正法附則第十五条第八項第二号又は第三号に掲げる譲渡に応じこれらの規定に定める取得に限る。以下この条において同じ。)をすること	
十四項	係る同表の各号	係る同表の各号	に掲げる資産の取得(平成三年改正法附則第十五条第八項第二号又は第三号に掲げる譲渡に応じこれらの規定に定める取得に限る。)	
十五項	表の各号	表の第十五号	同号	
十六項	旧法第六十五条の八第 六項	表の各号	表の第十五号	同号
十七項	旧法第六十五条の九	平成三年三月三十一日	平成三年三月三十一日(第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産につては、当該資産の譲渡の日)	
十八項	同表の各号	同表の第十五号	同号	
十九項	当該各号	同号	同号	

10	前二項の規定の適用がある場合における新法第六十五条の三から第六十五条の五までの規定の適用については、新法第六十五条の三第一項、第六十五条の四第一項及び第六十五条の五第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは、「第六十五条の九まで若しくは平成三年改正法附則第十五条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年改正法による改正前の租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」とする。	した場合(当該交換譲渡資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)	した場合(当該交換による譲渡が平成三年改正法附則第十五条第八項第二号又は第三号に掲げる譲渡に該当し、かつ、当該交換による取得が当該譲渡に応じこれらの規定に定める取得に該当する場合に限るものとし、当該
11	新法第六十六条の規定は、法人が平成四年一月一日以後に行う同条第一項に規定する出資に係る法人税について適用する。 (国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)	更正決定又は賦課決定ができる期間については、なお従前の例による。 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)	更正決定又は賦課決定ができる期間については、なお従前の例による。 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)
3	規定は、施行日以後に国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十二条第一項に規定する法定納期限が到来する法人税について適用し、施行日前に当該法定納期限が到来した法人税に係る同項に規定する国税の徵收権の時効については、なお従前の例による。	規定は、施行日以後に国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十二条第一項に規定する法定納期限が到来する法人税について適用し、施行日前に当該法定納期限が到来した法人税に係る同項に規定する国税の徵收権の時効については、なお従前の例による。	規定は、施行日以後に国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十二条第一項に規定する法定納期限が到来する法人税について適用し、施行日前に当該法定納期限が到来した法人税に係る同項に規定する国税の徵收権の時効については、なお従前の例による。
2	新法第六十六条の五第三項の規定は、法人が施行日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用する。	第十七条 新法第六十六条の六第五項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度終了の日以後二月を経過した日を含む事業年度の法人税について適用し、当該外國関係会社の施行日前に終了した事業年度終了の日以後二月を経過した日を含む事業年度の法人税については、なお従前の例による。	新法第六十六条の五第三項の規定は、法人が施行日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用する。
1	新法第六十六条の五第十六項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に当該期限又は日が到来した法人税に係る同項に規定する	第十八条 法人が旧法第六十六条の十五第一項の規定は、(東京湾横断道路の建設事業を行なう会社に対し出資をした場合の課税の特例に関する経過措置)	新法第六十六条の五第十六項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。

規定により施行日前に開始した事業年度において同項の特別勘定として経理した金額の益金の額への算入については、なお從前の例による。

(相続税及び贈与税に関する経過措置)

**第十九条** 新法第七十条の四の規定は、平成四年一月一日以後に行われる同条第一項に規定する農地等の贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。)に係る贈与税について適用し、同日前に行われた旧法第七十条の四第一項に規定する農地等の贈与については、なお從前の例による。

新法第七十条の五の規定は、平成四年一月一日以後に新法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者

が死亡した場合又は同日以後に旧法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者(以下この項において「旧法の規定による農地等の贈与者」といいう。)が死した場合におけるこれらの死亡による相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)に係る相続税について適用し、同日前に旧法の規定による農地等の贈与者が死亡した場合における当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、なお從前の例による。

**3** 新法第七十条の六の規定は、平成四年一月一日以後に相続又は遺贈により同条第一項に規定する取得をした財産のうち同項に規定する農地等を特定市街化区域農地等とし、該相続又は遺贈に係る相続税に規定する農地等の全部又は一部につき次の各

4 平成四年一月から同年十二月三十一日までに新法第七十条の四第二項第三号に規定する特定市街化区域農地等(以下この条において「特定市街化区域農地等」といいう。)に該当する同項第一号又は第二号に規定する農地又は採草放牧地

2 新法第七十条の四第一項に規定する農地等の贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。)に係る贈与税について適用し、同日前に行われた旧法第七十条の四第一項に規定する農地等の贈与については、なお從前の例による。

新法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与者(以下この項において「旧法の規定による農地等の贈与者」といいう。)が死した場合におけるこれらの死亡による相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)に係る相続税について適用し、同日前に旧法の規定による農地等の贈与者が死亡した場合における当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、なお從前の例による。

**5** 平成四年一月一日前に旧法第七十条の六第一項に規定する取得をした財産のうちに同項に規定する農地、採草放牧地又は準農地がある場合における当該相続又は遺贈に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

**6** 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等のうち平成三年一月一日において特定市街化区域農地等を規定する農業相続人が、平成四年一月から平成六年十二月三十一日までの間に、当該特定市街化区域農地等の全部又は一部につき次の各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき、政令で定めるところにより、

イ 住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。次号イにおいて同じ。)が十五以上のものであること。

ロ 建設の開始の時において、新築又は取得をした当該共同住宅を特定法人が借り受け

(以下この項において「農地等」という。)が、同日(同日前に新法第七十条の六第一項に規定する相続税の申告書の提出期限が到来する場合に

は、当該提出期限)までに都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)の規定に基づく都市計画の決定又は変更により次の各号に掲げる農地等に該当することとなつた場合として政令で定める場合には、当該農業相続人に係る相続税について

は、当該農業相続人の申出により、当該農地等を地方公共団体、住宅・都市整備公団その他政令で定める法人(以下この号及び次号において「特定法人」という。)に対し当該特定市街化区域農地等(その面積が千平方メートル以上の一団のものに限る。)の貸付け(当該貸付けに係る権利の設定に際し、その対価を取得するものを除くものとし、当該貸付けの期間が二十年以上とされているものに限る。以下この項において同じ。)を行い、当該特定法人が当該特定市街化区域農地等を賃貸の用に供する共同住宅(平成六年十二月三十日までに建設の工事に着手することとされているものに限る。)の敷地の用に供すること。

二 都市計画法第七十条第一項に規定する市街化調整区域内に所在する農地等

一 新法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等

条第一項第二号に掲げる場合に該当しないもののみなす。

一 当該農業相続人が、当該特定市街化区域農地等を地方公共団体、住宅・都市整備公団その他政令で定める法人(以下この号及び次号において「特定法人」という。)に対し当該特定市街化区域農地等(その面積が千平方メートル以上の一団のものに限る。)の敷地の用に供する

二 当該農業相続人が、当該特定市街化区域農地等の上に賃貸の用に供する中高層耐火建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数三以上を有するものをいう。次号において同じ。)である共同住宅(次に掲げるすべての要件を満たすものとされる。)の新築をし、又は住宅・都市整備公団から当該共同住宅の取得をし、かつ、特定法人に対し当該新築又は取得をした共同住宅の貸付けを行うこと。

イ 住居の用途に供する独立部分が十五以上

のものであることは当該共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであること

その他の政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 貸貸に係る家賃の額が公當住宅法(昭和二十六年法律第二百九十三号)第十二条第一項に規定する計算方法に準ずるものとして建設大臣が定める計算方法によつて算定された額を超えないものであること。

ハ 平成六年十二月三十一日までに建設の工事に着手することとされていること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 住居の用途に供する独立部分が十五以上

のものであることは当該共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであること

その他の政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 貸貸に係る家賃の額が公當住宅法(昭和二十六年法律第二百九十三号)第十二条第一項に規定する計算方法に準ずるものとして建設大臣が定める計算方法によつて算定された額を超えないものであること。

ハ 平成六年十二月三十一日までに建設の工事に着手することとされていること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。次号イにおいて同じ。)が十五以上のものであること。

ロ 建設の開始の時において、新築又は取得をした当該共同住宅を特定法人が借り受け

る旨の契約がされていること。

ハ 平成六年十二月三十一日までに建設の工事に着手することとされていること。

三 当該農業相続人が、当該特定市街化区域農地等をその賃貸の用に供する中高層耐火建築物である共同住宅(次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。)の敷地の用に供する

二 住居の用途に供する独立部分が十五以上

のものであることは当該共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであること

その他の政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 貸貸に係る家賃の額が公當住宅法(昭和二十六年法律第二百九十三号)第十二条第一項に規定する計算方法に準ずるものとして建設大臣が定める計算方法によつて算定された額を超えないものであること。

ハ 平成六年十二月三十一日までに建設の工事に着手することとされていること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 住居の用途に供する独立部分が十五以上

のものであることは当該共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであること

その他の政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 貸貸に係る家賃の額が公當住宅法(昭和二十六年法律第二百九十三号)第十二条第一項に規定する計算方法に準ずるものとして建設大臣が定める計算方法によつて算定された額を超えないものであること。

ハ 平成六年十二月三十一日までに建設の工事に着手することとされていること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。次号イにおいて同じ。)が十五以上のものであること。

ロ 建設の開始の時において、新築又は取得をした当該共同住宅を特定法人が借り受け

る旨の契約がされたときには、当該農業相続人は、同

該転用があったときは、当該農業相続人は、同

という。)までに当該年分の当該貨貸に

係る家賃の額が口の限度内である旨の証明書を発行することについての同意を与えていること。

(2) 住宅・都市整備公団から取得をすることがとされており、かつ、住宅・都市整備公団が当該農業相続人に係る納税猶予期限までの間の提出期限までに当該年分の当該貨貸に係る家賃の額が口の限度内である旨の証明書を発行することについての同意を与えていること。

本項の規定は、当該農業相続人が当該共同住宅に係る二の証明書の写しを提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出すること。

四 当該農業相続人が、当該特定市街化区域農地等を地方公共団体に対し貸付けを行い、当該地方公共団体が当該貸付けを受けた当該特定市街化区域農地等を都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である都市公園法第二条第一項に規定する公園で、平成六年十二月三十日までに建設の工事に着手することとされているものに限る。)の用に供すること。

前項の税務署長は、同項の承認の申請があつた場合において、平成六年十二月三十一日までに同項各項に掲げる要件に係る建設の工事に着手しないと認められる事由があるときは、同項の承認を与えないことができる。

五 前号の規定に該当する場合には、第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第九項の規定は、適用しない。

第六項に規定する承認を受けた同項に規定す

る農業相続人が同項の特例農地等(当該承認を受けたときにおける第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第七項及び第九項の規定の適用について、第六項第一号及び第四号に規定する貸付けをしていない場合には、同項の規定によ

りて、第六項第一号及び第四号に規定する貸付けをしていない場合には、同項の規定によ

りて、第六項第一号及び第四号に規定する貸付けをしていない場合には、同項の規定によ

りて、第六項第一号及び第四号に規定する貸付けをしていない場合には、同項の規定によ

りて、第六項第一号及び第四号に規定する貸付けをしていない場合には、同項の規定によ

りて、第六項第一号及び第四号に規定する貸付けをしていない場合には、同項の規定によ

りて、第六項第一号及び第四号に規定する貸付けをしていない場合には、同項の規定によ

りて、第六項第一号及び第四号に規定する貸付けをしていない場合には、同項の規定によ

二 平成六年十二月三十一日において、第六項

各号に掲げる要件に係る建設の工事に着手していない場合で大蔵省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、同日において転用をされたものとみなす。

三 第六項第三号の要件に係る農業相続人が同号の共同住宅に係る同号二の証明書の写しを提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出

しなかつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該提出期限において転用をされたものとみなす。

四 納税猶予期限までの間に第六項第一号若しくは第二号の貸付けを行わないこととなつた場合、同号若しくは同項第三号の共同住宅の敷地の用に供しないこととなつた場合には、同項第四号の都市公園の用に供しないこととなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該行わないこととなつた日又は当該供しないこととなつた日ににおいて転用をされたものとみなす。

五 前号の規定に該当する場合には、第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第九項の規定は、適用しない。

第六項に規定する承認を受けた同項に規定する農業相続人が同項の特例農地等(当該承認を受けたときにおける第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項第一号に規定する譲渡等(同号に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。)をしたとき、又は当該特例農地等に係る農業経営の廃止をしたときは、当該特例農地等について、第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項の規定の適用を受けた日から一年を経過する日は、次に定めるところによる。

一 当該承認を受けた日から一年を経過する日にかかるらず、同日において転用をされたものとみなす。

この限りでない。

第六項に規定する承認を受けた同項に規定する農業相続人は、納税猶予期限までの間、当該承認を受けた日の翌日から起算して毎三年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、引き続いて同項各号に掲げる要件を満たす旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第六項に規定する相続税について、同項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日(当該期限後同日以前に当該相続税に係る農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から六月を経過する日)をもって第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第七項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

第六項第三号二の証明書の写し又は第十項の届出書が提出期限又は同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれら期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該証明書の写し又は届出書がこれら期限内に提出されたものとみなす。

第六項第三号二の証明書の写し又は第十項の届出書が提出期限又は同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれら期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該証明書の写し又は届出書がこれら期限内に提出されたものとみなす。

新法第七十条の七(同項第一項に規定する割合に係る部分並びに同項第六項及び第七項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、第十七項及び第十八項に定め

るものとされる旧法第七十条の六第七項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

第六項第三号二の証明書の写し又は第十項の届出書が提出期限又は同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれら期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該証明書の写し又は届出書がこれら期限内に提出されたものとみなす。

新法第七十条の七(同項第一項に規定する割合に係る部分並びに同項第六項及び第七項に係る部分を除く。)の規定は、森林法改正法の施行の日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について

は、なお從前の例による。

新法第七十条の七(同項第一項に規定する割合に係る部分並びに同項第六項及び第七項に係る部分を除く。)の規定は、森林法改正法の施行の日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について

は、なお從前の例による。

新法第七十条の七(同項第一項に規定する割合に係る部分並びに同項第六項及び第七項に係る部分を除く。)の規定は、森林法改正法の施行の日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について

は、なお從前の例による。

同号に規定する収用交換等による譲渡とみなし、同項ただし書及び同項第七項の規定を適用する。

第六項に規定する承認を受けた同項に規定する農業相続人は、納税猶予期限までの間、当該承認を受けた日の翌日から起算して毎三年を経過するごとの日までに、政令で定めるところによりなおその効力を有する農地等の贈与者が平成四年一月一日以後に死亡した場合における当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に対する新法第七十条の五の規定の適用に関する事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

税務署長は、新法第七十条の七第一項又は第二項の規定に準じて当該分納税額を変更することができる。

前項に規定する場合において、施行日前に延納の許可を受けた者が施行日以後最初に到来する延納に係る分納税額の納期限までに新法第七十条の七第五項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、施行日後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、同条第三項の規定に準じて計算するものとする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十条 新法第七十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一号に規定する協議、調停又はあつせんにより取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の三第一号に規定する協議、調停又はあつせんにより取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七条の四第二項の規定は、同項に規定する農業組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、当該組合員が施行日前に旧法第七十七条の四第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受けた同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受けた同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 施行日前にされた旧法第八十一条第二項に規定する承認に係る同項各号に掲げる事項及び施行日から平成五年三月三十日までの間にされた承認(産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第四条第二項に規定する特定設備(大蔵省令で定めるものに限る)をその事業の用に供する同法第八条第一項に規定する承認)に係る同項各号に掲げる事項について、同項の規定は、施行日以後に該当する事項については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日以後にされる当該承認に係る同項各号に掲げる事項に係る同項の規定の適用については、同項中「平成三年三月三十一日」とあるのは、「平成五年三月三十一日」とする。

(有価証券取引税の特例に関する経過措置)

第二十一条 新法第九十二条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する証券会社以外の者が同項に規定する法人に対し行う同項に規定する端株の譲渡に係る有価証券取引税について適用する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部 改正)

第二十二条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四号)の一部を次のよう

うに改正する。

附則第五条第四項中「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第十三号)」を改正する法律(平成二年改正法といふ)による改正後の租税特別措置法(以下「平成二年新法」といふ)に改め、「第十四条の四」の下に「第五条第一項」を加え、「並びに平成二年改正法附則第五条第三項」を削る。

附則第十二条第五項中「平成二年新法」を「平成三年新法」に改め、「第四十四条の六」の下に「第四十四条の八」を加え、「並びに平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五(以下この項において「平成二年旧法第四十二条の五」という。)を削り、「第四十四条の六第一項」の下に「第五十二条の二」とあるのは、「第三十二条の二又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)附則第七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第三十二条の三」とする。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法の一 部改正に伴う経過措置)

第二十四条 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「又は第三十二条の三」を削る。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法の一 部改正に伴う経過措置)

第二十五条 平成五年三月三十日までに行う有農地等の売払いに関する特別措置法第五条第一項に規定する土地等の譲渡については、同項中「第三十二条の二」とあるのは、「第三十二条の二又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)附則第七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第三十二条の三」とする。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第二十六条 日本国鉄道改革法等施行法(昭和六十年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第十四項中「鉄道施設」の下に「既に当該鉄道事業者の事業の用に供されているものを除く。」を加え、「平成三年三月三十日」を「平成九年三月三十日」に改める。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定による改正後の日本国有鉄道改革法等施行法第二十七条第十四項の規定は、施行日以後に取得する同項に規定する鉄道施設の同項の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した前条の規定による改正前の同法第二十七条第十四項の規定による鉄道施設の同項の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(特定船舶製造業経営安定臨時措置法の一部改正)

第二十八条 特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条 第八条を次のように改める。

第八条 削除

平成三年四月十一日印刷

平成三年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局